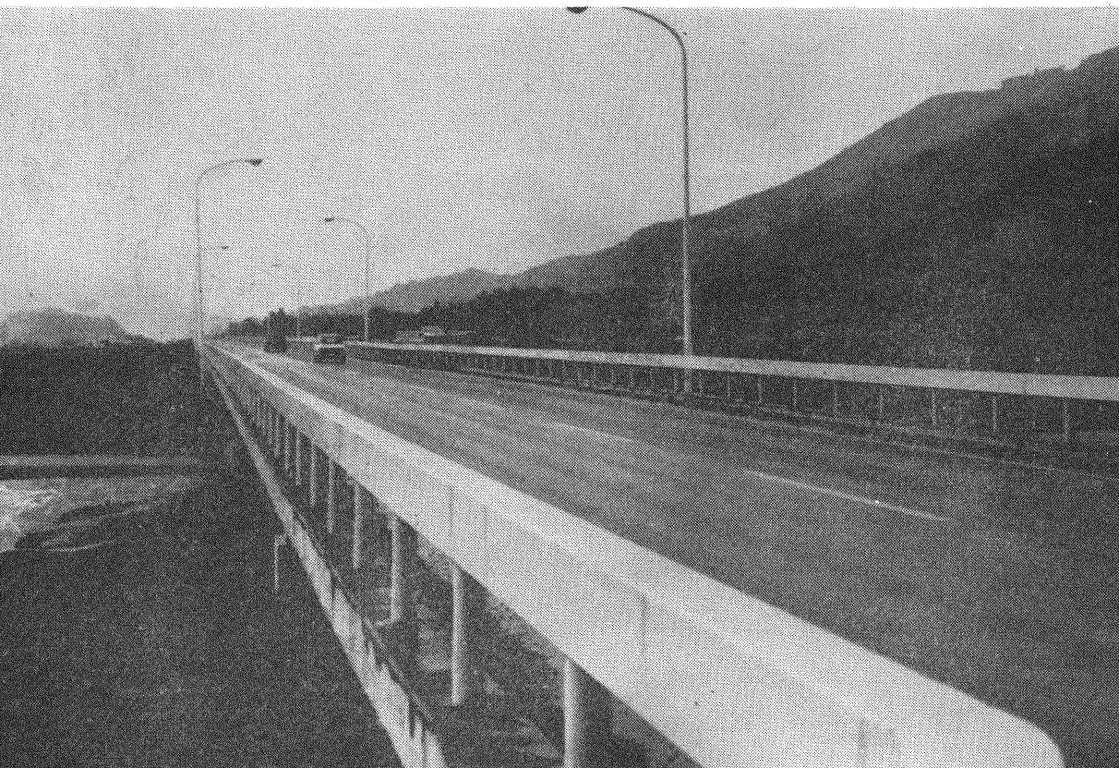


第六編 土木と交通

新 早 川 橋



第一章 道路交通と土木事業

第一節 地質と土木事業の概況

本町の地質を大別すれば、御坂層群と富士川層群とに分類することができる。

これらの地層は、含有する貝類等の化石により第三中新統で、今より二千万年前の造山運動によって、海底が隆起したもので、地質的に比較的新しい年代に属する地層が大部分であることがわかる。

その分布は、まず富士見山、山岳地帯は御坂層群に属し、安山岩および安山岩質凝灰岩、凝灰角礫岩と比較的堅硬な岩石より構成されているのに比べ、中部地帯（本町の中段地帯）とも言うべき標高四〇〇米から六〇〇米の大塩・久成・夜子沢から旧曙各部落は、旧称静川層群におおわれ、本町地質の大半を占めると共に代表する地層である。富士川以東地帯は、旧称西八代層群となり、また富士川沿岸地帯の平坦部は、河成沖積層である。

地質についての詳しい事は他の章にゆずるとしても、これが本町を構成する地質の概観である。このような中にあって特に中部地帯の静川層群は、主として砂岩泥岩互層地帯と礫礫岩層および原

泥岩層に大別されるが、この地層は共に軟弱で風化しやすく、崩壊と言うより崩落しやすい岩質よりおおわれている。

戦前戦後、相次ぐ災害との戦いが本町の歴史につながると言っても過言ではない事実、これもかような地質なるがゆえにひん発したことで偶然ではない。戦後の災害を考察する時、この災害を誘発し促した事象はほかにもある。これを挙げると、

(一) 戦後の復興に伴う、木材ブームによる過剰伐採を挙げることができる。比較的交通の便に恵まれた本町は、全域にわたり競って伐採がなされ、これに伴う造林事業の奨励もさることながら、幼齡林は伐木根の腐朽に伴い雨水の滲透を容易にして、地質の軟弱性とあいまって、崩壊を助長したことは容易に想像することができる。

(二) 戦後の食糧事情の窮迫は、いやが上にも急傾斜地帯まで開墾が強いられ、おのが振るわれた。こうして降水量を保留する能力を弱めたことも一連の災害の誘因となったことは明白である。加えて本町の主要河川は、浸蝕が激しく、屈曲し、河床こう配が急であるうえに、大小多数の転石があり、災害を起こしやすい急流河川であること。

かような条件下において、時間的降水量の多い台風等の集中豪雨

に見舞われると、容易に山地崩壊を引き起こし、時には鉄砲水となり大災害を誘発している。昭和三四年および昭和四一年の大災害が顕著な例である。本町が災害のたびに激甚地帯に挙げられるのも、さかのぼれば地質に起因すると言っても過言ではない。

なお、山梨県地質図編さん委員会編集「山梨県地域別地質調査報告書」昭和四四年四月発行による、Ⅱ 応用地質編によれば、

(一) 西八代層・静川層にみられる崩壊原因

(1) 粘土鉱物について

西八代層と静川層は岩質的には堆積岩と火山岩で、火成活動による変質が多く、しかも地質構造的には糸魚川―静岡線に近く、それに付属する小断層が多い。したがって岩石の変質作用に基づく粘土鉱物が比較的多量にみられる。

粘土鉱物は上記の如き、いがいに岩石の風化過程における求極生成物であるが、粘土化作用の促進が岩体相互の摩擦角の減少をもたらし、山崩れの素因となる。従って本県の土質特徴の原因分析をX線回析のピークにより読みとると意義がある。(注・回析ピークⅡ X線・電磁波の振動波長のやまをいう)

(2) モンモリロナイト(モンモリロン石とも云い粘土鉱物の一種)について

旧称西八代層群・旧称静川層群中に発生する山崩れは主に凝灰岩、凝灰質泥岩および安山岩の如き、火山噴出物よりなる岩体の節理面に沿って流水が浸入し、岩石の風化が行なわれ、粘土鉱物ではすべての場合において一五・五度A付近の回析ピークが認められるので、モンモリロナイトと同定されている。ことに月見橋付近の緑

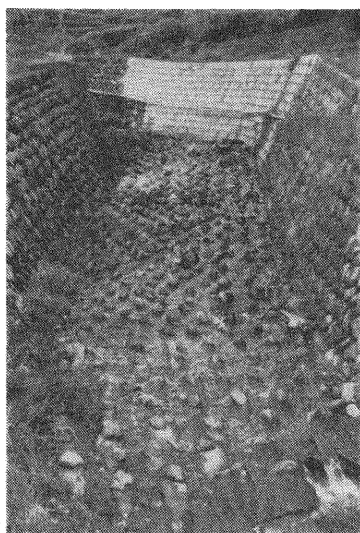
色凝灰岩の如きハリ質岩体の崩壊面の崩土では、一五・五度A付近の回析ピークは幅せまく、かつ鋭くモンモリロナイトの結晶度はきわめて高く表われかつ濃集していることが実験的に判明した。(小林福造)

火山性岩石の断層粘度では回析ピークは概して幅せまくかつ鋭くモンモリロナイトの結晶度はきわめて高いことを示している。これは原岩の初生的な鉱物組成によるのみでなく、断層面にそって流れる媒質PHによって後生的に変質作用を受け、モンモリロナイトの



崩壊性高い曙礫岩層

結晶度を高めたものと考察され、実際の野外調査ではかかる断層面にそって山崩れの発生が多い。旧称静川層中の凝灰質泥岩、凝灰質砂岩の崩壊粘土では回析曲線は全体的にかなり顕著に認められる。しかし緑泥岩、絹雲母の回析ピークはかなりの弱く結晶度も小さいので、緑泥岩化、絹雲母化は進んでいない。したがって旧静川層中の山崩れは、凝灰質泥岩、



江尻窪川に施されたコンクリート
河床工

凝灰質砂岩中におけるモンモリロナイトの形成によるもので、これの濃集する地帯での山崩れの規模は大きく現われていると断定されるので、この粘土鉱物に対する対策が必要である。

このように同委員は学術的に崩壊原因を究明し、解析して報告している。

試みに本町近々一〇か年に投下された土木投資はばく大な金額にのぼる。詳細は後章にゆずるが、昭和四二年度中富町財政歳出入訳を見ると災害復旧事業費が実に全歳出の五六・八%と言う比率である点を見ても、昭和四一年災害の後とはいえ如実に物語っている。

最近における土木事業として、主要河川関係の災害復旧施工状況を見るに、寺沢川・夜子沢川・曙川の準用河川としての全延長にわたる改修の大規模工事は、本町の歴史の中に特筆さるべきものである。中段地帯の支流河川においても、江尻窪川の河床浸蝕防止の全

面玉石敷コンクリート河床工法の採用と云い、古長谷川全延長に施工した護岸工および築堤工と、昭和四一年度と昭和四二年度の兩年には町内主要支流河川が一級河川に認定されて、押立沢川・大陸川・宝珠院川等に近々施工されつつある護岸および築堤砂防工事は、共に他町村河川に見られぬ大規模工事が施工されている。

第二節 道 路

一、河内路・駿州往還・一般国道五十二号線

本県の中世古道として、甲斐国志の一節に、若彦路・中道路・河内路・鷹坂口・萩原口・鎌倉海道・穂坂路・大門嶺口・逸見路の九筋がありと記している。

そのうちの河内路は、甲斐叢記によると、府中より西条（昭和村）―布施（田富町）―市川大門黒沢より割石峠を越して、岩間の宿に至りて、当町西島に渡り―切石―八日市場―飯富と富士川岸に沿って、身延―南部―万沢の国界の番所を経て駿州岩淵に至る二三里余を云うと、この筋も、江戸時代まで時には武田の用兵路として、東の鎌倉街道、北の信州往還、西の河内路と富士川岸を縫う直線路として整備された時代もあったが、徳川時代においても、五街道の脇往還としての当往還は、伝馬の継立路として御定普請（公費）が往還村々に課せられ富士川舟運と共に駿河を結ぶ重要な往

還であつたし、身延往還としても整備された。然し本格的な道路開削工事は明治以降である。特に道路県令の異名も残る藤村県令知事の赴任により、殖産興業発展の根源は道路にありと、道路布令を発して整備を奨励した。

明治六年一月には、甲斐の国の河川・道路および橋梁について等級調書が作られた。駿州往還「柳町ヨリ万沢駅迄同駅ヨリ駿州岩淵へ出ル」の区間を二等道路と指定された。かくして道路整備を奨励したので競つて諸所に道路開削工事が起こされた。その一面が當時西島村と箱原村を結ぶ間の切開き工事で、当時のようすを、山梨県史、その他の資料により伺うことができる。この区間は、往時「^{トツサ}兩越の渡」として国志の一節に「駿州路ナリ西河内箱原村ノ砥阪ト云処ニ富士川渡船アリ岩間宿へ通送ス又西島村ノ岩崎ト云処ニ渡場アリ是ヲ兩越渡ト云フ……中略……砥阪ヨリ西島ノ間峭岩絶壁ニシテ人跡通ハザル故ニ東河内ニ岩間宿一拵ヲ置キ又西河内切石宿ニ通送ス一〇数町ナラズシテ二所ノ渡場アリ煩ハシキニヨリ貞享年中岩腹ヲ鑿リ徒行路ヲ通ズ今ニ新道切通ト呼ベリ爾後行旅多ハ此渡場ニカ、ラズ」とある。往時の河内路は箱原より岩間へ、岩間より西島にと、二か所の渡船を利用して往復していた。しかし夏秋のころの富士川氾濫による交通の支障は、当時においても悩みであつたことは伺い知ることができる。かくて第二編町の歴史第四章第一三節で詳述されているように、箱原・西島間の新道が開削され、その後も幕末に至るまでしばしば開削工事や災害復旧工事が行なわれているのである。しかし本格的な開削は、明治七年三月五日、権令藤村紫朗代理山梨県参事、富岡敬明より箱原・西島両村区間の道路開

削を内務省に請願した時に始まる。「山梨県史」

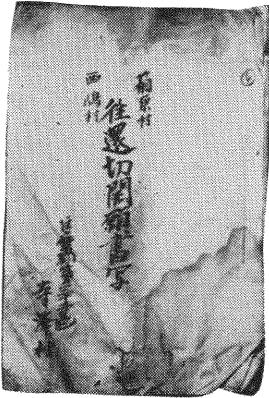
駿州道ニ係ル新路ヲ開カン事ヲ内務省ニ稟議ス 六月一七日指令

曰
当国ヨリ駿州へノ通路富士川へ添往還相立居候処 巨摩郡箱原村ヨリ西島村迄ノ間僅長千三百五拾九間半ノ内ニ式ケ所渡船有之毎歳夏秋ノ間出水ノ節 渡船ヲ止メ平常逆モ渡船待合等二時間ヲ費シ往來人馬ノ難渋不勤 然ル処西岸両村ノ間ニ十谷村地先相孕ミ一小径之有候ヲ切開普通ノ道路ト相成候ハ長千五百九間程ニ相成聊間數ハ相延候へ共両所渡船ノ煩ヲ除キ且ハ阻川ノ憂無之勞辦理ヲ得候ニ付同所関係区長舊免区内村ヲ勸奨シ新道切開度旨願出候間 官費差出シ実地見分爲致候処申立ノ通相違無之右ニ付人足ノ儀ハ区内戮力シテ行届候へ共 岩石切開石工賃等多分ノ入費ニ有之候間右ハ管下ノ者道路橋梁入費献金ノ内ヨリ下ケ渡候積有之候間願ノ通り往還附替ノ儀御許可有之度依之絵図面相添此段相伺候也

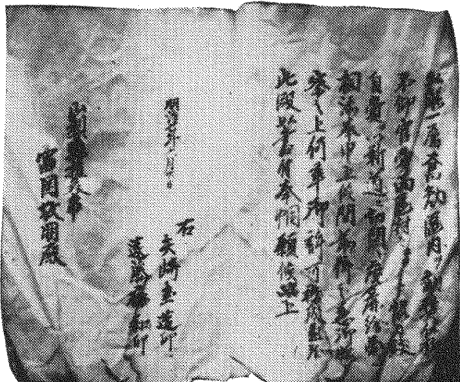
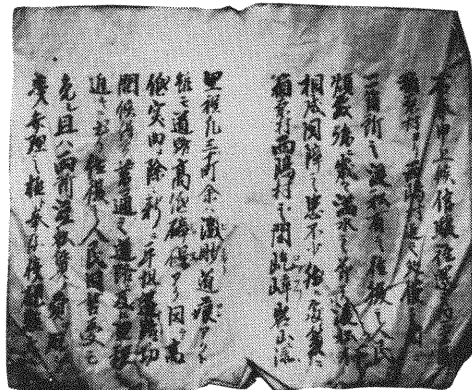
明治七年三月五日

權令藤村紫朗代理 山梨県知事 富岡 敬明
内務卿 木戸孝允殿

このように両村間の切開きの緊要性を説き上申している。また、相前後して地域住民より開鑿願を山梨県に出している。この点について県の布令により地域住民が立ち上がったと見るべきか、また、地域住民の総意を反映しての内務省の請願となつたかについては知るべきもないが史実を日時を追って進めて行くと、前者の命による



箱原村西島村往還切開願書



と見るべきである。

「箱原村西島村往還切開願書」 写

巨摩郡第三二区 寺沢村 (河西義一氏蔵)

道路切開ニ付御願 (訳文)

巨摩郡第三十巻区 区長 遠藤 聡知

同 郡第三十巻区 区長 矢崎 圭造

右申シ上ゲ奉リ候 信駿往還ノ内 三十一区箱原村ヨリ西島村迄

ノ処 僅カノ間ニ 二箇所ノ渡船之レ有リ 往復ノ人民煩シキ処

殊ニ歳々満水ノ節ハ渡船相成ラズ 閉障ノ患少カラズ 然ル処 爰

ニ箱原村西島村ノ間屹嶂^{コッヅ}岩山ニ添ヒ 里程凡ソ三十町余ハ 微渺

(註「かすか」「わずか」) 道痕アリト雖モ道路高低障碍アリ。因

テ高低削除シ新ニ平坦道路ニ切開候得バ 普通ノ道路ニ及ビ 里程

モ近キニ至リ 往復ノ人民ノ困苦ヤ憂モ免カレ 且ハ兩所渡船費ノ

費ヲ脱シ 旁々^{カガガ}弁理ノ極ミト存ジ奉リ 傍觀点止スル能ハズ 一層

奮勵シ区内ヲ勸奨仕リ聊モ官費ヲ仰ガズ 兩区民ニライテ協力致シ

自費ヲ以テ新道ニ切リ開キ度ク龜^ツ絵^エ図 (註・略絵図) 相添エ申シ上

ゲ奉リ候間 前件ノ意御瞭察ノ上何卒御許可成シ下シ置カレ度ク

此ノ段書キ付ケヲ以テ惇願奉リ候。以上

明治七年六月廿日

右 切石村 矢崎 圭造^印

鰺沢村 遠藤 聡知^印

山梨県権参事 富岡敬明殿

御指令

書面聞居キ候条入費高之儀ハ追テ申出ズ可キ事

明治七年戊六月二十五日

いささかも官費を仰がず、兩区民の協力による切開を計画しての
大事業は、いかに当時庶民が交通の不便を痛感し、その打開に熱烈
な意欲をもやしていたかを伺い知るに充分な資料と言える。かくし
て新道開削工事も測量の段階に入り、一か年の歳月を費して切開き
仕用の見積書を作製している。それによると、

明治七年六月十三日

駿州往還箱原村ヨリ西島村マデ新道切開仕用帳

巨摩郡第三十二区

寺沢区長 河西栄蔵 写控

仕用帳之内

合計 千五百二十坪八合

此人足 壹万貳千九百人

内 訳

岩切坪メ 八百四十七坪六合

此人足 七千六百二十六人

切込土坪 埋上砂利メ 四百八十五坪六合

此人足 二千九百四十人

石積坪メ 六十七坪四合

此人足 五百四十五人

土橋 棚橋 拾ヶ所 内土橋六ヶ所 棚橋四ヶ所
入用材木之

材木ナレバ場所之上可積之事

此人足 七百十屯人

外ニ蟹谷沢梓式組 但し同所

外ニ箱原村地内 堀割長 二十六間

天神坂石積 平均高さ 六尺 横 一丈六尺五寸

此坪 五拾八坪五合

此人足 四百六十八人

但し一坪積 八人

岩切 老坪ニ付 人足 九人

土方 老坪ニ付 人足 六人

石積 老坪ニ付 人足 十人

右者^ハ尽ク力人足ニ付当宛御増之見込也

第三十一区 中

第三十二区

当時の技術としては、精細な仕様設計書が作製されて、九月にはその仕用帳に基き、第三一区・第三二区諸村に、戸数に應じ高割および人足の課出を戸長一同の協議により決定している。

明治八年九月

駿州往還 箱原村ヨリ西島村迄ノ内

新道切開人足課出割合帳

(訳文)

巨摩郡 第三十一区
同郡 第三十二区

(寺沢河西義一氏蔵)

駿州往還巨摩郡第三十屯区箱原村ヨリ、西島村迄ノ間、願ヒ済ミ新道切開キノ内、難岩ノ分ハ除キ置キ、差シ当リ字蟹谷沢ヨリ箱原村畑境迄、九百二十五間今般凡ソ積リ別紙仕様帳相仕立テ、戸数旧高割ヲ以テ人足課出出来形仕ル可ク旨一同協議行キ届キ、箇所図取リ致シ、左ノ通り村々清書確定候上ハ、聊モ苦情之レ無キ様、至急取リ掛リ仕リ可ク候也

課出総計 人足 老万式千九百式人

戸数 貳千五百九拾四戸 但シ老戸ニ付三人

此人足 七千七百八十二人

高 三千八百貳拾石五斗三升四合

但シ一石ニ付人足一人三分四厘

此人足 五千百二十人

此金 五百貳拾円 但シ一人付金拾錢ヅツ

一 戸数 七百四戸 鰍沢村

此人足 貳千百拾貳人 世話方中島致恭他保坂恭平

一 高 千拾七石三升六合

此人足 千三百六十三人

此金 百三十六円三十錢

(注 内訳 省略以下各村同ジ)

一 戸数 三百二十九戸 西島村

此人足 九百八十七人 副戸長 佐野甚左衛門

- 一、高 三百五石三斗九升五合 世話人 佐野保右衛門
 此人足 四百九人 同 笠井七郎右衛門
 此金 四十円九十銭
- 一、戸数 三百五十戸 五開村
 此人足 千六拾貳人 戸長 望月庄兵衛
- 一、高 四百四十六石六斗貳升 伍長 望月貞兵衛
 此人足 五百九十八人
 此金 五十九円八十銭
- 一、戸数 百四十四戸 元大塩村
 此人足 四百三十貳人 副戸長 佐野甚右衛門
- 一、高 百九十六石五斗四升七合
 此人足 二百六十三人
 此金 二十六円三十銭
- 一、戸数 八拾四戸 元久成村
 此人足 貳百五十貳人 戸長 松田良左衛門
- 一、高 百三十六石七斗四升九合
 此人足 百八十三人
 此金 拾八円三拾銭
- 一、戸数 七拾九戸 元平須村
 此人足 貳百三十七人 伍長 神宮司喜右衛門
- 一、高 百七拾貳石四斗五升貳合 副戸長 深沢栄兵衛
 此人足 貳百三十一人
 此金 貳拾三円拾銭
- 一、戸数 五十九戸 手打沢村
- 一、高 此人足 百七拾七人 戸長 依田源左衛門
 貳百七石貳斗貳升八合
 此人足 貳百七十八人
- 一、戸数 貳拾七戸 寺沢村
 此人足 八十壹人 戸長 河西栄蔵
- 一、高 百貳拾七石六斗九升八合
 此人足 百七拾壹人
 此金 拾七円拾銭
- 一、戸数 百拾五戸 夜子沢村
 此人足 八十壹人 戸長 望月貞利
- 一、戸数 貳拾壹戸八十銭
 此人足 百八十三人 切石村 戸長 遠藤重道
- 一、高 九拾石壹斗五合
 此人足 百貳拾壹人
 此金 拾貳円拾銭
- 一、戸数 百三十戸 八日市場村
 此人足 三百九十九人 副戸長 山下重喜
- 一、戸数 七拾壹戸 伊沼村
 此人足 貳百拾三人 副戸長 深沢寅之丈
- 一、高 六拾壹石七斗三合
 此人足 八十三人
 此金 八円三十銭

区長 矢崎 圭造
戸長世話方遠藤 重道
戸長 望月 真兵衛
副戸長 深沢 寅之丈
戸長 河西 栄蔵
世話方 川口 磯右衛門
同 深沢 政右衛門

なお、建設施工資材の用達に就いても上方に上申している。

岩割口火御下願 (鯉沢町 遠藤聡知氏控帳)

一、口火百本

右へ当区元箱原村ヨリ西島村ノ間 新道切開岩割ノ儀着手仕リ
度為存シ候間、火薬割口火御下ケ渡シ成サレ上ゲ度願奉リ候

以上

明治八年十一月二日

巨摩郡第三十一区 区長 遠藤 聡知

記

一、金 壹円七拾老銭貳厘五毛 但シ 焰硝五斤代

右金員上納奉リ候 以上

巨摩郡第三十一区 遠藤 聡知

明治八年十一月二日

山梨県令 藤村紫朗殿

当区新道切開ニ付用竹御下賜願

一、竹 七百本 但シ目通り三寸ヨリ七寸廻リマデ

右者当区五開村ノ内箱原村ヨリ西島村ノ間新道切開着手、既ニ
半ニ至リ 然ル処橋架等数ヶ所之レ有リ、右石積根堅メ籠、其
ノ他ノ用竹ニ差シ支エ候間、何卒前件御瞭察成シ下シ置カレ度
ク此ノ段願ヒ奉リ候 以上

巨摩郡第三十一区 区長 遠藤 聡知

明治八年十月四日

山梨県令 藤村紫朗殿

このようにして、各村の施工区割、担当もきまり、施工資材の整備も終わり、両区こぞって開削工事に着手した。当時の施工としては、いわゆる人海戦術により、難岩の切開きにいどみ、その難工事であったようすは、工事中途における、岩割請負人等の爆破による犠牲者の記録を見ても伺い知る事ができる。工事は着手してより半歳を経て、明治九年の新しい年を迎えても継続された模様で、工事の進捗中途において設計変更等もなされている。

新道切開ニ付キ御願 (鯉沢町 遠藤聡知氏控帳)

巨摩郡 第三十二区 区長 矢崎 圭造

同 郡 第三十一区 区長 遠藤 聡知

同 郡 五開村ノ内元箱原副戸長 樋口 光豊

右申上奉リ候、巨摩郡第三十一区西島村ヨリ元箱原村マデ新道切開ノ儀 先般出願奉リ切開ノ御許可ヲ蒙リ 漸次着手仕リ候処、

当節ニ至リ、十ニシテ八分通り出来仕リ然ル処元箱原村地内字天神ノ森坂道ノ義凡ソ老丈式三尺掘割下ケモ致サズ候ハデハ、前後ノ新道ヘ取付ケ方不都合之レ有リ且古道ヲ掘下ゲ候テハ坂道ヲ除クノ術ナク止ムヲ得ズ天神社現境内ヘ関リ新道切開仕リ度ク別紙絵図面相添エ出願奉リ候間、何卒前陳之事情御賢察成シ下シ置カレ、天神社現境内ヘ関リ新道切開ノ儀、御許可成シ下シ置カレ度ク、此ノ段願奉リ候 以上

明治九年三月廿四日

山梨県令 藤村紫朗殿

右 五開村 樋口 光豊
 鯉沢村 遠藤 聡知
 切石村 矢崎 圭造

難工事にもひるまず、人力のみにては切開きの不能な岩場は専門の岩割請負人を甲府より招き、工事は継続された。月日の経るに従い経費も予想外に多く要し、両区民の拠出に基づく資金のみにては困難の様子が当時の記録に伺われる。

新道切開ニ付御下金願

巨摩郡 第三十二区 区長 矢崎 圭造
 同郡 第三十一区 区長 遠藤 聡知

右申上奉リ候、巨摩郡第三十一区西島村ヨリ元箱原村マデノ間ノ新道切開ノ儀、旧参事富岡敬明殿ヨリ厚キ御懇諭ニ付、同区並ニ同郡第三十二区村々人力ヲ以テ切開出願奉リ御許可蒙リ 其先新

道切開出願ニ至ルマデ人力ノミヲ以テ開鑿及ビ難キ場所数多ク之レ有ルニ付キ、刻苦焦慮仕リ、旧参事富岡敬明殿ヘ事情頼願奉リ候処、其節ノ御口達ニ人力ヲ以テ切開及ビ難キ場所ハ既ニ、身延山久遠寺ヨリ金五百円献金モ之レ有ルニ付キ右金五百円渡シ下サレ候間、難場ノ儀ハ、右ヲ以テ切開ク可ク厚キ御口諭ニ付、人民ノ幸何之ニ過ギズ御許可ヲ得、初テ着手ノ節右御下金ノ内金貳百円内賜相成リ、当今ニ至リ七、八歩通り出来ニ付キ残金三百円御下致ノ儀出願奉リ候処、先般新道切開ク筋金員御下ゲ渡シ相成ル可ク証之レ無キ上ハ、即時御下金相成ラズ御旨仰せ聞カサレ、今更恐愕ノ至リ、素ヨリ御下金相成ル可ク証等ハ更ニ之レ無ク、前陳ノ次第ニテ旧参事殿ノ御厚諭ニ拠リ区内協議シ、戮力着手致シ候儀ニテ、此ノ期ニ至リ万一右金員御下ゲ渡之レ無キ上ハ、新道切開半途ニシテ相止ムノ外之レ無ク実ニ残念此ノ事ニ候。何卒特別ノ御詮議、先般御下賜相成可シトノ御口達ノ通り残金ヲ即刻御下渡成シ下シ置カレ度ク此ノ段御願候 以上

明治九年四月二日

山梨県令 藤村紫朗殿

遠藤 聡知
 矢崎 圭造

御下金願

巨摩郡 第三十一区 区長 遠藤 聡知

一金 貳百円
 右申上奉リ候 当区内西島村ヨリ元箱原村マデノ間、新道開鑿岩

切ノ場所ノ切開方着手仕リ、来ル四月卅日迄ニ落成ノ見込ミヲ以テ渡方致シ候ニ付キ、夫々請負人ヘ代払金差シ支ヘ候間、何卒御下賜相成リ候金員今般御下渡シ成シ下シ置カレ度ク此ノ段願奉リ候 以上

明治九年三月廿二日

山梨県令 藤村索朗殿

右 遠藤 聡知

なお、明治八年七月七日の「御届」によれば、「岩切請負人甲府堅近習町 植松治作儀 昨六日十二時西島地内ノ岩山へ穴を鑿^{チンヨウ}テ焰硝ヲ込メ、火道管ニ火ヲ点ジ候節、火道管ヨリ瞬時ニ火薬ニ移リ、忽チ破裂致シ遁去^{トシキヨ}ノ間合之レ無ク哉、砕岩ト共ニ富士川ニ刎入候ニ付キ、迅速ニ西島村正副戸長指揮ヲ以テ船並ニ船頭ヲ雇ヒ入レ、水中ヲ探索仕リ候ドモ見当ラズ……中略」

このような記録から、工事の開始は、すでに明治八年七月には着工されていた事が明らかである。よつて着工以来一〇か月さしもの難工事も明治九年四月末日を以て落成の運びとなり、人馬共々陸路による交通に変わった。いまにして当時の模様を回想着て祖先の歩みつづけた開削の歴史の一端を伺うことができる。

本町地内、駿州往還の難所としては、箱原西島の間に次いで、切石地内「日下り地先」をあげることができが、この「日下り」の岩場切開きも、箱原西島区間と相前後して着工されたようである。

当時の詳細な記録は見当たらないが「山梨県史」の明治七年河港道路修繕経費受払御勘定の一節に、

明治七年十月
一金二百円 但

管下甲斐国巨摩郡式等駿州往還切石駅地内字日下ヨリ岩山切下ゲ道路修繕費精算高(以下略)

山梨県令 藤村 紫朗
内務卿大久保利通殿代理
内務大丞 林 友達 殿

このような記録とともに明治一二年三月には、駿州往還鰍沢駅より飯富村まで道路修繕に尽力した者に、賞金および賞詞を御下賜され、本町の関係では後記の者が「山梨県史」に名を連ねている。

明治十二年三月 甲駿両路修繕ニ勞スル者ヲ賞ス 其詞ニ曰^{イハレ}
目録 金五円

南巨摩郡切石村 遠藤 重道
旧第十六区々長奉職中、駿州往還南巨摩郡鰍沢村ヨリ飯富村ニ至ル道路修繕格別尽力致シ候段其勞不輕仍テ為其賞目録ノ通達之候事

同上

南巨摩郡切石村 矢崎 圭造
旧巨摩郡第三十二区々長奉職中(以下同文)

目録 金壹円

第一章 道路交通と土木事業

南巨摩郡西島村 佐野 唯兵衛
 本村副戸長奉職中駿州往還南巨摩郡鯉沢村ヨリ飯富村ニ至ル道路
 修繕中致勉勵従事候ニ付為其賞目録ノ通遣之候事

同上 同 郡寺沢村 河西 幸昌
 同上 同 郡八日市場村 望月 真兵衛
 同上 同 郡大須成村 松田 良左衛門
 本村戸長奉職中(以下同文)
 同上 同 郡切石村 天野 義守
 本村副戸長奉職中(以下同文)

同 郡飯富村旧戸長 同 政武
 平林 貯保 大須成村旧副戸長
 望月 裕春 大森 宗孝
 同 郡同 村旧副戸長 深沢 万吉
 井上 養清 神宮司久左衛門
 伊沼村旧戸長 佐藤 清明
 佐野 文吉 深沢 永兵衛
 同 村旧副戸長 深沢 甚右衛門
 深沢 寅之丈 佐野 徳之丈
 夜子沢村旧戸長 佐野 徳之丈
 望月 貞利 地場 藤右衛門
 同 村副戸長 大森 作兵衛
 川口 信平 神宮司与右衛門

寺沢村旧副戸長 松野 勝兵衛
 渡辺 福堅 星野七郎右衛門
 佐野 貞房 樋川 浜兵衛
 手打沢村旧戸長 遠藤 幸七
 望月 長三郎 望月 忠義
 同 村副戸長 川崎 文右衛門
 深沢次郎左衛門 八日市場副戸長
 同 重兵衛 山下 重義
 依田 元平 小林 吉照
 曙 村旧戸長 若尾 良右衛門
 樋川 吉之 切石村旧副戸長
 同 村副戸長 依田 常兵衛
 望月 万平 依田 美治
 佐野 嘉右衛門 天野 新太郎
 深松 弥藤太 西島村旧戸長
 望月 源四郎 笠井 惟造
 遠藤 兵藏 同 村副戸長
 星野長治右衛門 笠井 広敬
 深松 伝四郎 佐野 甚左衛門
 望月 好右衛門 〃 勝太郎
 山中 源左衛門

本村戸長、副戸長奉職中駿州往還南巨摩郡鯉沢村ヨリ飯富村ニ至
 ル道路修繕尽力致シ候ニ付褒置ク

夜子沢村	川口	磯右衛門
寺沢村	深沢	政右衛門
大須成村	依田	定八
	地場	源次郎

駿州往還南巨摩郡鰍沢村ヨリ飯富村ニ至ル道路修繕中尽力候ニ付
麥置

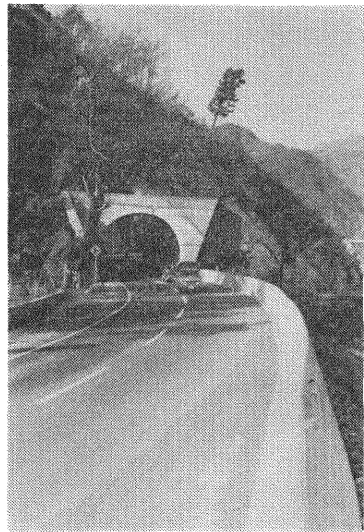
明治十二年三月

山梨県

このような史実から推して、鰍沢村より飯富村までの往還の改修は、明治一二年頃には一応完成したと見るべきである。

その後、明治二十四年府県制の実施に伴い式等道路から県道に改称された。明治三五年には、道路保護常雇工夫設置規則も制定されて道路補修も常時行なわれ、幅員も全線にわたり四米位に整備されたようであるが、然し大正八・九年ころまでの五〇年間は、見るべき改修工事もみられず、明治初期の往還さながらの状態であったと言っても過言でない。その主な原因は、明治年代の重なる大水害の影響により修繕工事に追われたこともさることながら、全国的な風潮で道路が鉄道の開通に伴う価値低下をあげることができた。時に駿州往還は、富士川水運の華かさの蔭に残されたことも大きな原因である。然しその中であって、大正三年一〇月、西島村岩崎の現在地に素掘ではあるが、延長二〇米、高さ四米、幅員四・四米の「岩崎隧道」が完成したこと、大正九年に三ツ石地内から、下山村小原島（現在の右岸）に地域住民の待望久しい早川吊橋の架設されたことは特筆すべき偉業であった。

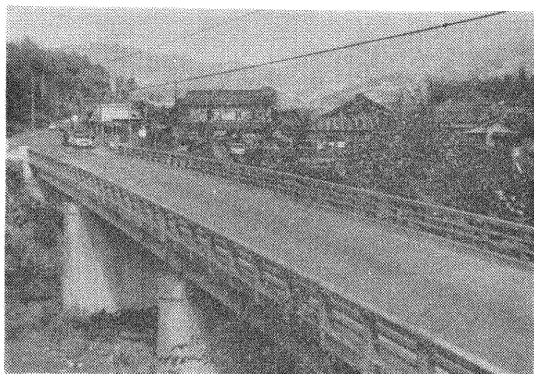
このように鰍沢より身延の区間も陸路による交通がなされるよう



西島地内「岩崎隧道」

になり、大正一二年には乗合自動車が運転開始された。こうした客観状勢下において行政面では、新しく「道路法」が制定され、道路・橋梁の管理、および構造も大変革を要請されて、ようやく近代化道路への芽生えともなった。

次いで第一次大戦後より昭和初期にかけて世界的不況におちいり、その失業者の救済と農村振興のための救農土木事業が各所に起こされ、県道・町道を問わず道路整備が盛んに行なわれ、その一環として昭和七年早川橋の改築架設がなされ現在の永久橋に生まれ変わったのである。その後の事象としては、昭和一〇年九月二日から二六日に襲来した台風による手打沢部落の流失に伴い、県道も三〇〇米にわたり流失し、従って現況の鋳物師屋地先より城山権現下まで山裾に道路が迂回されたこと位で、支那事変、ぼつ発を契機に戦時体制が一般に徹底し、軍需優先施策により道路行政も等閑に付さ



手 打 沢 橋

戦後は、占領軍の進駐により土木関係に発せられた大きな指示は道路整備であった。

「日本の道路は、道路でなく道路敷である。また想像し難い程悪い。」と言われた。(アメリカ道路使節団・ワトキンスの弁)

敗戦後の日本の道路はかく映じた。加えて年々増加の一途をたどる交通量は、道路整備を緊急の要務とし、昭和二十七年には「道路法が改正され新しい局面を迎えることとなった。昭和二十八年五月に県道から「二級国道清水上田線」に指定され、国の施策も第一次道路整備五か年計画が閣議決定され、ガソリン税の創設等による財源の大幅増加により、道路投資も急成長し、加えて昭和三十〇年「道路構造令」の改正を背景として、整備も一段と飛躍の段階に來た矢先、昭和三四年八月の台風七号、および九月の台風一五号と相次ぐ襲来によって、国道の

主要橋梁である手打沢橋・寺沢橋の流失を始めとし、開運橋・大子沢橋・塩沢橋と、ことごとく損壊し、その上、富士川の氾濫により、日下り地内は大幅に欠損し、加えて国道全線にわたり随所に土砂崩壊が見られ交通は見るも無惨に寸断されるという、筆舌につくしがたい大災害をうけた。こうした中において、国・県・町村一体となった復旧工事により面目を一新し国道に架かる主要橋梁は相次いで完成し、かくして、現代交通にふさわしい道路へと改修が本格的に進められるようになった。

橋名	延長	幅員	面積	橋種	竣功年
手打沢橋	五七・三〇 ^m	八・〇〇 ^m	三四三・八〇 ^{m²}	P S 桁橋	昭和三四年
寺沢橋	一五・七五	八・四〇	一二〇・〇〇	P S 桁橋	昭和三六年
開運橋	一五・九〇	六・一〇	九六・九九	コンクリート床版橋	大正一三年

なお、本県の舗装施工の方針として、主要幹線、および人家連続地域の舗装に主力を置く方針により、昭和三十一年度飯富商店街七〇〇米に本町では始めて舗装が施工された。その後の舗装拡幅工事については資料の如くである。(西島工芸所調査)

改良舗装の状況

	着工年度	完成年度	延	長	幅	員	工 事 費
飯 富 地 区	昭和三十一年	昭和三十三年	七〇〇 m		五・五 m		六五〇万円
西 島 地 区	昭和三十七年	昭和三十八年二月	九五五	七・一〇	八・一〇		一、〇〇〇
西島〱切石地内	昭和三十八年九月	昭和三十九年三月	一、一二二	七・二〇			一、二〇〇
西島〱切石地内	昭和三十九年五月	昭和三十九年八月	一、五六六	七・二〇			二、〇〇〇

改良拡幅の現況（在来幅員＝四・五m〱五・五m）

	年 度	延 長	幅 員	工 事 費
西島地内	昭和三十七年	七三九 m	七・五 m	八四〇万円
切石地内	昭和三十七年	三二三	七・五	五〇〇
西島〱切石間	昭和三十八年一、五六六	七・五		四、五七〇
飯富〱切石間	昭和三十八年	三八〇	七・五	六〇〇
飯富〱三ツ石間	昭和三十九年	五〇〇	七・五	一、三〇〇

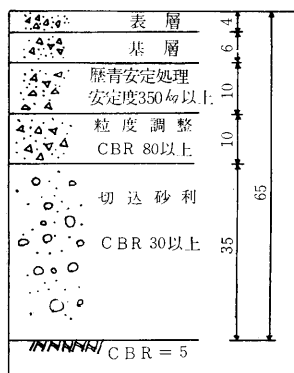
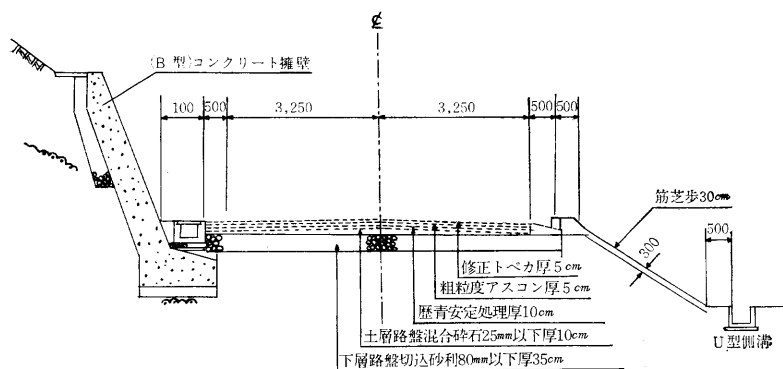
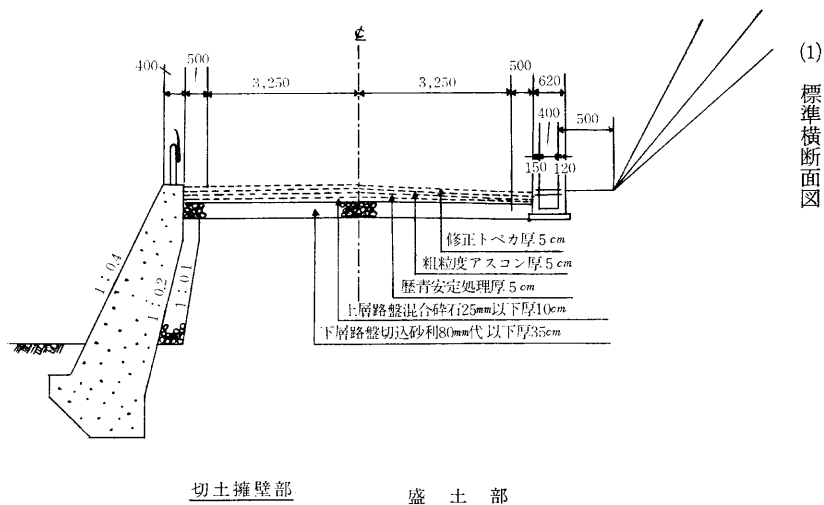
このようにして、まず国道に添う商店街、飯富・西島・切石地内の拡幅改良工事が計画施工され、逐次舗装工事も推進された。こうして、昭和三十七年五月一日には、清水―甲府間が一級国道に昇格され、「一級国道五二号線」と呼称されるようになり、いよいよ国道にふさわしい隘路区間の再改築工事で維持修繕区間の拡張等の改良工事が急ピッチで施工されるようになった。

昭和四〇年には、法律改正により「一般国道五二号線」と改称さ



八日市場バイパス道

れ、道路整備五か年計画の年次も第五次を重ね、国道の管理体制も、建設省と県単独施工区間に分れ、二本建による改良が進められ、新しい時代の息吹きを急速に反映する改良が推進されている。本町地内の最近の建設省管理施工区間の主なるものを挙げると、新早川橋取付新道工事、八日市場バイパス工事、切石―八日市場間通称「日下り」地内



の拡幅舗装工事等の大規模の改良工事が昭和四二年以降急速に進捗して、本格的なハイウエー時代の幕明けとも云える。二〇年先の将来交通量を設計基礎とする経済ビジョンのもとに改良工事が進められている。その一端を次にかかげる。

(3) 拡幅改良と舗装の概要について

工切石改良工事	工種	期 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	工 事 金 額 (円)	施 工 業 者
八日市場 バイパス工事	新設	至自昭昭 四四二・一 二・三八	一、四〇〇	五・五	一〇七、五三五、〇〇〇	加賀田組
	舗装	至自昭昭 四四二・一 二・一七	一、四〇〇	七・五	二九、〇〇〇、〇〇〇	早野組
新早川橋取 付改良工事	新装設	至自昭昭 四四二・一 二・〇二	一、〇〇〇	七・五	五一、六三〇、〇〇〇	白石基礎KK 宝土木KK
	舗装	至自昭昭 四四二・一 二・〇八	一、〇〇〇	七・五	五一、六三〇、〇〇〇	宝土木KK 小林建設工業
飯富取付 改良工事	改幅良	至自昭昭 四四二・一 二・〇八	一、〇〇〇	七・五	二二、〇〇〇、〇〇〇	中江舗装KK
	舗装	至自昭昭 四四二・一 二・〇一	一、〇〇〇	七・五	二二、〇〇〇、〇〇〇	中江舗装KK

このような急速な改良工事の実施に伴い、昭和四四年度は本町区間の全延長一一、三三〇米が全面に改修され舗装の完成と云う、画期的な年となった訳である。

交通量の推移と安全施設について

最近の国道にふさわしい道路の改良にともない交通量は、年々五

〇%の増加を示し急カーブで上昇している。特にマイカー族と砂利採取のダンプカーの激増は目をみはるものがある。

その交通量の推移を示す資料として、昭和三七年と八か年を経た現在（昭和四五年）の交通量調査の記録を比較して見ると、その全交通量において四倍の急増ぶりである。

この交通事情の激化に伴い、いたましい交通事故も年々増加している。これに対応して各種の交通安全対策も行なわれている。昭和四

第一章 道路交通と土木事業

旧 村 別 車 輛 保 有 状 況

種 別 地 区 名	原 付 自動車	自 動 車	乗 用 自 動 車			貨 物 自 動 車					農 耕 用 車 両	合 計
			軽自動車	普 通 車	計	軽自動車	貨、客車	普通貨物	大型貨物	計		
西 島	173	59	7	21	28	55		39	2	96	1	357
大 須 成	71	31	5	1	6	18		8	0	26	26	160
静 川	145	63	8	22	30	42		33	1	76	11	325
原 曙	118	48	13	27	40	37		50	14	101	4	311
	70	55	12	15	27	28		8	2	38	7	197
共 和	66	41	11	16	27	18		12	4	34	12	180
計	643	297	56	102	158	198		150	23	361	61	1,530

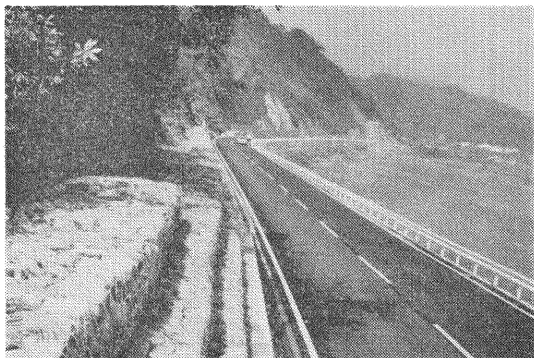
(昭和44.5.1)

日 交 通 量 調 査 時 間 推 移 比 較 表

観 測 地 点		中 富 町 西 島					観 測 年 月 日		昭和37年10月23日（水）				
路 線 名		一 般 国 道 五 二 号 線							昭和45年11月13日（水）				
時間 年度	種 別	二 輪 車	自 動 車 類										合 計
			乗 用 自 動 車				貨 物 自 動 車						
			軽自動車	普 通 車	乗合バス	計	軽自動車	小 型 貨、客車	大型貨物	特 殊	計		
7 ～ 8	昭 37	31	8	6	6	20		27		17	1	45	65
	〃 45	70	23	91	8	122	34	46	59	30		169	291
8 ～ 9	昭 37	26	15	6	4	25		34		18		52	77
	〃 45	73	36	129	7	172	48	54	56	28		186	358
9 ～ 10	昭 37	20	14	10	10	34		45		16	2	63	97
	〃 45	28	9	81	10	100	49	48	69	37		203	303

第六編 土 木 と 交 通

10 ~ 11	{ 昭 37 " 45	19 24	11 14	16 56	7 13	34 83		48 80		22 35	1	71 222	105 305
11 ~ 12	{ 昭 37 " 45	13 21	12 16	10 60	6 4	28 80	24	33 72	62	13 40		48 198	76 276
12 ~ 1	{ 昭 37 " 45	19 49	12 10	9 71	9 8	30 89	26	39 50	57	12 24		41 157	71 246
1 ~ 2	{ 昭 37 " 45	21 33	11 19	9 87	7 9	27 115	28	40 56	51	17 45	2	59 180	86 295
2 ~ 3	{ 昭 37 " 45	21 41	12 13	9 94	6 4	27 111	28	39 67	67	17 43	1	57 205	84 316
3 ~ 4	{ 昭 37 " 45	20 31	11 14	14 101	8 6	33 121	29	38 59	56	15 53	2	55 197	88 318
4 ~ 5	{ 昭 37 " 45	26 33	11 20	15 112	5 6	31 138	53	50 62	61	19 60	1	70 236	101 374
5 ~ 6	{ 昭 37 " 45	42 71	10 44	11 133	7 8	28 185	61	40 64	76	13 73	1	54 274	82 459
6 ~ 7	{ 昭 37 " 45	24 26	9 26	11 110	7 4	27 140	33	22 32	71	14 50	1	37 186	64 326
計	{ 昭 37 " 45	282 500	136 244	126 1,125	82 87	344 1,456	452	450 690	753	193 518	12	652 2,413	996 3,869



改修の成った日下り地先

二、早川入り往還・伊奈街道

この往還は、昭和初期まで早川入り一八か村の生活物資の供給路として主要路線でもあった。駿州よりの舟運により切石河岸に荷揚げされた物資が、駄馬の背により日々往来した光景は昭和初期まで続いた。

「曙小唄」の一節に、

五年六月より月見橋―
切石下宿間が事故多発
区間として県より交通
安全指定道路に指定さ
れ、これを契機に甲南
中学校入口と切石―割
子線の三叉路に交通信
号機が設置された。
また寺沢橋より手打
沢橋の間に通学歩道も
設置されて、朝夕の登
下校の安全が確保され
ている。

峰は御生葉弥勒はまつり 間の福原御崎ヶ原を
荷駄の鈴の音通うをきいた 塩之上の徳さん忘らりよかと。
駄馬を連れねて往来した馬方さんの姿は、我々の幼なころの思い出として脳裏に深く刻みこまれている。

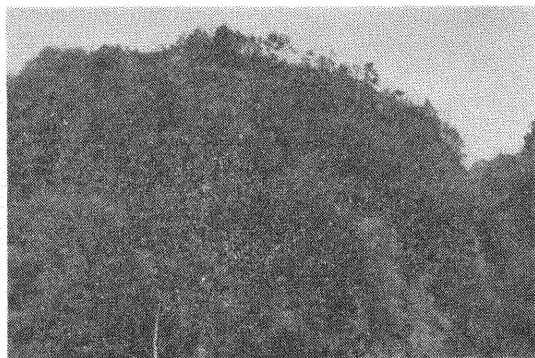
今でこそ、早川町の表交通路は、県道「野呂川波高島停車場線」であるが、この路線は大正一〇年、東京電力が樺坪水力発電所工事のため開発したトロッコ軌道であり、大正五年ごろには新倉まで延長されたもので、一般がこの軌道を利用できたのは昭和九年からである。

古く江戸時代より、明治・大正・昭和の歴史の中に、ある時は伊奈街道としての遠大な開削工事計画が進められ、昔懐かしい早川入り往還として、長い間の表交通路は、切石より夜子沢に入り間遠峠を越えて、中山・江尻窪部落を経て、新金峠を越えて早川町笹走に出た道であった訳である。

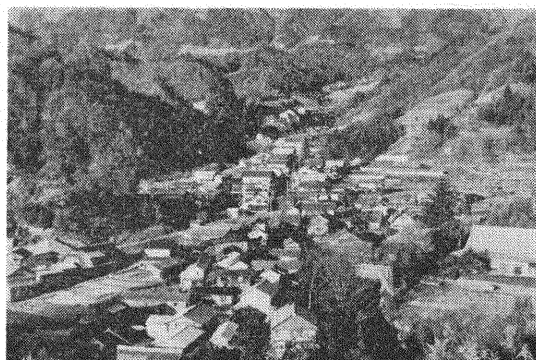
「早川入の交通路について」（青山靖）の一節に、早川入り諸村の交通路について、次のようにのべている。

「京ヶ島齊藤義一家に伝わる、天保一五年辰一〇月、市川役所から出された御本丸普請用材出し方に関する書き付けの包紙裏面に記された村継ぎは、市川・高田・鰻沢・箱原・西島・手打沢・夜子沢・中山・江尻窪・笹走・樺坪・千須和・藁袋・塩之上・京カ島とあって当時の一つの交通路を知ることができる。」また、

「河内路へ切石で接するこの道は旧幕当時の早川入りへの表交通路であった訳で、夜子沢から間遠峠を越えて中山に至るもので、峠の間遠（まとう）とは沖繩では（ひま）のことをいい、喜界島には広



間 遠 峠



中 山 部 落

場を意味することばに（まとう）というがあり、いずれにせよ山の合のちょっと低まった場を意味するので、そうした地形を利用しての道であったわけだ。

この地ではこの道を早川街道と呼んでおり、中山はその中心地であったわけで、いまに道路に沿う家並は宿場の形態をなして、往時の馬の背に人力に街道の盛んだった様子を知ることができる。中山から江尻窪を経て、道は新金嶺（あらかねとうげ）にかかる、この付近の地名新金・新倉は開鑿の（あらく）に関係あることばで

程のものだった。」（以下略）

このように、早川入り往還の昔日の交通について山梨日日新聞社編の「甲州夏草道中記」に記されている。

文中、切石宿より湯島に通ずるこの道も、われわれの祖先はすでに「伊奈街道」の開鑿と遠大な計画のもと、明治の初期に信州伊奈諏訪地方の物資輸送の近道として計画している。現在同じ路線が南アルプス・スーパー林道（野呂川伊奈谷線）として、膨大な森林資源・水資源の活用と観光開発に役立てる目的で開削のツルが振られ

あろう。峠の途中で梨子川を越えるには投渡橋といわれた独木橋があった。投げ渡しとは丸太木を一本掛けた簡単な橋の意味で、重荷に荷付け馬を引いて日往返した当時の地域交通がいかに危険と困窮の多いものであったかは、この地域には投渡橋に類する橋が現在も随所にあつて初めて渡渉した夏草道中者の心胆を寒からしめたことからも考えられる。

新金嶺の頂上が笹走村で、これから早川入り一八か村で、塩之上から京カ島にいたる辺りは四八曲りと云われた羊腸の坂道であった。京カ島から草塩・早川・大原野を経て、新倉から湯島に通じていたものであった。早川のこれら東岸の村居から西岸には各所に橋を架して通じたといひ、数えて一一橋あったと国志は記しているが、丸太木の投げ渡し橋

ている。今昔の開削の目的こそ異なれ、その偉大さに驚くほかない。往時の開削の経緯を史実に従つて記することとする。

伊奈街道開鑿願

山梨県

第十六区
第十七区

切石 依田明氏藏

(訳文)

右申シ上ゲ奉リ候。山梨県内ノ駿州往還第十六区ヨリ第十七区及
 ビ静岡県内ノ駿河国安部郡田代村部一円へ達スル新道開鑿ノ儀、関
 係区村ノ人民一同挙テ奮励成功ヲ奏シ度ク、長野県内第十八大区ヨ
 リ、廿四大区迄、屢々交通シ協議ノ上、静岡県内駿州安部郡田代村
 へ議^{ハカ}リ一同異議ナク協議決定シ、昨十年五月爾来第十六区巨摩郡切
 石駅ヨリ長野県内第十九大区伊奈郡飯田迄ノ地理ヲ測量、概算廿里
 三十丁之レ有リ、内甲信村落ノ在来ノ里道ノ里程ハ十三里、爾今切
 鑿ノ新道ハ、甲州第十七区巨摩郡三里村ヨリ信州第廿四大区大鹿村
 迄ノ里程ハ僅カニ七里三十丁、想像スルニ地勢寒暖敢テ異ナラズ、
 兩國ノ便宜実ニ緊要ノ道路ニシテ、豈ニ切鑿セザルヲ得可ケンヤ。
 依テ同年十月中便否得失ヲ酌量シ到底人馬通行ニ及ブ地勢ノ可否御
 点検ヲ仰キ度ク、兩國ノ景況ヲ挙グ。抑々甲斐国ハ無海十三州ノ一
 ニ居ルト雖ドモ、富士川ヲ以テ雨駿陽ノ海ニ注ギ、百貨ノ流通、全
 国頗ル舟楫ノ利ヲ極ム。尤モ信濃ノ国ハ我が甲国ノ西北ニ在リ、佐
 久・諏訪・筑摩ノ如キ、皆交通シテ共々ニ便宜ヲ得ル。然ルニ独リ
 伊奈郡ニ当^{アツ}テハ、天竜川ヲ挾^{ハサ}ムト雖モ、水脈深山絶崖ノ間ヨリ奔流

激湍更ニ運搬ノ便ナシ。魚・塩ノ如キ從來、参尾ノ海岸ヨリ是ヲ取
 ル。凡四十五里余運搬スル山路峻嶮、其危険ヲ踏ム。道路他ナク止
 ムヲ得サルニ依ル。今ヤ新道ヲ開鑿シ我が富士川ノ運漕ヲ輸入スル
 ニ至リテハ、駿州蒲原海岸ヨリ信州飯田、高遠迄、殆ンド三十五里ニ
 過ギズ。其ノ便恰モ一國ノ如ク、其ノ益極メテ大ナリ。ツイデ行旅^{コウリョ}
 ノ便宜、人民ノ幸福涯^{ヘテ}無シト言ウベキナリ。依ツテ、今回又一層ノ
 協議ヲ遂ゲ、第十七区三里村ヨリ長野県内ノ南北四大区ノ一ツノ小
 区タル伊奈郡大鹿村ニ至ル里程七里三十丁ヲ折半シテ、三里三十三
 丁ヲ道幅式間ニ、当國ノ関係区村ニ於テ悉ク皆民力ヲ尽シ開鑿仕リ
 候間、御許シ成サレ度ク可ク、此ノ度ビ、入費ノ概算、実地ノ図面
 及ビ潰地ノ取り調べ、別紙ニ相添エ懇願奉リ候。以上

明治十一年十二月

右 第十七区総代

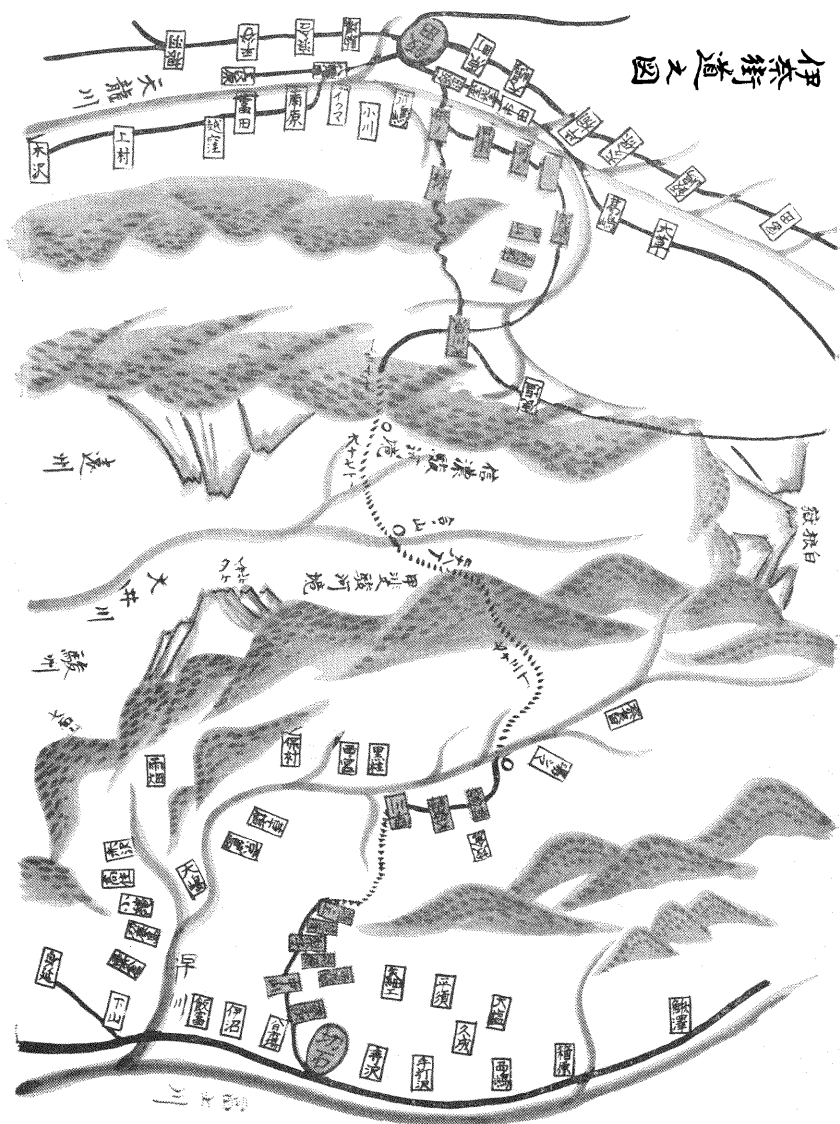
都川村	望月	準
五箇村	高橋	尚
五開村	望月	七政
大須成村	依田	与左衛門
寺沢村	樋口	惣左衛門
夜子沢村	秋山	正
	佐野	利兵衛
	佐野	徳平
	佐野	常右衛門
	望月	吉兵衛

第十六区正戸長																			
硯島村	三里村	湯島村	本建村	夜子沢村	寺沢村	大須成村	五開村	西島村	手打沢村	切石村		八日市場村	伊沼村	飯富村	曙村				
				担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当									
天城祖重	深沢助左衛門	望月佐伝治	深沢置左衛門	高崎倉左衛門	望月久左衛門	望月正明	渡辺宗重郎	渡辺福堅	佐藤清明	堀口惣左衛門	深沢重兵衛	望月戒兵衛	佐田周邑	若宮重吉	岩柳岩兵衛	土橋玉蔵			
印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印	印			

第十六区正戸長

第十七区戸長

前書奉願之通相違無之候間御許可相成度	山梨県令 藤村紫朗殿	八日市場村	伊沼村	飯富村	曙村	西島村	手打沢村	切石村	第十六区総代	奈良田村	湯島村	五箇村	本建村	硯島村	三里村	第十七区戸長	奈良田村	水池館六	深沢海左衛門	深沢孫右衛門	早川忠晴	天野彦兵衛	望月義広	望月一秀	湯本録朗	深沢順吉	天野広吉	熊谷重兵衛	深沢開之助	深沢文蔵	荒川湜	笠井源兵衛	星野総兵衛	増田藤四郎	深沢寅之丈	小林吉照	小	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当	担当
--------------------	---------------	-------	-----	-----	----	-----	------	-----	--------	------	-----	-----	-----	-----	-----	--------	------	------	--------	--------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	-------	------	-----	-------	-------	-------	-------	------	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----



伊奈街道絵地図(切石 依田明氏蔵)

依而奥書調印仕候 以上

右 第十六区々長 遠藤重道 ⑤
第十七区々長 小菅東三郎 ⑤
第二十区副区長 二宮貫平 ⑤
第十八区々長 渡辺省三 ⑤
第十九区々長 木内信春 ⑤

伊奈街道開鑿入費概算上申書

山梨県第十六区 区長
同 第十七区

一金 四万二千百八円貳拾錢 甲斐国巨摩郡三里村ヨリ

信濃国伊奈郡大鹿村迄

里程七里三十丁道幅二間

内 訳

山切込長 壹万四千七百八十間

此坪 貳万九千五百六十坪 平均 高九尺

横二間

此人足 拾七万七千三百六十人 但 壹坪ニ付 人足六人

此賃金 二万二千八百十三円二十錢但壹人ニ付 金拾二錢

岩切込長 貳千五百間

此坪 七千五百坪

平均 高九尺

横二間

此人足 七万五千人

但 壹人ニ付 石工拾人

此賃金 一万八千七百五拾円

但 壹人ニ付 金二十五錢

橋梁長 九十間

但 拾五ヶ所

此入費金 千八百七十五円

但 壹ヶ所 金百二十五円

諸職工及會計休泊所四軒

但 四ヶ所

此建設金 二百円

但 建設一軒ニ付 金五拾円宛

メ金 四万二千百八円廿錢

内

金 二万五千五拾四円拾錢 (甲斐国関係負担)

金 二万五千五拾四円拾錢 (信濃国関係負担)

右へ今般山梨県下第十六区巨摩郡切石駅ヨリ第十七区及ビ静岡県
下阿部郡田代村地内ヲ経テ、長野県下伊奈郡飯田・高遠迄新道開鑿
ノ義、関係区村協議ヲ遂ゲ出願奉リ候ニ付キ、右切石駅ヨリ十七区
三里村迄在来ノ道路モ之レ有リ候ニ付キ、差シ当リ三里村ヨリ信州
伊奈郡大鹿村迄更ニ新道開鑿ノ里程七里三十丁入費概算申シ上ゲ奉

り候 以上

明治十一年十二月

右 第十六区々長 遠藤重道

第十七区々長 小菅東三郎

山梨県令 藤村紫朗殿

伊奈街道開鑿の経緯

明治九年四月一七日、山梨県側関係区・村県庁へ上申

明治八年中より、切石駅から長野県伊奈郡飯田町へ直通道路開鑿について、巨摩郡一六区、一七区と長野県第二二区、第二四大区の区、戸長ならびに有志総代が交通懇決を取り、図面を作製し、山梨県側は、明治九年四月一七日に県庁へ上申する。上申に対し県庁より、沿道の区村で協議を遂げて、入費の概算と出金方の見込みを記載し、絵図面を相添えてさらに出願すべき事の指令あり。

然し、すべて民費を以て開鑿するについては、自力及び難く半途にして中絶する。

明治十年五月、初心捨てがたく人道を開く。

「然りト雖モ素心ヲ達スルニ至ラハ両国物産ノ運輸旅客ノ来往遠近ヲ問ハズ、其輕便人民ノ幸福是ヨリ大ナルハナシ。加エテ此ノ山中ニ良材アリ、森林其ノ数想像シテ幾千万ヲ計ルベカラズ。其ノ良材アルモ攢峯重嶺四境ヲ擁シ道ナクンバ、之ヲ運搬スル能ハズ。此地ヤ極メテ沃土寒暖敢テ異ナラズ。

驚クベシ。雁皮がな（ジンチョウゲ科）の落葉灌木、樹皮のせんにを製紙の材料とする）桑樹ノ如キ又夥シ。今是ヲ発見シテ徒ニ看過

ス。豈ニ造化ノ恩恵ヲ捨ルカ如シ。曰ク国ノ文明ハ人々ノ精神ニ有リト。殊ニ富強ヲ謀リ開化ヲ進メ而シテ他國アルナキハ乃チ人民ノ義務ナリ云々」と両県の「新道開鑿之定約書」（明治一一年三月一二日）にもあるが奥地の物産と富士川舟楫の塩・魚等の物産交換の利を考えると、素心捨て難く、明治一〇年五月南アルプスの雪解を待つて再び両県、議を興し人民を奨励して、独り歩き通行の線道を開く。

明治十年九月牛馬通行の道路開削をふたたび請願

山梨県側有志より「便否得失、到底馬牛通行ノ道路ニ至ル可キヤ」と県庁へ御検査方出願し、十月中に県官二名が派遣され飯田町を経て帰県し山梨県側に於いて負担の場所の里程および潰地を取調べ出願然るべき旨の下聞がある。

長野県側においても同様関係区村が協議し、御検査方上申し長野県庁から直ちに同国分開鑿場所の検査あり、依て長野県下第二二大区・第二四大区の区・戸長および住民の総代として後藤伸平が委任状を携え、当地へ来着し両県関係住民総力を以て開削すべく、計画書を作製し、両県庁へ速かに提出することを協議決定する。

開削道法は、三里村（旧新倉村）より、大鹿村の内、旧大河原村にいたる間で、静岡村阿部郡田代村分地とも併せて七里三〇町を折半して三里三三丁づつ開削する旨決定する。ただし田代村地内（静岡県分）は両県で開鑿するといえども、田代村にて、静岡県庁へ出頭すべきことなので、山梨県側の区村で田代村に行つて手続き方、協議を遂げる事を決定する。

郷土の繁栄のため、関係各村が協力し、遠大な構想を以て、素

心貫徹のため努力した明治の先祖の気宇廣大にして、意志固き愛郷心にはまことに心打たれるとともに、百年後の今日、南アルプス・スーパール林道（野呂川・伊那谷線）として、西山より伊那へぬける新道が開削されているが、その先見の明にも敬服するとともに、まさに温故知新の感深きものがある。

三、県 道

1 中富・本栖線

中富町飯富橋右岸、国道五二号線を起点として下部町鳩打隧道を経て、国道三〇〇号線に接続する、下部町常葉（出口）に至る延長五、三六四米、幅員五・〇米、六・五米の路線である。従来の中富―本栖線とは、主要地方道として昭和三〇年四月一〇日、政令第一二八号により認定告示された。飯富橋右岸を



中富一本栖線 宮木部落付近

起点に、西八代郡上九一色村本栖地内国道一三九号線の接続点を終点とする、延長二五、六六五米の一部であったが、昨今の中央高速道路の富士吉田までの開通に伴う交通事情と富士山麓と身延・下部を結ぶ観光ルートとして、近年交通量が急激に増加し、観光的にも、産業経済面でも路線の重要性が認められ、関係町村の間に国道昇格の機運が高まり、国道昇格促進委員会が設立されて運動が展開された結果、昭和四五年四月一日告示により、国道三〇〇号線として、本栖より下部町を縦貫して富山橋を経て、一般国道五二号線に接続する身延町上沢地先までが、昇格した関係から、現状は飯富橋より下部町常葉出口の路線は、県道として分離し、残された。この区間本町に關係する延長一、〇五四米の下部町一色地先まで全線舗装が完了している。

本路線の改修の経過は、大正年間にさかのぼる。当時の交通の主体は、富士川の舟運であり、駿州往還の陸路交通であった関係から道路改修の気運は現下部町（富里村）におこされた。当時の県道編入運動日誌を見ると、大正一三年二月六日「富里村有志、堀内源太郎氏一行五名は、一色を経て宮木に來り、時の区長、高野竹次郎氏宅に至り、宮木区有志会を開いて改修の経緯を説明し、共鳴を得て、飯富村有志と扇屋樓上に會し、県土木部片桐技師を迎えて、三か村協力一致して県道編入運動を起し実現を期することを約して帰る。」とありこの協議の結果、早速、三か村代表は県当局に陳情して、二月二〇日には、県道編入の建議案は、県議会において満場一致で通過を見た。かくして、昭和二年一月一七日、県道編入を前提として、飯富・宮木間の富士川に仮橋架設が要務であるとの

第一章 道路交通と土木事業

地元県議、堀内勝喜等の指示もあり、急拠、道路組合を設立して架橋に伴う県費の補助を請願し、関係近村にも協力を呼びかけ、その運動を強力に展開した結果、昭和五年一月、ようやく三か村の失業救済土木事業として、架橋を実現することに意見の一致を見た。時も移り、富士身延線の開通に伴い、交通物資の輸送は一転して鉄道に移った関係もあって、昭和七年八月には、早川入関係村長も、この運動に共鳴して飯富橋架橋を県当局に陳情している。

陳 情 書

西八代郡富里村外二ヶ村道路組合長

関 係 村 長 一 同

右陳情ノ要旨ハ曩ニ大正一三年度及同一四年度以来県会満場一致ノ賛成ヲ以テ村長村會議員有志一同ヨリ陳情致シ置キ候富士身延鐵道延長ニ係ル富里村常葉停車場ヨリ同郡共和村一色宮木ノ両区ヲ經由シ南巨摩郡飯富村ノ縣道ニ通ズル道路橋梁開鑿ヲ企圖シ直接関係アル富里・共和・飯富ノ三村一同協議ノ上該道路改修ノ事項ヲ共同処理スルタメ銘シテ富里外二ヶ村道路組合設置ノ儀ハ昭和三年一月一六日御庁ノ御許可御指令ヲ拝受シ事務進捗ト共ニ同年三月二十六日工事執行許可申請書ハ進達致シ置キ候事項ニ有之斯ノ如キ要旨ハ本県恩賜林中其七、八分ノ大部ヲ占有スル南巨摩郡早川ノ上流中巨摩北巨摩両郡ノ西部ト長野県ヲ界スル駒ヶ岳、鳳凰山ヲ水源トシテ合流スル野呂川以南拾有八里ノ四面ニ跨ル恩賜県有森林ハ稠密鬱蒼其ノ材積ハ幾百万石ニシテ從來幾歳募クトモ拾万石以上ノ木材ヲ搬出シツムアリテ從來之レガ搬出ニハ甚大ナル苦慮ト勞力ヲ要シ当業

者ノ常ニ怨嗟ノ声ヲ聞ク然ルニ天佑ニモ今回富身鐵道開通ニ対スル唯一ノ搬路ハ此ノ開鑿ニ拠ラズシテ凡テ峽南東西河内嶺中無比ノ大無辺ナル恩賜県有財産ノ宝庫ヲ開発スルハ今日ニ遅レタル恨ミナシトセズ申ス迄モナク四面山ヲ繞シソノ重疊タル山岳ノ大部恩賜林ヲ以テ此ノ県有財産経営ノ良否ハ一ツハ懸ツイ本県財政ヲ左右スルノ要素ヲ有スルハ論ヲ俟タズ之ガ施設ハ本県是ノ枢要ヲ為スト論断スルニ過言ニ非ズト信ズ

閣下宜ク県民愛養ノ御恩察ヲ以テ速ニ実地御踏査ノ上県道編入ヲ容認セラルルト共ニ起工開通ノ御明鑑垂レ賜リ度関係村一同連署ヲ以テ俯シテ奉陳情候也

昭和七年八月

西八代郡富里村外二ヶ村道路組合長

西八代郡富里村長

堀 内 源太郎

南巨摩郡伊沼村外二ヶ村組合長

堀 内 卓 三

南巨摩郡都川村長

望 月 真 一

南巨摩郡三里村長

望 月 正 重

南巨摩郡西山村長

早 川 要 吉

南巨摩郡硯島村長

深 沢 義 勇

南巨摩郡本建村長

天 野 雄 一

南巨摩郡五箇村長

千 葉 万治郎

南巨摩郡曙村長

長谷川 保 明

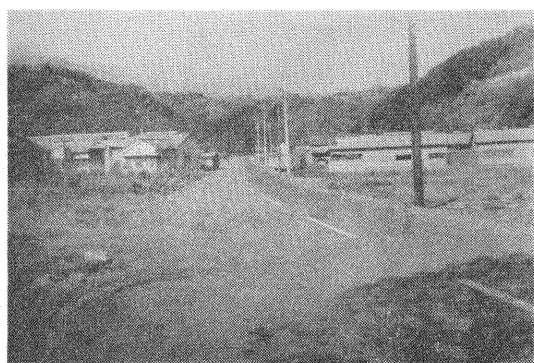
植 松 寛 逸

このように地域全体の要望として架橋の気運は盛り上り、昭和七年一月四日に架橋工事を起こし、延長一七六米のりっぱな木橋が、昭和八年四月三日竣工して開通祝賀式が挙行され、一〇年来の懸案が実現を見た。以来毎年の台風等の出水にも堪え、時に一部橋脚等の流失破損もあったが、災害復旧工事により、渡船交通こそ繰返えされたが、地域住民の交通は確保されその使命は充分に果して来た。しかし昭和二〇年の大洪水により、再度見る影もなく流失し、渡船交通を余儀なくされた。

戦後の困難な情勢下にあったが、永久橋の架設は地域住民の念願であった。地元県議平林太一も県議会において、国費負担による架橋の必要を提唱し、こぞって永久橋の架設を期すべく、道路組合長に堀内卓三県議、同助役に共和村長依田喜直、原村長若尾正、富里村長堀内勝喜が就任し、鋭意架橋を推進し関係当局の支援とあいまって、災害工事の認定を受け、昭和二五年七月着工、三か年の星霜と総工費五千余万円をもって昭和二八年五月、待望の近代的威容を誇る永久橋「飯富橋」の完成を見、東西河内の連絡路として長年の宿願がかなえられた。よって早川橋より下部・常葉駅に連絡するバスの運行も開始され、地域生活環境の向上はもちろん、経済的な効果も大きい路線となった。

2 割り—中富線

切石地先、富士川橋右岸を起点として、下部町上田原を経て、三沢地先で、県道市川大門・下部・身延線に接続する延長四、三〇九米の路線で、本町内の延長は、二、〇八五米、幅員四・〇～五・五米の道路である。



割り—中富線 下田原付近

本路線の改修について、古い記録はない。往時の交通は大石峠を越え田原渡船を利用していたので、一雨ごとに不通となる不便なものであり、これを解決すべく再三飯富橋の架設がなされた。

戦後、旧共和村では中富—本栖線の飯富橋完成に伴い県道編入を実現した余勢をもって、当時の村長依田喜直を先頭に「一村二橋」の永久橋実現を目標に村を上げて奔走した。時恰も昭和二四年失業対策法の制定を機

会に、本路線整備に導入するとともに連続四回の県費を受けて、上田原区ポンプ置場前より大石隧道に至る路線の大改修を完成し、引き続き下田原から上田原区間の拡幅工事も昭和二八年初めに竣工し面目を一新して、残るは富士川橋「永久橋」の架設に焦点を合わせて運動を展開した。当時の小寒村共和村が交通の要にあるとはいわながら、類例の少ない永久橋「一村二橋」の夢が実現に一步近づいたのも、時の村長依田喜直の手腕とともに、地域住民の熱意とがあら

いまって、県当局を動かしたともいえる。当時の記録によると「県道編入道路組合を結成し、県はもとより建設省等に陳情を重ねること幾度か、時には村長を先頭に、村会議員全員、県選出鈴木正文代議士の案内により国会又は建設省地方道路課に架橋を陳情した。時に県当局においても県道路課、村松課長補佐、岡田技師も共々出張中で要路に懇請し明るい見通しを得る」と。これと前後して、建設省防災課等の現地調査もあり、昭和二八年八月には架橋が本決定となった。かくして昭和二九年には現地測量調査が開始され工事に着手、昭和三〇年七月、一年有余の歳月を経て竣工、待望の開通式が挙行された。一応の路線整備も終わり昭和三十一年一月六日告示二七六号により県道、割子―中富線に認定されたので、地域ではこぞってバスの乗り入れを関係機関に運動を展開した。その経過は「中富町社会科副読本資料集」によると次の如くである。

- 昭和三三・八・八 道路の検査、陸運事務局員関係係官一〇名来村待避所三カ所設置と明神沢の木橋をコンクリート橋に改修すれば乗入れ許可とのこと。
- 〃 三三・八・二一 待避所工事見積、設計のため市川土木出張所より係官三名来村。
- 〃 三三・一〇・六 停留所を区内六カ所へ設置することを山梨交通へ陳情する。
- 昭和二三・一〇・一〇 一古横小沢の橋 宝神沢の橋工事着工。
- 〃 三三・一二・一五 車道再検査の結果 早稲田、中島付近の二カ所 待避所設置の指示。

〃 三三・一二・二四 早稲田、敷地を無償で提供。中島屋自身自費で拡張 適当な場所があるまで一時自由に使用してよい承諾を得た。

〃 三四・二・一〇 待避所の敷地代を若林松造氏他五名に支払う。

〃 三四・四・一〇 区民待望の歴史的感激のうちに午前八時、祝砲花火を合図にバス乗り入れが行なわれ、区民多数出迎え、運転手、車掌に祝品を贈り祝意を表し、田原発一八時一七分の終車を送って式を終わる。

以上の経過により上田原を終点とする、折り返し一日三往復の運行が開始され、地域住民の利用者も日増しに増加した。昭和四五年四月より、下部町地内大石隧道の幅員拡張工事も完成してより古閑線は月見橋―久那土駅循環線として運行し、富士身延線の甲斐岩間駅・久那土駅の両方に直結され、一段と地域住民の恩恵を斉し、大きく福祉に寄与している。県道としての舗装工事は遅れているが、昭和四五年度富士川橋より下田原部落入口までの延長八四七米が舗装化され、今後は部落内道路の拡幅と共に整備が約束されている。

四、町 道

1 町道の概況

町道の現況は、現在バスの運行する、手打沢―大塩線を始め、公共上必要性の高い道路は、すべて町道に認定しており、路線数は、一二一、総延長、一三七、〇七四米におよんでいるが、このうち幅

員一・五米―二・五米未満の道路が全体の四五%を占めている現況より、町振興の基幹施策として、道路の改良整備は緊急事である。

町道の舗装についても、小部分的に近年逐次実施され、その延長は三・三軒である。舗装率として挙げるほどではない。今後は町道についても自動車の普及増加と農業生産の省力化に伴う機械化の進むにつれ、道路の拡幅・改良と、主要幹線道路および部落内住宅地区町道の舗装化は急務といえよう。主要幹線町道の開削と現況についての町道路線名は、町道認定書別表の通りである。

2 手打沢―大塩線

明治・大正・昭和の初期まで、史実に残る著明な改修工事は見られないが、往時、手打沢―大塩―鳥屋（鰍沢町）―十谷峠―西山と、大塩―山王―三里に通ずる旧街道は、蟹谷―箱原線開削以前は重要な往還として、史実にも昔の交通の模様が残されているが、ともに人、馬が通うだけの往時の踏み分け道で、その時、その年折々の部落民の改修、補修にゆだねられていた。

以来、日支事変の開始により戦争遂行に道路整備事業も等閑視された中であって、この路線は戦時下脚光を浴びた道路として特異の存在であった。昭和十六年、手打沢炭鉱より石炭輸送のための自動車道路として改修が計画された。当時掘り出される石炭は「黒ダイヤ」の異名で呼ばれ、燃料資源として優遇され、当時の炭鉱支配人保坂康利の努力により、「産炭道路」として改修を建設省に陳情して、補助金七五万円の交付をうけ、総工費一二〇万円で国道起点より炭鉱入口までの区間約一、〇〇〇米の改修を実施した功績は、地域開発の先達として特記すべきものがある。



手打沢―大塩駅（大橋付近）

年度急傾斜地帯特別振興法の補助金の交付により、工事の責任は区が受持ち、直接施工は、土地改良法に基づいて、大塩土地改良区のもので担当し、工事施工の直接の責任者は佐藤伝が就任し、道路委員には区会議員が選ばれて監督し、じ来五か年計画により改修完成をみた。昭和三四年災害により永久橋にと「大橋」も架け替えを完了し、昭和三六年四月より大塩―鰍沢間にバス乗り入れも実現して、地域住民の福祉に貢献する所も大きく、現在町道としてバス乗り入れが実現した唯一の路線である。

戦後、炭鉱より大塩部落に至る道路改修については、昭和二四年大塩青年団の発議によりその必要性が叫ばれ、部落総会の議決により部落民の総出役により幅員四米道路に拡幅され、また昭和二八年度には、手打沢温泉より大塩部落入口までの改修整備を、失業対策事業の導入により実施した。また部落（稚蚕飼育所）より荻区に通ずる間は、昭和二七

3 切石―久成線

中富町合併前は、大須成村・静川村とそれぞれの村界までの改修で旧村単位、沿道部落等において改修補修がなされていた。

旧静川村においては、戦後、松田具重村長の時、保坂康利の尽力により炭鉱道路として、切石―寺沢―水口の区間を測量して、昭和二年に一五〇万円の改修補助金の交付をうけ、工事着工の段階で、戦後の食糧不足の深刻の時期に水田等の潰れるのに反対する空気も強く、用地の買収の困難等も手伝って、工事は耕地潰減を最小限にした設計変更により、補助金九〇万に減額交付をうけて改修工事を実施し、小型車の乗り入れを可能にした。

中富町合併後は、町道路行政の中で失業対策事業等により部分的改修工事を実施したが、昭和三四年二回の台風災害は、明治以来の大災害を被り、寺沢川の氾濫により道路も壊滅的な損害をうけ、見



切石―久成線 雁帰付近

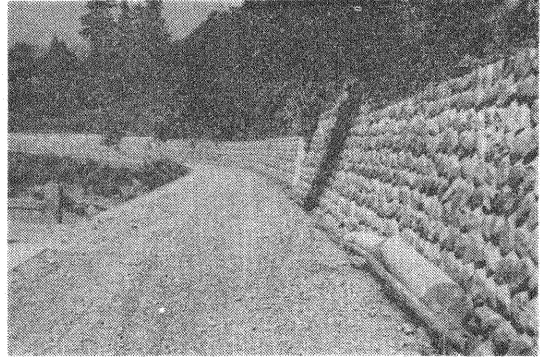
る影もない惨状であった。激甚災害地として、「災害救助法」の適用により、河川改修、耕地復旧と並行して道路改修もなされた。国道の雁帰地先の起点より寺沢川の改修に並行して全面的な道路改修と寺沢部落の迂回新設道路も完成をみた。

昭和三八年度には、辺地対策総合整備事業三か年計画の一年次起債三六〇万円の交付をうけ、改修工事四五〇万円を町予算に計上されて、昭和三九年二月より五月まで、第一期工事として、第一工区の寺沢地内八六〇米、第二工区水口地内五八八米、計総延長一、五〇〇米を辺地債をもって、平須、堂平、荻の辺地にかかる総合整備計画に基づく三八年度分を完工した。昭和三九年度には、第二年次工事として、久成―平須線の道路改修工事を実施し、総延長一、一〇〇米幅員四米の改良工事は、四〇年二月に竣工した。引続き平須―荻線の延長二、八〇〇米幅員三・五米、橋梁一ヶ所を含む工事も昭和四四年三月、第三年次計画として一応完成し、「陸の孤島」の異名の平須地区にも、小型車の乗り入れが可能となり、大塩地区よりの循環道路も完成し、富士見山観光開発にも一役買う道路としてその改修は一層意義深い。

4 切石―中山線

この路線については、前節、早川入往還として昔日の模様は詳述した。時代の流れ、時世の移り変わりに、現在は町道切石―中山線として、その機能も昭和三四年米、重なる災害に影の薄い、ひなびた道路となつて、昔河内路、西郡路の二道に連絡した往還としての政治経済上からも重要な路線であった昔日の面影はない。

然し、不景気の波が襲った昭和の初期、切石より入り、この道筋



切石—中山線 夜子沢付近

の最初の險難の場所である間遠峠に、隧道開削の氣運が起こり、関係二か村（静川村、曙村）で分担金を出し、農村振興救農土木費補助金の交付を受けて、昭和七年一月八日静川村手打沢一四〇四番地、深沢文四郎の請負により、隧道の開削工事を開始した。その時の記録をみるとつぎのとおりである。

一、道路改修工事 延長 四四〇・八三米 幅三・〇米

内訳 隧道長 二二九・〇〇米

道路長 二二一・八三米

難工事をきわめた間遠隧道も昭和八年一月二〇日に開通を見たので、引続き両村の取付道路の改修工事を実施している。その時の起工事由が記録に残っている。

一、本道路ハ、静川曙両村交通上重要ナル路線ナルモ、在来道路ハ坂路急ニシテ屈曲甚シク且路幅狹隘ナルガ故ニ交通頗ル不便ナリシ結果、昭和七、八年度ニ於イテ一部工事施工して九年度継続事業トシテ本計画ノ如ク施工シ所期ノ目的ヲ達成セントス。

請書

一金貳千九百四拾貳円參拾五錢 契約高

要目

工事名種類 道路工事

施工箇所 町村道、静川線、南巨摩郡曙村大字間遠地内

着工期限 昭和九年十一月八日

竣工期限 昭和十年二月二十八日

昭和九年二月二拾四日

甲府市日向町一番地 佐藤 国吉 ㊦

静川村長 望月黎一郎殿

着工以来三年の歳月を重ね、難工事も完成を見、静川村切石と曙村各部落との経済物資の交流に大きな役割を果たした。

請負は深沢氏なるも、工事の直接の施工者は、石和町風間氏により着工されたといわれる。鋭意開削に努力するも、特異な岩質（曙礫岩層）に覆われ軟質岩盤のため工事は意外に難行し、予定期限の二月末日にも完成を見ず、加えて落盤事故による犠牲者を出すという最悪の事態となり、工事は一時中断の止むなきに至った。関係両村協議により、負担金を拠出し、甲府市日向町一番地佐藤国吉と

再契約して工事は再開された。

請書

一金老万九百八拾七銭

契約金高

要目

工事名 種類

道路工事

施工箇所

町村道 静川村

南巨摩郡 曙川村

立会 字間

遠峠

契約保証金

免除

工事施工方法

別紙設計書の通り

着工期限

昭和八年七月一日

竣工期限

昭和八年拾貳月参拾日

右 大正拾年五月貳拾六日告示 第九拾六号、山梨県工事執行

規則熟知了承の上、前記条件を以って請負契約仕候 依って請

書差出候也

昭和八年六月三十日

甲府市日向町一番地 佐藤 国吉 印

静川村長 依田常吉殿

請書

一金八千壹百貳拾貳円也

契約金高

要目

工事名及施工箇所

南巨摩郡 静川村、曙村立会、間遠峠

隧道工事長 二二八・九米 三・〇米 仕立
外接統道路 静川口、五〇・〇米 幅三・〇米

曙口、八七・〇米 幅三・〇米

契約保証金 金六百拾五円也

工事執行方法 別紙設計書及仕様書之通

着工期限 昭和七年拾壹月八日

竣工期限 昭和八年貳月拾八日

其ノ他ノ条件

一、本工事に使役する労務者は、特殊技術を要する者の外、静

川、曙両村民を平等に就労せしむる事

二、両村民、就労者に対する賃銀は、中間金下落しの有無に関

せず遅滞なく支払ふ事

右 大正九年十一月、内務省令第三十六号道路工事執行令及執

行令細則熟知了承の上、前記条件を以って請負契約仕候 依っ

て請書差出候也

昭和七年拾月四日

静川村手打沢千四百四番地 深沢 文四郎 印

契約担当者

静川村長臨時代理 横森忠美殿

しかし、土質的に風化し易い礫岩層の分布するこの地帯は、崩壊による危険度は大きく、連年の台風による災害、切り通しの崩落は止まず、加えてせっかく開通した隧道等の落盤もあり、年間を通じて機能を発揮したことは少ない現状であった。

中富町合併に伴う、

曙地区の第一の要望は、間遠路線の改修が条件として出され、歴代町政の懸案となり改修は逐次実施されて来た。昭和三十八年四月より一月にかけて、失業対策工事を導入して、川平地内延長一四〇米を幅員四米に拡幅改修を工費一九〇万円を投じて実施し、川平地内への小型車の乗り入れ、曙地区への通過を可能としたのを始め

とし、昭和四一年八月より三月の八か月間、切石起点より延長四五四米、子の神地点まで同じ失対事業として改良工事を完了している。引続き辺地対策総合整備事業としての起債により総工費六〇〇万円を投じ、子の神を起点とし、川平地内改良工事実施点を終点とする、延長一、一五〇米の改修工事を望月栄一工務所、望月実工務所の施工により昭和四一年完成を見、なお昭和四一年度工事として、間遠橋の永久橋の架け替え、間遠隧道の落盤か所の改修等、五五六万を投じて実施して、一応切石―間遠隧道の区間の改修は完了した訳



間 遠 ト ン ネ ル

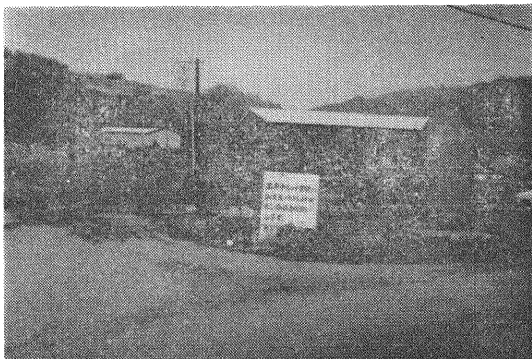
である。間遠隧道より以西中山部落までの延長六七九米は、自衛隊北富士駐屯部隊第三一七施設大隊作業隊井手二尉以下二四名の派遣により、道路拡幅工事が昭和四二年一月一七日より二月二八日の間実施され、三月四日に地元関係者列席のもとに引渡式が挙行された。昭和四二年九月町議会においては、昭和四一年災害被災等も考慮され、間遠隧道等の整備事業費として、辺地対策事業費一、五七六万円の起債を追加決定して、隧道の全面的拡幅改修に着工、昭和四三年度には、地質の軟弱等予想以上の難工事に一部設計変更により、夜子沢口の延長約三五米をコルゲートによる補強巻立工事も実施され、二五〇万円の追加予算を計上して、新町合併以来、年々の懸案であった全線の改修が昭和四四年八月をもって一応完了し、曙地区より新町役場を結ぶ最短距離として、自動車の交通量も日々に増加し、地域の産業経済、行政面に寄与する所は実に大きい路線である。

5 田原―宮木線

下田原―宮木地区を結ぶ、富士川の東岸に沿う延長二・八杆の町道である。この路線の改修は、昭和二五年時の村長依田喜直の道路網整備の施策の「H線構想」にもとづいて旧共和村四区（上田原・下田原と宮木・一色）を連絡する路線として開削された道路である。

このH線の構想とは、

- 1、下部―飯富線の完成と飯富橋の架橋
- 2、久那土―静川線の完成と富士川橋の架橋
- 3、二路線を横に連絡する幹線道路完成



拓南の記念碑と下田原—宮木線

すなわちこの横に

連絡する幹線が現在の
田原—宮木線である。

この路線開削の様子は

宮木地区、県道との分
岐点に設立された「拓
南」の碑に見ることが
できる。

共和村横断道路竣
工記念碑

拓南

審額國務大臣

副総理 緒方竹虎

此の道路は本村四区
を連絡する大動脈に

して、村行政の運営産業の開発教育の振興上重要使命を有しこれ
が根本的改修は村長並に歴代村長の宿願なりしも時機至らずして
歳月を閲したるが昭和二十四年十月依田喜直村長就任するや村内
道路網の完成を施策の首位に挙げ鋭意これが達成に邁進し県費補
助失対事業等に依り昭和二十五年四月起工三カ年の星霜と延人員
三千余工費三百余万円を投じ幅員四・五米延長三千米に及ぶ道路
の開通を見るに至れり是洵に全村民協心戮力の資に外ならず茲に
碑を建て由来を記し以って後昆に伝うものなり

昭和二十八年五月十日

選文 衆議院議員 鈴木 正文

書者 大橋 嶋山

現在、大谷津—上田原線の開削、改良工事が失対事業で完了せん
としているが、これが完成の暁には、宮木、大谷津、鶴根地区を結
ぶとともに幹線路線として地域の恩恵は大きい。

6 曙—原線

この路線は、三ツ石地内早川橋を起点として、現在曙橋を終点と
する延長二、九九七米、幅員四・五米の旧曙地区の幹線道路であ
る。この道路の開削の歴史は、明治三十五年、第一回の早川吊橋架
橋が三ツ石地内に完成し早川往還、身延方面へ通ずる道路の必要性
に迫られ、当時、棚田道として中山—梨ノ木田—神屋沢—水口—遅
沢に出て、志坊—観音堂—三ツ石に通ずる、人の交通もままならな
い道筋であったのを、時の県會議員星野勝陳氏の尽力により、県費
補助金の交付をうけ開削された路線である。開削の歴史を記録によ
って見る。

里道改修工事設計書 南巨摩郡 曙村

起点 早川往還 早川吊橋北橋台傍

終点 大字中山早川入往還切石飯富分レT字形地点

一、道路長 千三百拾八間四分 別紙横断面図之通り

内 二拾八間五分 橋梁五ヶ所分ヲ除ク

長 千三百九間九分 幅 平均老間五分

此平坪 千九百六拾四坪九合

(内訳省略)

此之金額 四千九百九拾一円參拾參錢三厘

二、暗渠延長貳拾八間參分 拾貳ヶ所

(内訳省略)

此之金額 壹百九拾參円四拾六錢六厘

三、橋梁延長 貳拾八間五分 五ヶ所分

(内訳省略)

此之金額 五百拾円九錢八厘

四、潰地及家屋移転取調表

潰地 三、九二五坪

内 宅地	五八坪	六九円六〇錢
------	-----	--------

田	九五三坪	九五三円〇〇錢
---	------	---------

畑	九五六坪	二八六円八〇錢
---	------	---------

山林	六八七坪	一三七円四〇錢
----	------	---------

原野	一、〇五一坪	一〇五円一〇錢
----	--------	---------

荒地	二坪	—
----	----	---

御料地	二〇三坪	—
-----	------	---

官有地	一五坪	—
-----	-----	---

家屋移転

土蔵	一棟	一〇〇円
----	----	------

此之金額 千六百五拾壹円九〇錢

合計金額 七千參百四拾六円八拾壹錢七厘

この設計書にもとづき、県費補助金の申請をし、県は聞届けて、四千貳百貳拾六円の補助金を交付している。

山梨県指令乙第一五七号

南巨摩郡 曙 村

明治四十三年三月五日付申請里道改修工事費県費補助ノ件 聞届ケ金四千貳百貳拾六円補助候条別紙命令書ノ条項遵守スベシ

明治四十三年三月十七日

山梨県知事 熊谷喜一郎 印

命 令 書

南巨摩郡 曙 村

今般其村里道改修工事費ニ対シ県費補助スルニ付本命令書ヲ下附ス

第一条 工事ハ県庁ノ査定設計書ニ基キ明治三十四年三月訓令第八号ニ依リ執行スベシ

第二条 工事ノ変更中止若クハ廃止ヲ要スル時ハ村会ノ議決ヲ經テ本県知事ノ認可ヲ受クベシ

第三条 本県知事ニ於テ必要ト認ムル時ハ工事ノ変更中止若クハ廃止ヲ命ズル事アルベシ

第四条 工事ノ竣工ヲ検査シ其ノ出来形ノ本県庁査定設計書ニ違フ事ヲ認ムル時ハ期日を指定シ之ガ改善ヲ命ズル事アルベシ

第五条 補助金ハ工事竣工検査完了後其工費精算額ニ対シ許可セシ補助之歩合ニ依リ之ヲ下附ス

第六条 左之各号ノ一ニ該当スル時ハ補助金ノ全部ヲ下附セザルモノトス

一、本命令書ニ違背シ又ハ第四条ニ依リ命ジタル工事ノ改善ヲ完了セザル時

二、明治四十三年三月三十一日以内ニ工事竣工ニ至ラザルカ又ハ中途廃止シタル時

右命令ス

明治四十三年三月十七日

山梨県知事 熊谷 喜一郎

請書

南巨摩郡曙村遅沢―中山

早川入往還 早川吊橋ヨリ大字中山ニ通ズル里道

別紙横断面図ノ通り

道路長 千參百參拾八間四分

内

長 二拾八間五分

橋梁 五ヶ所分

長 千參百九間九分

幅 一間五分

此平坪 千九百六拾四坪九合

此請負金額 五千百貳拾円也

右道路工事請負ニ付 左ノ条項ニ契約ス

(条項省略)

明治四拾參年五月拾八日

請負人 南巨摩郡八日市場村第拾番戸

望月 万六

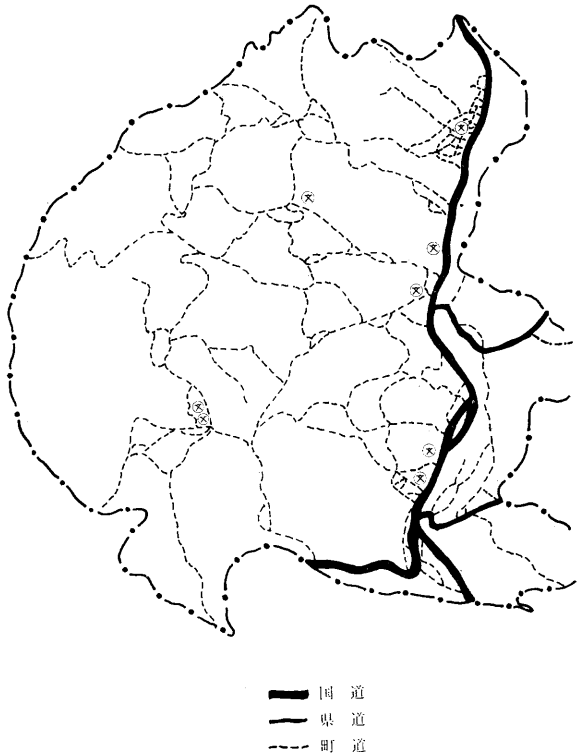
保証人 南巨摩郡八日市場村第一番戸

望月 角次郎

このようにして、工事金額において七、三四六円八一錢、これに對し山梨県よりの補助金四、二二六円という、工事金額の六割近い補助金の交付を受け、請負金額は五、一二〇円で八日市場村望月万六の請負で工事に着工し、道路施工についての直接の監督には、道路建設委員長に県會議員星野勝陳、副委員長には加賀美菊司が就任して、明治四十三年六月三〇日現在の路線が竣功した。いまにして當時を回想し、曙地区の經濟文化交通の面に寄与した功績は大きく、先覺の志に深い敬意を表するものである。以来新町合併まで、村内で部分的な補修、改良工事がなされてきた。

最近の改良工事について記述すると、昭和三八年、失業対策事業の導入により中山地内二四五米の拡幅側溝新設等の改修がなされ、引き続き三九年度には、町村振興資金三〇〇万円の起債を議會において可決され、第一工区早川橋起点付近の二四〇米、第二工区中山部落内の二一五米、第三工区中山上組地内より中央に至る三五〇米の改修工事を完成し、この路線に架かる遅沢地内「前田橋」を始め中山橋・曙橋とともに永久橋に架け替えが行なわれ、昭和三十九年四月七日より二か月間、陸上自衛隊北富士駐屯部隊板倉作業隊、井出三等陸尉以下一六名の派遣を要請して、早川橋起点より中山橋までの延長一、三一八米、幅員四・五米、切盛土量にして五、三〇〇立方米の拡幅改良工事を完了して、大型車の乗り入れも可能にして地域

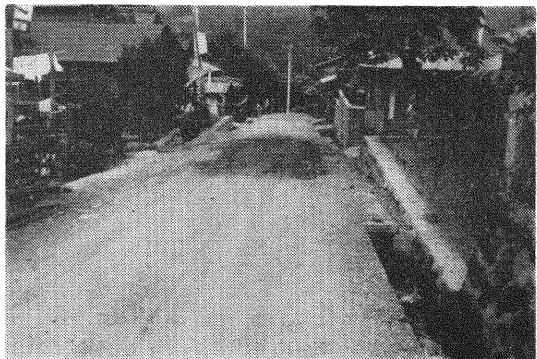
道路現況図



住民の念願であるバス路線としての乗り入れも一歩前進し、再三の関係機関の陳情、署名運動等も展開したが、情勢の変化と言うか現在も未だその実現を見るに至らない。然し最近交通車両の急激な増加に伴い、砂塵による沿道の公害苦情等もあり、昭和四三年に曙保育園前延長一〇〇米が始めて、コンクリート舗装になり、引続き昭和四四年度には中山部落内延長四〇〇米の人家の連なる区域が一応アスファルト簡易舗装となって、町道も一歩現代道路としての整備が施工されるようになった。現在では町道常備の道路補修員により

路面整備を担当している。

以上、主要町道の概況について記述した訳だが、地域後進性の脱却と言う観点からも、また最近の過疎対策と言う面からも道路整備こそ前向きに考えなければならない施策である。



原一曙線 中山部落舗装道

第一章 道路交通と土木事業

旧村別・町道現況集計表

地区別	区分		幅員別延長		路面別延長		合計延長 (m)
	四・五	二・五	一・五	舗装道	砂利道		
西島地区	以上	以上	以上	九七三	一三、〇六六	一四、〇九九	
大須成地区	一	二〇、〇二一	二〇、二九〇	八〇〇	三九、〇四八	四〇、二四〇	
静川地区	一、四七〇	六、八六六	四、三六六	一、六〇〇	三三、〇四四	三三、〇四四	
原地区	二〇〇	七、六七〇	二、一九六	二〇〇	一九、五四四	一九、七四四	
曙地区	二、三四八	二七、四二一	一〇、三九七	一、二〇〇	四〇、四六六	四一、五六六	
共和地区	五六三	八、六六〇	五、七六三	八〇	一四、四九六	一五、〇六六	
計	一六、七九四	六、七八六	五、〇九七	三、三三三	一四、〇六七	一四、六〇六	

旧村別・町道認定書
西島地区

番号	路線名	道路幅員 延長	種別区分延長	道路面積
1	山手線	25.5m	1,360.00砂利道、1.2元	3,645.00m ²
2	中央線	25.5	587.7	1,447
3	上町一号线	20.0	337.7	474
4	上町二号线	20.0	175.7	350
5	上町三号线	20.0	175.7	364

6	上町四号線	20.0	66.7	173
7	上町五号線	25.5	73.7	182
8	上町六号線	25.5	133.7	333
9	上町七号線	20.0	247.7	494
10	西島—大須成線	50.0	1,053.7	5,666
11	上町八号線	20.0	150.7	300
12	上町九号線	20.0	350.7	300
13	上町一〇号線	30.0	123.7	339
14	上町一十一号線	20.0	335.7	600
15	岡町線	30.0	307.7	600
16	大塩線	30.0	1,500.7	4,500
17	足の平線	25.5	1,660.7	4,200
18	西島線	20.0	285.7	500
19	宮下—下町線	20.0	26.7	256
20	上町一二号線	30.0	655.7	1,100
21	宮下—西町線	30.0	170.7	500

第六編 土木と交通

番号	路線名	道路幅員	延長	種別・区分延長	道路面積
1	大須成―岩間線	四・〇	一、六七	アスファルト道	四、〇〇〇
2	支所―切石線	四・〇	二、四七	アスファルト道	八、二六八
3	大塩―平須線	三・五	四、八九五	砂利道	一七、二三三
4	大須成―五開線	二・五	二、六五	砂利道	六、五五八
5	大塩―荒井線	一・五	五七〇	砂利道	八、五五
6	支所―荒井線	二・五	九一七	砂利道	二、九三三
7	久成―堂平線	三・五	一、七五	砂利道	六、〇〇八
8	平須―久成線	四・〇	一、三五〇	砂利道	五、四〇〇
8	〃	二・五	三三五	砂利道	八、六
10	平須―静川線	二・五	一、四七	砂利道	四、一八

大須成地区

計	二五号線		一四、七九	二、三六六	九七三
22	下町線	三・〇	一、七〇〇	砂利道	五、〇〇〇
23	初沢線	二・〇	一、九五〇	砂利道	三、九〇〇
24	鴨狩往還線	二・〇	三、五八	砂利道	七、三
25	足の平―柳川線	二・〇	一、一三	砂利道	二、二六四

番号	路線名	道路幅員	延長	種別・区分延長	道路面積
1	切石―中山線	五・〇	二、七〇	砂利道	一、三三
1	切石―中山線	三・五	七	砂利道	三、四〇
1	〃	四・〇	二、四〇	アスファルト道	六、四〇
2	〃	一・八	七	砂利道	九、〇〇〇
3	川平―平須線	一・八	一、四三	砂利道	二、五八

静川地区

11	伊豆島―上久成線	三・五	一、〇三	砂利道	三、六二
12	大塩―和平線	三・〇	五、四	砂利道	一、七六
13	平須―窪線	二・五	九、七	砂利道	二、四四
14	大塩―山王線	一・五	三、〇〇	砂利道	四、五〇〇
15	荻―山王線	一・五	二、〇〇	砂利道	三、〇〇〇
16	平須―曙線	一・五	七、〇	砂利道	一、〇〇〇
17	大塩―三里線	一・〇	六、〇〇	砂利道	五、〇〇〇
18	平須―三里線	一・五	五、〇〇	砂利道	七、五〇〇
18	堂平―三里線	一・五	三、〇〇	砂利道	四、五〇〇
計	一八路線		四、〇〇	三、六二	八二〇

第一章 道路交通と土木事業

番号	路線名	道路幅員	道路延長	種別・区分延長	道路面積
4	細川—平須線	一・八	一、三、七	砂利道、二、七	二、三、三
5	切石—寺沢線	二・五	四、三	〃	一〇、〇
6	静川—大須成線	四・〇	一、九、〇	〃	七、六、〇
7	丸山—平須線	三・〇	一、四、五	〃	四、七、五
8	〃	一・八	三、三	〃	四、〇
9	〃	二・〇	三、五	〃	九、〇
10	静川—大塩線	五・〇	一、〇、〇	〃	六、〇〇〇
10	〃	四・〇	三、五	〃	一、〇、〇
11	日向—日影線	三・〇	二、七	〃	七、一
合計	一一 一路線		二、八、〇、四	二、三、四、〇	二、三、四、〇

4	八日市場市街一 号線	二・〇	六、七	砂利道	六、七	一、九、四
5	八日市場市街一 号線	三・〇	一、〇、〇	〃	一、〇、〇	三、三、〇
5	〃	二・〇	五、七	〃	五、七	一、四、〇
6	八日市場 —後山線	一・五	二、五、〇	〃	二、五、〇	三、七、〇
7	後山—支所線	二・五	三、九	〃	一、九	三、七、三
7	〃	二・〇	五、〇	〃	五、〇	一、二、〇
7	〃	一・五	一、三、九	〃	一、三、九	一、八、四
8	上下伊沼二号線	一・五	四、五	〃	四、五	六、六
9	上下伊沼一号線	三・〇	一、〇、〇	〃	一、〇、〇	五、四、〇〇
10	下伊沼—飯富線	六・〇	三、〇	〃	三、〇	一、三、〇
11	飯富市街一号線	三・五	三、四、三	〃	三、四、三	一、九、七
11	〃	一・五	一、〇	〃	一、〇	一、八、〇
12	飯富市街二号線	一・五	三、六	〃	三、六	五、〇
13	飯富市街三 号線	三・〇	二、三	アスファルト道	二、三	六、〇〇
13	〃	二・〇	二、三	砂利道	二、三	六、〇〇
14	飯富—波高島線	二・七	九、七	〃	九、七	二、四、九
14	〃	一・五	三、五、〇	〃	三、五、〇	五、五

第六編 土 木 と 交 通

番号	路 線 名	道路 幅員 m	道路 延長 m	種別・区別延長 m	道路面積 ㎡
1	曙—原線	四・五	三、四八八	コンクリート道 m	一、八〇〇
2	中山—切石線	四・〇	四七三	砂利道 m	一、八六六
2	〃	二・五	一〇二	〃	二五二
3	曙—大須成線	三・五	二、二八二	〃	七、九八四
3	〃	一・五	一、四六八	〃	二、一〇三
4	曙—五箇線	三・五	三、三〇〇	〃	一、五五〇
5	支所—松山線	三・五	一、九二〇	コンクリート道 m	一〇五
6	支所—古長谷線	三・五	一、二六〇	コンクリート道 m	六、六六五
7	支所—江尻窪線	三・五	一、一九三	砂利道 m	九、一〇
8	支所—矢細工 (原)線	三・五	三、八六四	砂利道 m	一、三、六四六
合計	一五路線		九、七七四		
15	飯富線	四・〇	三、五	砂利道 m	一、四〇〇
15	〃	一・五	一、三六	〃	一、九七四
合計			九、五四〇		

番号	路 線 名	道路 幅員 m	道路 延長 m	種別・区別延長 m	道路面積 ㎡
9	間遠—原線	三・五	二、二六〇	砂利道 m	七、五五〇
10	大光寺— 矢細工線	一・八	二、一五	〃	三、八七二
11	江尻窪—樽坪線	一・五	二、六八	〃	三、九三
12	矢細工— 中の沢線	一・五	一、三〇〇	〃	一、九五〇
12	〃	一・八	一、七〇	〃	三、〇〇六
13	清水線	三・〇	六〇〇	〃	一、八〇〇
14	大光寺線	三・五	五〇〇	〃	一、八〇〇
15	亀久保線	三・五	七〇〇	〃	二、四〇〇
16	下の原線	一・五	一、一〇〇	〃	一、〇〇〇
17	古長谷—福原線	三・六	五三〇	〃	一、九八
合計	一七路線		四、一、五〇六		
合計			四、〇、四三六		

共 和 地 区

旧村別・橋梁集計表

地区別	区分	永久橋			木橋			合 計		
		数	延長	面積	数	延長	面積	数	延長	面積
西 島		五	二七 ^m	九七・五 ^{m²}	一	一 ^m	一 ^{m²}	五	二七 ^m	九七・五 ^{m²}
大 須 成		八	八五・三	二八八・九	一五	九七・三	三〇三・三	二三	一八二・六	五九一・二
静 川		一一	一〇四・三	三九九・五	七	四五・〇	一二二・四	一八	一四九・三	五二一・九
原		五	二三・〇	八一・二	三	一八・〇	七二・七	八	四一・〇	一五四・〇

2	田原—宮木線	二・五	六元砂利道	六元	二、三三
2	〃	二・〇	三〇一〃	二〇一	四〇二
3	宮木—和平線	二・〇	二七〃	二七	三三四
4	中の坂線	四・〇	アスファルト道 砂利道	一七六 一七六	三〇〇 六八八
5	上 向 線	二・〇	二、一八〃	二、一八	四、四四
6	大谷津— 上河原線	三・五	一、五〇〃	一、五〇	五、七二
7	小 田 原 線	二・〇	八七〃	八七	一、七四八
8	中 村 線	二・五	九七〃	九七	二、四四
9	大 子 線	一・五	二、〇〇〃	二、〇〇	三、〇〇〇

7 町道に架かる橋梁

国道・県道に架かる橋梁については、後章において詳説することとする。町道に架かる橋梁数は、すこぶる多く、大小合わせて、八〇橋に達する。その橋種も昭和三四年災害復旧工事完成以来、急速に永久化が進捗して、現在五五％の四四橋が永久橋に架け替えられている。然し最近の交通機関の発達に伴い、町道の改修工事と相伴って、木橋の永久橋へのかけ替えはきわめて重要な今後の施策である。以下現況について詳説する。

10	田原—鴨狩線	三・五	八五砂利道	八五	二、八六
11	上 向 線	三・〇	二、一〇〃	二、一〇〇	六、四〇〇
12	飯富橋— 小田原線	三・五	一、〇〇〃	一、〇〇〇	三、八五〇
合計	一二路 線	一五、〇六	一四九三六	一四九三六	

曙	八	八八・〇	三四六・二	五	四九・〇	一七一・〇	一三	一三七・〇	五〇七・二
共 和	七	三八・五	一二五・五	六	二九・〇	七二・〇	一三	六七・五	一九七・五
合 計	四四	三六六・一一、三八・八	三六二三八・三七四〇・四	八〇	六〇四・四二、〇六六・二				

西 島 地 区

(単位・幅員・延長m・面積㎡)

橋 種	橋 名	幅 員	延 長	面 積	架 設 年 次	備 考
永久橋	一 号 橋	三・五	四・〇	一四・〇	不 詳	
	二 号 線	二・〇	四・〇	八・〇	〃	
	三 号 橋	三・五	五・〇	一七・五	〃	
	田 中 橋	二・〇	四・〇	八・〇	昭和二五年	
	白 欠 橋	五・〇	一〇・〇	五〇・〇	昭和四五年	
計	五ヶ所		二七・〇	九七・五		

大 須 成 地 区

橋 種	橋 名	幅 員	延 長	面 積	架 設 年 次	備 考
永久橋	大 橋	四・〇	一八・〇	七二・〇	昭和四二年	
	天白二号橋	三・五	一七・〇	五九・五	昭和四三年	
	大 桜 橋	三・〇	六・三	一八・九	昭和三九年	
	椈 橋	三・五	五・〇	一七・五	昭和四二年	
	荻一号橋	二・五	五・〇	一二・五	昭和四二年	

橋 種	橋 名	幅 員	延 長	面 積	架 設 年 次	備 考
永久橋	久成伊豆島 橋	三・〇	一二・〇	三六・〇	昭和四四年	
	白子二号橋	四・〇	一二・〇	四八・〇	昭和四四年	
	久成一号橋	三・五	六・二	二二・七	昭和三五年	
	久成二号橋	三・〇	四・二	一二・六	昭和三五年	
計	一〇ヶ所		九五・七	三三・七		

橋 種	橋 名	幅 員	延 長	面 積	架 設 年 次	備 考
木 橋	大塩三号橋	四・〇	九・〇	三六・〇		改修に 除
	大塩北橋	二・五	六・〇	一五・〇		〃
	諏訪神社下 橋	二・五	六・〇	一五・〇		〃
	学校上橋	三・〇	五・〇	一五・〇	昭和三二年	
	久成前田南 橋	四・〇	一二・〇	四八・〇		改修に 除より消
	坂 下 橋	二・〇	二二・〇	二三・〇	昭和四四年	

第一章 道路交通と土木事業

静川地区

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
永久橋	間遠橋	四・〇	一八・〇	七二・〇	昭和四二年	
	宮沢橋	四・〇	六・〇	二四・〇	昭和四二年	
	馬道橋	四・〇	四・〇	一六・〇	昭和四二年	
	前橋	三・〇	一六・〇	四八・〇	昭和三五年	
	遠光寺橋	三・五	一三・〇	四五・五	昭和三五年	
	日昇橋	三・〇	一六・〇	四八・〇	昭和三五年	
	日影一号橋	三・〇	三・〇	九・〇	昭和四三年	

計	一七ヶ所	五号橋	四号橋	三号橋	二号橋	一号橋	白子一号橋	和平橋
	五六・〇	五・〇	五・〇	五・〇	五・〇	六・〇	八一・〇	六・〇
	一八四・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一八・〇	昭和三五年	一八・〇
				昭和三五年	昭和四一年	昭和四一年		昭和二五年
		〃	除より削	改修に				

原地区

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
永久橋	大子沢橋	三・六	七・〇	二五・二	昭和四二年	

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
木橋	北沢橋	三・〇	六・〇	一八・〇	昭和三六年	
	水口橋	一・八	九・〇	一六・二	不詳	
	石畑橋	三・五	六・〇	二一・〇	昭和三七年	
	榎田橋	二・八	一〇・〇	二八・〇	昭和三三年	
	大久保橋	一・八	四・〇	七・二	不詳	
	見高根橋	四・〇	六・〇	二四・〇	昭和三五年	
	日影橋	二・〇	四・〇	八・〇	不詳	
計	七ヶ所		四五・〇	一二三・四		

計	一一ヶ所	丸山橋	御崎橋	下沢橋	日影二号橋
	一〇四・三	一〇・〇	一七・〇	三・〇	三・四
	三九九・五	三〇・〇	八五・〇	一二・〇	一〇・〇
		昭和四四年	昭和四三年	昭和三五年	昭和四三年

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
永久橋	曙	橋四・〇	一五・〇	六〇・〇	昭和三五年	
	観音橋	橋四・五	六・〇	二八・八	昭和四一年	
	中山橋	橋四・五	一四・〇	六一・二	昭和四一年	
	矢細工橋	橋三・五	一三・〇	四五・五	昭和四二年	

曙 地 区

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
木橋	天神橋	橋三・五	五・〇	一七・五	昭和四三年	
計	二ヶ所		一二・〇	四二・七		

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
	足欠沢橋	橋三・五	六・〇	二一・〇	昭和四三年	
	中沢一號橋	橋二・五	三・〇	七・五	昭和三五年	
	中沢二號橋	橋二・五	三・〇	七・五	昭和三五年	
	伊沼橋	橋五・〇	四・〇	二〇・〇	昭和四二年	
	鍛冶屋沢橋	橋五・〇	六・〇	三〇・〇	昭和四二年	
計	六ヶ所		二九・〇	一一一・二		

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
永久橋	大	橋四・〇	七・五	三〇・〇	昭和二年	
	通学橋	橋四・五	八・〇	三六・〇	昭和二年	
	小田原一號	橋三・五	三・〇	一〇・五	昭和三五年	

共 和 地 区

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
木橋	桜沢橋	橋三・七	二一・〇	七三・五	昭和三七七	
	福原橋	橋三・〇	五・〇	一五・〇	昭和四三年	
	上杉橋	橋三・五	四・〇	一三・五	昭和四三年	
計	四ヶ所		三五・〇	一二二・〇		

橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
	南沢橋	橋三・七	四・〇	一四・八	昭和四三年	
	出合橋	橋三・五	一二・〇	四二・〇	昭和四四年	
	松山橋	橋三・〇	一二・〇	三六・〇	昭和四五年	
	枇杷窪橋	橋三・五	一四・〇	四九・〇	昭和四五年	
計	五ヶ所		一〇二・〇	三八五・二		

8 失業対策事業

失業者吸収のために、特別の事業を実施する制度は、我が国においては第一次世界大戦の戦争景気の反動として、世界的不況の影響を受けて深刻化した国内の失業情勢に対処するために創設された。失業者救済事業が最初である。当時の早川橋等の永久橋の架設、切石中山線の間遠隧道の開削工事は、その一連の救農土木、失業者救済の事業であった。その後、戦時体制下で次第に姿を消したのである。

計	橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
六ヶ所	木橋	八幡橋	四・五	五・〇	二二・五	昭和二七年	
		宮木橋	二・〇	一〇・〇	二〇・八	昭和一八年	
		中村橋	二・〇	三・〇	六・〇	昭和一八年	
		西橋	二・〇	二・〇	四・〇	昭和一八年	
		あらく橋	二・〇	六・〇	一二・〇	昭和一八年	
		八ツ沢橋	二・五	三・〇	七・五	昭和一五年	
計				二九・〇	七二・〇		

計	橋種	橋名	幅員	延長	面積	架設年次	備考
七ヶ所	小田原二号	橋	三・五	二・〇	七・〇	昭和三五年	
	瀬口橋	一・五	七・〇	一〇・五	昭和四二年		
	梅見橋	二・〇	六・〇	一二・〇	昭和四二年		
計				三八・五	二二・五		



下伊沼一上伊沼線

が、昭和二〇年八月終戦を迎えた我が国の状態は悲惨なものであった。あらゆるものが戦争の遂行のため動員され、投入された反動というか、軍需産業の解体、復員、海外引揚者の殺到と言う一時的ではあるが情勢下に、生産年齢人口は急激に増加して、それぞれ疲弊のどん底にある農村に都市に不完全就業者として吸収された。しかし反面、戦後のインフレ、闇行為、投機、食糧危機等は深刻な様相を呈して、人々は心身ともに虚脱の状態から脱しきれず、巷に食うに職なき失業者が充満した。特に農村においては二・三男対策についても何等の措置も講じられておらず潜在失業者の対策に苦慮していた矢先、昭和二四年五月「緊急失業対策法」が制定され、本格的な失業者吸収事業が発足した。

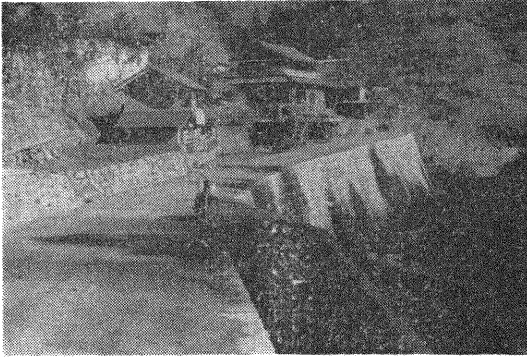
この失業対策事業に対して高率な労力費の補助金が交付されることになったので、貧弱な町村財政と戦時中、等閑視されていた道路整備事業を基幹として国、県に働きかけ獲得

に努め、昭和二五年度より旧五か村においても足並みをそろえて失業対策事業を発足させ、今日二〇年を迎えた訳である。昭和二九年四か村合併して新中富町の誕生をみたが、各町村とも失業対策事業は、重要な施策としてそのまま新町に引継ぎ、以来一五年間の工事実績は別表の通りである。

新町発足当時は旧村単位の事業所で工事施工され、町内失業者登録人員は、一五〇名の多数におよび、割当ては七〇名前後であり、完全に就労する事ができず隔日就労と云う措置をとらざるを得ない現状であった。工

事内容は年と共に極度に高度化され、対象事業も道路、河川の整備事業として資材を多く使用する事業の増加に伴い、国としては、資材費も国庫補助の対象となり、作業能率の向上を図るために、「応能性賃金体系」の採用等の措置も講ぜられ、大幅に拡充されて来た。

町当局においても、コンクリートミキサー



切石一中山線 川平付近

の購入により、従来の空石積計画はコンクリート練り石積に、路側壁およびU型コンクリート側溝の計画もなされるようになり充実した内容と作業能率は一段と向上した。然し戦後一五年経済成長を反映して、雇傭情勢が好転したのと、現実問題として賃金格差の増大等も影響し、失対従事者も年と共に減少して、昭和三五年度には旧村ごとの事業所を二事業所に統合し、さらに昭和四〇年度より一事業所に統合した。年度当初の登録者数も二三名となり、集中的な改良工事を受持つようになった。



大 谷 津 一 新 井 線

昭和四一年五月には、八八万円(国庫補助金三〇万円)で、プリンス四一年式二屯積小型ダンプロトラックを購入し、その性能をフルに發揮して資材運搬に活躍させるとともに昭和四三年度に、ブルドーザー・ショベル(二四〇万円)を購入して就労者の不足を解消して作業能率、作業工程に一威力を加え、事業遂行上大きな成果が期待できるようになった。

第一章 道路交通と土木事業

このようにして新町発足より一五年、失業対策事業の果した失業救済という社会的政策の役割もさることながら、町内道路整備に貢献した実績は特筆すべきものがある。現在までに実施した路線は六八か所におよび、道路新設延長五、七〇〇米、道路改良延長一九、

五〇〇米、農道改良延長一、一〇〇米、就労人員延一五万五千名
事業費総額八千万円に達しており、本町道路史上に実に大きな実績
を残しつつある。

町村合併後における失対事業の年度別推移

年度	登 人 員	吸 收 人 員	道 路 工 事 等 實 施 狀 況				事 業 費 (千円)
			延 長	種 目	路 線 數	路 線 名	
昭和 二九 年八 月以 降			四、〇九五	道路新設	二	久成—矢細工線	四、二三六
			一〇、一六五	道路改良	七	切石、西島、平須、夜子沢、福原、寺沢、江尻窪	
			二、一三五	道路新設	一	矢細工地内	
			一四、四〇四	道路改良	七	西島、手打沢、大塩、切石、石畑、梨子、飯富	
三〇			二、九〇六	校庭整備	二	切石小学校、曙小学校	七、一九一
			二、五三二	農道改良	三	西島、八日市場、飯富	
			六、九一八	道路新設	三	平須、福原、矢細工	
三一			九、四五五	道路改良	六	西島、八日市場、伊沼、江尻窪 間遠線	六、六九〇
			三、九九三	校庭整備	二	切石小学校、曙小学校	
			六、一三五	道路新設	一	平須—矢細工線	
三二			八、八二四	道路改良	二	大塩、江尻窪	五、九九八
三三			一四、三六〇	道路改良	六	平須、矢細工(原)(久保)江尻窪、夜子沢、西島	六、一七八

	二四〇	一五〇	校庭整備	一	原小学校	五、〇八四
三四	五、一〇五	三四〇	道路新設	一	大塩―久成線	
	二、七五五	七〇〇	" 新設	一	中山―矢細工線	
	一、四九八	一八五	" 改良	一	原小学校―伊沼線	
	一、四六三	三〇〇	農道改良	一	西島	
三五	六、二四九	一二〇	道路改良	一	宮木―田原線	四、七三〇
	一、七六一	五九	" "	一	江尻窪―古長谷線	
	一、四七〇	五〇	" "	一	大塩―久成線	
三七	二、七八〇	一七四	" "	一	古長谷―福原線	
	三、六五〇	五四〇	道路新設	一	下伊沼―上伊沼線	
	二、三五六	二四五	" 改良	一	中山―矢細工線	
三八	七〇〇	二〇四	" "	一	中山―矢細工(原)線	四、六九〇
	二、六五一	四八〇	" 新設	一	下伊沼―上伊沼線	
	三、五八〇	一四〇	" 改良	一	切石―曙線	
三九	一、二八五	三二〇	" "	一	手打沢―栗林線	
	二、三五六	二三〇	" "	一	矢細工線	
	二、四二八	一五〇	道路新設	一	上伊沼線	
四〇	二、五七〇	八四四	" 改良	一	原―曙線	

第三節 橋 梁

(一) 概 説

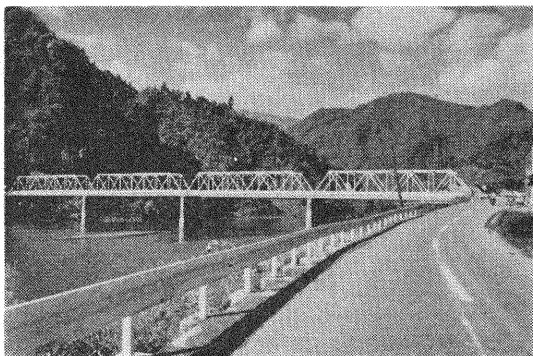
西は白鳳の山塊に源を発する早川に接し、東を富士川が貫流する地形から、本町は県下にもその類例をみない一町内に永久橋五橋を数える。富士川に架かる月見橋を始めとして、富士川橋・飯富橋と早川に架かる早川橋、県下最の長大橋を誇る新早川大橋と、本町はもとより本県の交通文化、産業経済面の動脈となり、名実共に、か

(二) 月 見 橋

県道甲斐岩間停車場―西島線の起点で、富士川に架かる県下の永久トラス橋の中では最初に架設され、当時としては、近代的な鋼橋であった。この橋の架設されるまでは、長い歴史の中で、ある時は「岩崎の渡し」として交通の要所であったことは「甲斐国志」等に当時の交通を想像することができる。以来横渡しとして旅人の難儀の場所であった。明治のころより幾度か仮橋は架けられた。大正年間に現在の岩崎隧道の下流に鉄線を三本張った板張りの簡単な吊橋が架けられ、辛うじて人だけの往来に利用されていたが、強風の日、洪水の時には幾日も不通になる誠に不便のもので、永久橋架設は

け橋となつてその使命は今後の発展に寄与する所が大きい。

四五	二四	四、〇五〇	二、一七五	〃	二	大谷津―荒井線 田原―宮木線	九、六八六
四四	二五	三、四八四	六〇〇	〃	一	大谷津―荒井線	七、一四〇
四三	一九	二、五四七	二四八	〃	一	切石―久成線	六、五〇一
四二	二〇	四、一七八	四四九	〃	一	久成―平須線	三、八九二
四一	二三	一、八八九	一〇〇	〃	一	久成―平須線	四、七九四
		二、九一五	四五六	〃	一	切石―曙線	
		一、四〇五	一五五	〃	一	川平線	
			二八七	道路改良	一	川平線	



月 見 橋

地域住民の宿願であった。

架橋の発端について、地域古老の言を借りれば、大正年間、本町切石に教員養成所があり、南巨摩、西八代両郡の子弟が通っていた。そのころ西八代郡に伊藤喜重県議等が先頭になり、久那土村に七か村組合立の「峡南農工学校」を開校したので、教員養成所はまもなく廃校となった。

その見返りとして両郡の住民が協力して架橋が促進されたとも云われる。真偽の程はともかく昭和二年五月西島、楠甫、岩間の三か村で道路組合を結成して、組合長に西島村長・笠井長亀、同助役に楠甫村長・依田徳重、岩間村長・原田直太郎が就任して、地域住民挙げて県当局に陳情し、昭和四年八月静岡県岩淵町の勝呂組の請負により着工され、昭和五年六月橋長八二間（一四九・一米）幅員二間半（四・六米）の近代的のトラス鋼橋は竣功を見た。爾来四〇年の歳月、年々の台風等による水害に流域の諸橋ごとく流失する

も、よく本橋は被害をまぬがれ両郡の交通を確保してきた恩恵は計り知れないものがある。「月見橋」名の如く橋上の夜景は一幅の絵画の如く絶景でもある。この架橋の由来と景色の模様を、橋のたもとに建つ碑に見る。

観月橋碑

内務大臣正三位勲一等 潮恵之輔 題額

峡南一帯之地古称河内領富士川流其中間東為西八代西為南巨摩二郡山巒起伏村落概在沿岸中部架木橋夏秋之交大水俄至橋忽流失对岸可呼応而可涉人憾馬昭和二年五月西島楠甫岩間三村人々起道路組合欲架鉄橋國民利得県当局之贊助笠井組合長原田依田副組合長監督之下起工於四年八年竣之於翌年六月橋長八十二幅二間半役夫万余丁工費九万余金三村負担其半強余県費補之於鉄橋跨西島楠甫東連岩間駅西通駿之往還而橋柱深入地底入橋欄高及頭上堅牢宏壯永無流失之患人馬往來來荷物運輸繁華頓倍徒於曠昔其資文化産業蓋無大矣若夫夏夜觀月於橋上天風從岳來快不可言所以有橋名也今茲丁丑三村有志屑謀欲建碑伝後昆來請銘事係利福可銘以伝為作銘日

渡橋月夜 仰瞻仙顏 水輪涵影 風漂銀鱗

不唯風月 花雪無新 四時勝地 功業潤身

昭和十二年一月

山梨県知事 正五位勲四等 土屋正三 撰並書

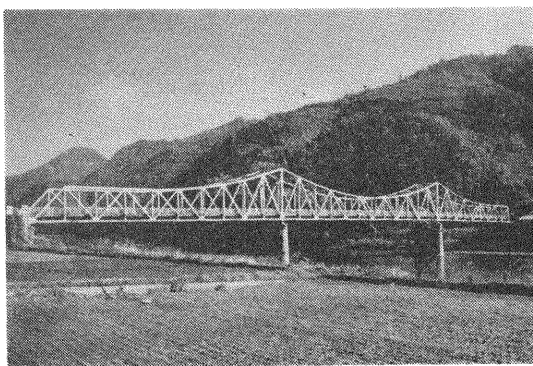
橋の構造大要「市川土木出張所 橋梁台帳より」

橋長及有効幅員Ⅱ一四八・五米幅四・四米（全幅五米）
設計荷重Ⅱ八t 橋種型式Ⅱ鋼構橋 径間割Ⅱ三六・六米（四
径間）施工年度Ⅱ昭和五年八月 総工費Ⅱ七〇、三七六円
構造Ⅱトラス構造床版厚Ⅱ一五糎
橋台Ⅱ玉石コンクリート 右岸工Ⅱ上幅六・一六米、下幅六・
一五米 高さⅡ一二米 左岸工Ⅱ上幅六・〇〇米 下幅Ⅱ六・
六米橋脚Ⅱ鉄筋コンクリート井筒 以上

最近、車両の大型化・重量化と交通量の激増に、橋梁幅員の狹隘
と床版の破損もひどく、交通に危険の状態となったので、地域の月
見橋通勤者により橋の改修運動を起し、県当局に実状を訴え早急
の改修を陳情した。昭和四四年度 一、六〇〇万円の追加予算が計
上され、高欄の改装と床版の補強が完成したが、なお重量制限と速
度の規制による交通が余儀なくされている。

(三) 富士川橋

県道、割子―切石線の起点、切石―下田原を結ぶ永久橋である。
往時、下田原と切石の往来は渡船によってなされていた。この不
便を解消すべくときには仮橋がかけられたこともあったが、一度大
雨が降るとたちまち流失して、渡船による往来もできず、対岸の車
馬の交通を眺めながら「陸の孤島」と化することもたびたびであつ
た。戦後間もない昭和二年、伊藤榮造共和村長は、村民の協力
により第一回の架橋を実現したが、一夏をいわず流失のうきめを
み、その後も切石下宿を結ぶ簡易の吊橋を架けたが、一時的な交



富士川橋

富士川に架かる他の橋より最新の様式を取り入れた橋として、その
モダンな姿はひとときわ目だつ景観でもある。

本橋の特異性を多少、学術的に解明すると、橋の型式は、副柱材
のある三径間連続ワーレントラスである。力学的には外的不静定
構造物となり、構造上は単純トラスより難しくなっている。即ち
力学的釣合いの条件式の他に弾性条件やその他の条件式を使って、
はじめて構造解析が可能となる。橋は支間中央につき対称で、トラ
スの高さは二つの橋脚上の副柱材を最高に漸次両橋軸方向に沿っ

通路に過ぎず流失して
しまった。地域住民の
念願はなんとしても永
久橋の架設を実現する
ことを最大の目標とし
て、県はもとより国の
関係機関に陳情するこ
と数年、漸く昭和二八
年八月永年の宿願が叶
えられ実現の運びとな
り、昭和二九年一月待
望の起工式が行なわ
れ、近代的な永久橋は
一年有余の工期を経
て、昭和三〇年七月完
成竣工をみた。現在、

て、きれいな数学的曲線を描きながら短くなっているが、これは支間中央に生ずる正の曲げモーメントの値よりも、二つの支点に生ずる負の最大曲げモーメントの値の方が大きく、これにそなえた断面変化である。このような連続橋の特徴として単純よりなる他の橋に比較してかなりの鋼材の節約になっている。写真右手橋脚上の構造は固定支承となっており、残る三つの支承は荷重や温度変化等による部材の伸縮を吸収できるような可動支承となっている。又この種の連続橋は、時に支点「橋脚」が大切で、外力等により不等沈下が起これば主構に異状応力を生じ、ついには、橋のバランスを失うので、橋脚等の基礎は、ケーソン工法により慎重に掘り下げ、安定した岩盤上に構築して不等沈下を防いでいる。

橋の構造大要（市川土木出張所、橋梁台帳より）

橋長Ⅱ一四四・七米 幅員Ⅱ四・五米（全幅員Ⅱ五・一米）
設計荷重Ⅱ一四屯（二等橋）橋種型式Ⅱ鋼構橋
径間割Ⅱ三径間（中央径間Ⅱ五四米、左右径間Ⅱ四五米）
工事施工年度Ⅱ昭和二年一月―昭和三年七月
経工費Ⅱ四、七〇〇万円 上部構造Ⅱトラス構造、連続桁橋
（三径間連続ワーレントラス）、床版コンクリート厚Ⅱ一九・五厘（舗装厚Ⅱ五厘）。上部使用鋼材Ⅱ二〇二、一二四屯、使用鉄筋Ⅱ一三、五三九屯、使用セメントⅡ四九、九〇〇屯、下部構造Ⅱ橋台鉄筋コンクリート扶壁式、右高Ⅱ一二米、幅Ⅱ八米、左高Ⅱ八米、幅Ⅱ八米、橋脚Ⅱ鉄筋コンクリート二基、橋脚基礎Ⅱケーソン（潜函）基礎、高さⅡ二〇米、幅四米、使用

材料Ⅱ橋台Ⅱ鉄筋Ⅱ一一、三〇〇屯、セメントⅡ七四、二〇〇屯、橋脚Ⅱ鉄筋Ⅱ一八、七〇〇屯、セメントⅡ一九二、九〇〇屯

（四）飯 富 橋

本橋は、飯富と宮木地区を結ぶ、県道中富―本栖線に架かる橋である。本橋架設の歴史は昭和初期にさかのぼる。富里ほか二か村道路組合が県道編入を前提として、早川入諸村の共鳴も得て、県当局を始め、関係機関に陳情を重ね昭和五年一月、三か村の失業救済土木事業として、架橋を実現することに意見の一致をみ、懸案の飯富橋（木橋）架設工事は昭和七年一月四日起工式が行なわれた。当時の記録による飯富橋の概要は左記の通りである。

村道、常葉停車場―飯富線

南巨摩郡飯富村共和村立会 飯富橋

一、橋梁工事

長さⅡ一七六米、幅員Ⅱ三・五〇米

橋台Ⅱ二基

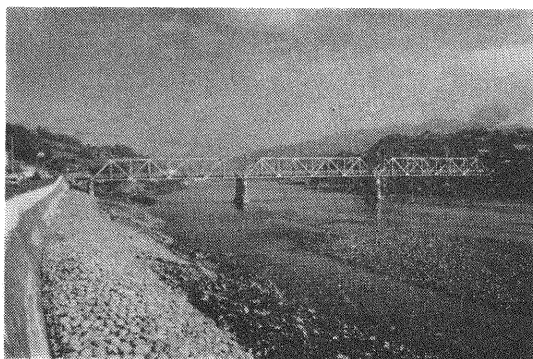
橋脚Ⅱ二十一基

総工費Ⅱ六、一三四円八十銭

以上

工事は、九月八日に架橋の測量が開始され、橋体工を若林孝俊が橋台工と橋脚、接続道路を戸栗森平が請負い、十一月四日に着工し、昭和八年四月三日に竣工祝賀式を挙行している。

以来年々の台風等による洪水に一部橋脚の流失により、渡船に変わった時もあるが、災害復旧により戦時下の物資輸送にその交通の使命を果していたが、昭和二〇年の大洪水に全面的に流失して、再度架橋したが、半歳を出でず流失したので、地域住民は、一意永久橋の架設を願って奔走した。地元県議平林太一等の尽力により国費による永久橋の架設は、明るい見通しがついたので、三か村においては、現県議・堀内卓三が組合長に、共和村長・依田喜直、原村長・若尾正、富里村長・堀内勝喜が同助役に就任して、関係当局の配慮により災害工事としての認定を受け、永い間の願望は達せられ、永久橋の架設は昭和二五年七月着工して、三か年の歳月を経て昭和二八年五月、地域住民関係諸氏の多数の列席のもと竣工渡り初めの式が挙行され、東西河内の名実共に掛け橋の使命を果たしている。橋の左岸、宮木地区に建つ飯富橋竣工の由来の記念碑の一文をつぎにかか



飯 富 橋

げる。

「済 生 民 利」

飯富橋竣工記念碑 篆額 山梨県知事 天野 久

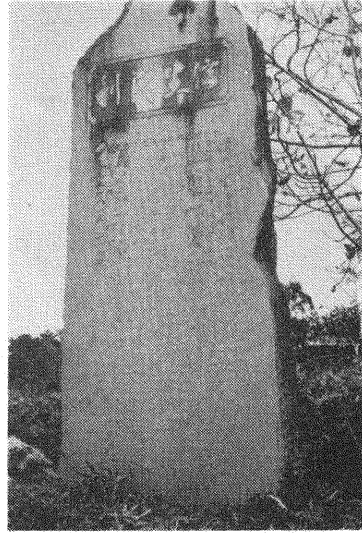
本橋は、昭和三年一〇月飯富下部線の根本的改修を目的とする富里外二ヶ村道路組合を創設、初代組合長に堀内源太郎、同助役に高野竹次郎、望月庄作就任所期の目的貫徹に邁進、路線中の最大難関鳩打隧道は昭和一年五月、旭重忠の請負工事を以って貫通、飯富橋架設は昭和八年、時の県議堀内勝喜等の努力に依って本路線の県道編入と共に本橋を以って架したるも洪水の為に流失昭和二〇年再度架橋したるも是亦半歳を出でずして流亡、当年の県議平林太一も県議会に於いて国費負担による架橋を提唱茲に永久橋架設を期すべく現県議堀内卓三組合長に、共和村長依田喜直、原村長若尾正、富里村長堀内勝喜、同助役に就任関係当局の支援と相俟つて昭和二五年七月着工三年の星霜と総工費五千貳百余円、従業員延五万余人を費して、昭和二八年五月延長百五〇米幅員五・五米の近代威容を誇る鉄橋竣工を告げ、父祖三代に渉る郷土民の翹望せる一大宿願は茲に全く成就さるに至れり、蓋し本橋は東西河内中部を結ぶ紐帯にして今後峽南の観光産業交通文化等の面において画期的飛躍を見る可く時代の推移と共に本橋の重要性はいよいよ大なり、茲に飯富橋の由来を刻し長く後昆に伝うものなり

昭和二十八年五月二十四日

撰文 衆議院議員 平林 太一

書者

大橋 嶋山



飯富橋竣工記念碑

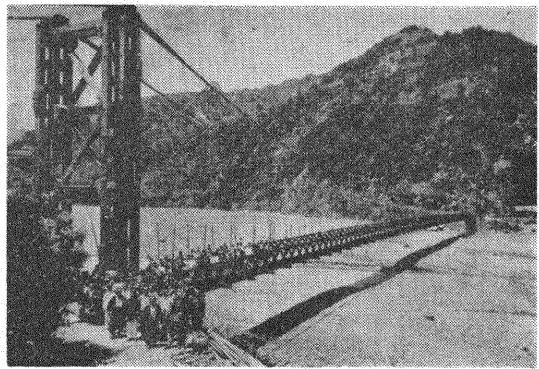
橋の構造大要 「市川土木出張所、橋梁台帳より」

橋長及幅員〓一四四・〇米 幅員五・五米（全幅〓六・六米設計荷重〓十四屯・二等橋 橋種型式〓トラス構造、コンクリート単桁橋、径間割〓三径間〓四八米 工事施工年度〓昭和二十五年四月二十六日〓昭和二十八年三月二十一日

総工費〓五二、〇二五万一、三〇二円 上部構造〓トラス構造床版厚〓十五浬（舗装厚〓五浬）上部使用鋼材〓二三〇、九四六屯 使用鉄筋〓一九、二九五屯 使用セメント〓七二・七屯 下部構造〓橋台〓鉄筋コンクリート重力式 橋脚〓鉄筋コンクリート二基、橋脚基礎〓コンクリート井筒基礎二基

(五) 早川吊橋・早川鉄橋・新早川橋

甲斐国志の一節に「飯富の渡ハ原来徒渉リナリシカ夏秋ノ間、旅



早 川 吊 橋

水期には簡単な橋を架けて交通の便を図ったのが往時の交通でもあり、また早川橋の始めでもある。その後明治になり早川橋の架橋は、付近住民はもちろん甲信二州の宿願でもあった。当時の記録「早川治水架橋の義に付建議」（身延町誌編集室蔵）の一節に依り明らかである。

（前略）半日ノ秋霖忽ニシテ旅客貨物ノ通行ヲ絶チ甲信二洲ヲシテ東海諸洲ト氣息相通スルコト能ハサラシムルモノ実ニ早川ナリ

客多ク水漲ヲ患ヘ又身延山ノ香客渉ルコトヲ得シテ空ク還ル事アル故ニ発願ノ人アリテ身延山ヨリ材ヲ採リテ渡船ヲ造リ国中の香客ニ募リテ錢ヲ聚メ舟子ノ給トナン錢ヲ出ス者ニハ券ヲ与ヘテ往來の驗トス是ヲ無賃札ト云冬春ハ橋ヲ架ス飯富下山両村其事ヲ司ル」このような状態で船もなく難儀した徒渉の早川に渡船の便が始められ、また冬から春の渇

其架橋ノ必要ハ復タ論スルノ要ヲ見ズ只執テ以テ研究ノ題案ト為スベキハ其ノ適良ナル架橋点ヲ発見スルコト其橋梁ノ築造法能ク本川ノ水勢ニ堪ユベキモノヲ案出スルコトノ二者ニアリ本郡民ハ毎年此問題ニ向テ非常ニ苦慮困憊セリ顧ルニ早川ノ其末流飯富下山二村ノ間ニ在テハ幅員実ニ十四、五町ノ広キニ亘リ満目石礫流路ノ變転極マリナシ其適良ノ架橋点ト相当ノ架橋法トヲ発見案出スルコト能ハサリシモノ固ヨリ其所ナリト雖モ今ヤ積年苦慮精査ノ結果漸ク世ニ發表シ、其同情に訴フルノ価値アリト信スルモノアルヲ発見セリ其所謂架橋ノ地点ハ本郡曙村字三ツ石ヨリ対岸下山村小原島(現在地ニ右岸)ニ渉ルノ位置ニアリ其所謂架橋ノ方法ハ鉄鋼組製布クニ木板ヲ以テスルノ建築ニアリ 三ツ石ヨリ小原島ニ渉ルノ位置ハ早川兩岸竝ニ至リテ相縮少シ実測ノ幅員僅カニ八十五間余加フルニ此間ニアリテハ其流路亦永久變遷セサルノ利アリ 其県道駿州往還ニ距ル北岸ハ飯富村ヨリ僅ニ 十三町南岸ハ下山村部落ノ中央ヨリ二十七町ニ過ギズ前後通算シテ其ノ里程ヲ現今飯富村ヨリ直ニ下山村ニ通スル県道ノ里程廿五町ノ相對照シテ迂回スル所十五町ノ迂回ニ依ツテ以テ旅客貨物頻繁ノ停滯ヲ疎通シ甲信二國ト東海諸國トノ氣息永久斷絶スルノ憂ナカラシム其利其得數ノ賭易キモノアルニアラスヤ 鉄線組製ノ橋梁能ク人行馬蹄ノ重キニ堪ユルノ説ハ容易ニ人ノ首肯スル所ニアラズ 然レ共本郡民ハ深ク自ラ信スル所アリ曾テ人ヲ派シテ広ク其実例ヲ各府県ノ間ニ索メタルニ果シテ駿遠二國ノ境大井川ノ上流ニ於テ長百四十間ニ渉ル長大堅靱ノ鉄線橋ヲ架設シ旅客貨物ノ交通ヲ維持スルモノアルヲ発見セリ 其架設ノ方法費額ノ精算書ハ事頗ル

繁雜今茲ニ冗説スルヲ得スト雖モ要スルニ其工費ハ之ヲ木橋ニ比シテ頗ル低廉ナルト其工法ハ木橋ノ致底堪ユル所ニアラサル激流早川ノ如キニ在リテモ其鉄線及兩岸枿材ノ腐朽セザル限リハ能ク人馬交通ノ任ニ堪ユルコトハ 本会之ヲ証言スルニ躊躇セサルナリ 今ヤ千古曾テ交通ノ完全ヲ見ル能ハサリシ早川ニ在リテ其架橋ノ地点ヲ得ル已ニ彼ノ如ク其橋架維持ノ方法明確亦斯クノ如キモノアリ措テ之ヲ顧ミス依然一雨毎ニ彼我相通シ有無相補フコト能ハサル現状ニ放棄セラル、ニ於テハ喫切ニ其利害ヲ感スル本郡民ニ在テハ実ニ人生幸福ノ一半ヲ削奪セラレタルノ感アルノミナラズ遠ク之ヲ本県全体ノ民物發達ノ上ニ顧ミルモ亦実ニ終天ノ遺憾ナルベシト認ムルヲ以テ閣下速ニ新架橋点ノ実況ト架橋方法ノ実例トヲ熟査シ以テ現今ノ県道駿州往還ノ内本郡飯富村ヨリ下山村ニ至ルノ間ヲ軋ジテ曙村字三ツ石ヨリ下山村字小原島ニ至ル間ニ移スト共ニ同所ニ鉄線組製ノ橋梁ヲ架設セラレンコト本会ノ切望已ム能ハサル所ナリ本議幸ニ容納実施ノ盛舉ヲ見ルヲ得バ遠ク東海諸州ヨリ甲信二州ニ至ル人文發達民利増進ノ如キハ且ク論セズ近ク本郡民全体ニ在テハ実ニ半死ノ悲境ヨリ救済セラル、ノ感アルト認ム

以上二件 閣下ノ明鑑ニ祈リ仰キ願クハ速ニ採択ノ榮ヲ賜ハラシコトヲ玆ニ本会満場一致ノ意見ニ依リ郡制第廿八条第二項ノ規定ニ基キ右謹テ建議ス情意熱切措辭往々尊嚴ヲ冒瀆シ恐懼ニ堪ヘス謹言

明治三十二年三月十四日

南巨摩郡會議長

山梨県知事 小野田元麿殿

南巨摩郡長 小林 亀太郎

この建議書に見られるように、当時すでに県内外を精査して特に早川架橋にふさわしい様式工法として、静岡県内大井川に架かる吊橋の調査を終えており、主唱者の真剣さ、苦心の一端をうかがうことができると共に架橋実現は郡挙げての悲願であり、大きくは甲信二州の将来を約束する大事業でもあった。種々困難な調査を繰り返えしつつ、現在地に早川橋架橋地点を選び、いよいよ明治三二年（一九〇二）ころ第一回の木橋が架けられた。橋種は吊橋式を採用したようである。

ここに永年の悲願が実現し一雨ごとに交通を阻害していた難所、「飯富おふの渡し」も面影を一新した。

(1) 早川吊橋

二回目の架橋として、大正九（一九二〇）年に、いまにして古老に懐かしい早川の吊橋が完成した。この橋は木製塔式で、これを吊るケーブルも片方三五〇本の八番線をたばねて使われ、これが懸かるタワー部は総樑造り高さ五間（一〇米）と云う。当時としては豪華の長大吊橋を、本町大子山の望月喜八が請負い棟梁として采配を振るつた。しかしいまにして思うに当時の資材と技術をもつてして、長さ八五間（一六〇米）の長大吊橋の架設は至難の業であった。工事も八分通り完成を見た時に、不可抗力の天災と云うか吊橋はそのバランスを失い不幸にも墜落し一時再建も危ぶまれたが、望月棟梁の努力と誠意が認められ、工費に対する県当局の補給もな

され、七月一日にりっぱに竣工を見た。その偉容は郷人の目を見はらせ、大正、昭和と時代の要請に充分こたえた橋だった。

(2) 早川橋

大正から昭和へと交通の様相も変わり、昭和三年には、身延線的全通、加えて歟沢―身延間の大型バスの運行開始といった背景に、年ごとに増える交通量に板張りの吊橋は、その要請に堪えず改修の氣運にせまられていた。

昭和七年県は農村振興土木事業として現在の永久橋架設を計画着工し、二年有余の歳月を経て、昭和九年九月当時の失業対策事業の一環として完成を見た。

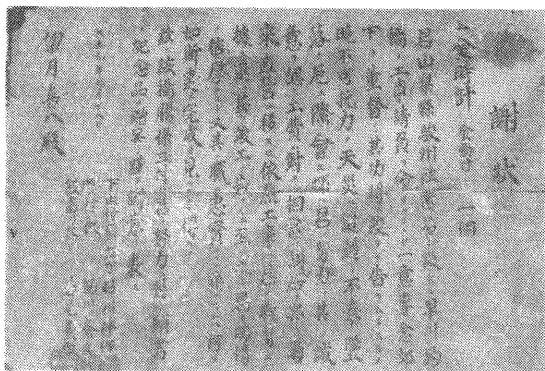
橋の構造概要について、橋格二等橋で設計荷重Ⅱ一・一屯、橋の型式は曲弦ワーレン鋼桁橋、径間割Ⅱ三径間五・三米等分で総延長一六・一米幅員Ⅱ五・五米の当時としては、最新式の標準型トラス橋も総工費Ⅱ九万一千八百円で完成し、戦前戦後を通じて物資の輸送に、峡南地域の交通にその使命を果している。

(3) 新早川橋

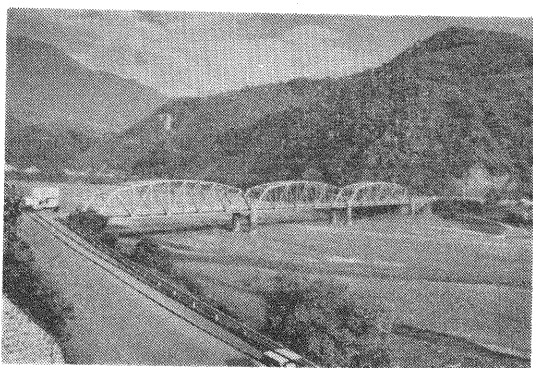
明治のころは、夢にも考えられなかった架橋……一八町先の架橋点を最良とした当時……。それでも交通は充分満足したものであったが、時代の要請、交通量の累年の増加と土木技術の進歩により、ここに現在では県下一の長大橋として実現をみた。

新早川橋完成の意義と特色とする所は、早川橋迂回道路は、右岸地区の險阻な岩肌と軟弱地質による崩壊地帯で現在交通にはマッチしない、国道としては程遠い狹隘な道路であるに加えて、崩壊による交通止めも度々である。この道路を、二・八八料短縮した近代的

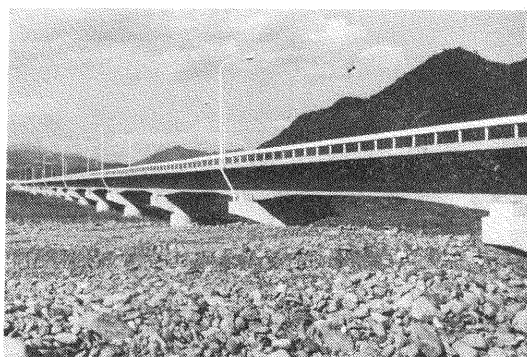
水銀灯の映える高速道路なみの本橋の完成は、地域開発面からまた将来の広域行政の基盤として県南の交通僻地に異彩であり、二〇年後に予想される経済・社会水準に相応した橋として意義深い。架橋の特色は、土木技術の粋を集めた最新工法の採用である。本橋の架設に採用されたバンキング工法、は盛土による現場コンクリート打設による三径間連続コンクリートボックス方式の採用である。この比較的重量のある箱桁方式は岩盤の良い本県なればこそ採用可能な方式で、また砂利資源の豊富なここ早川の架橋であればこそ採



望月喜八氏に贈られた「謝状」



早 川 橋



新 早 川 橋

用された工法であり型式であると言える。
 待望の架橋は昭和四一年八月三〇日着工してより二年八か月の歳月を経て、昭和四三年四月竣工を見た。本町飯富と身延町上沢を直線的に結ぶ総延長二、一七〇米の道路新設、うち橋梁延長五五七米、幅員八・五米、一五径間の橋格一等橋で設計荷重十二〇吨の総工費二億七〇〇〇万円の県下一の長大橋である。

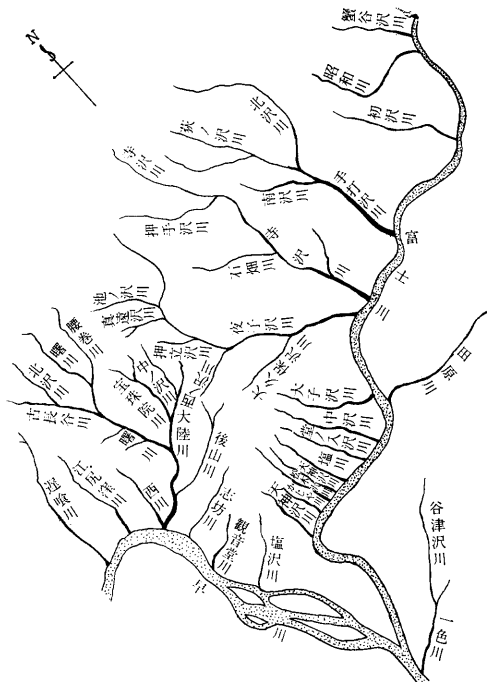
第二章 河川と土木事業

第一節 概況

(一) 概況

本町河川の分布は下図の如く、富士川が南北に貫流しこれに注ぐ北より手沢川、寺沢川、夜子沢川の三河川と西部を身延町と境して東西に流路を持つ早川に注ぐ曙川、江尻窪川をもつて本町河川を代表することができる。

これら河川は、いずれも富士見山に源流し急傾斜地帯の第三紀新鮮紀の土質の軟弱地帯を流路とする、延長共に四、〇〇〇呎から五、〇〇〇呎の河川とその支流で、合わせて二〇数河川に及ぶ別図の通り、昭和四一年以来大部分が一級河川に指定をうけている。これら河川の特徴は、共に河床こう配が急の上に大小の転石が多くそのため、縦横の侵蝕も起り易く、上流山地の崩壊、土砂の流送も甚しく一度台風等の集中豪雨に見舞われると、異常の出水「鉄砲水」により年々大きな災害を被っている。明治以来、本町に大きな被害をもたらした災害の歴史は富士川



町内水系図

の洪水史につながるが、最近の水害の特徴は治水事業の進んだこの富士川には被害は少なく、むしろ治水投資の遅れている町内中小河川に集中ひん発した傾向にある。昭和三四年災害以来近々一〇か年に本町河川に投下された土木施設被災額をみても、総額八億円にお

よび本県でもトップクラスにランクされている。

このような実情からして、災害から本町をまもり、水資源の活用を図る等、生活環境、生産基盤を整備して豊かな町造りを期する為には、河川の砂防施設を整備することはもちろんであるが、河川改修事業を今後共強力で推進することが急務である。

第二節 主要河川

(一) 富士川

遠く長野県境に源を発する日本三大急流の一つをもつて知られる富士川も、本町流域は上流蟹谷地内より下流屏風岩に至る延長一十キロである。長い歴史の中で、ある時はこの川の流れと戦い悩まされ、またこの川の流れに限りない恩恵に浴しているのは、本町ばかりでなく、本県にとっては富士川は、政治・文化・交通・産業の発達に忘れることのできない川である。

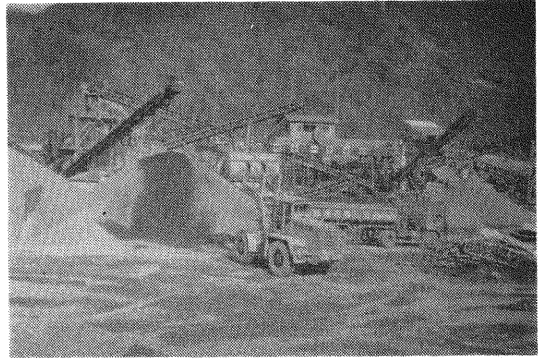
富士川水運史についての詳細は、第二編にゆずることにするが、慶長一二（一六〇七）年幕府の命により、角倉光好が富士川の開さくに着手してより五年、慶長一七年の正月ようやく工を竣え、船を造り、船槽の操縦を教え、鰍沢より岩淵までの一八里に船を通ぜしより昭和初期まで、実に三百余年間の舟運史は、日本河川交通史上に特筆すべきものである。

またその舟運華やかな隆に、年々歳々洪水が繰返されるばかりで

なく、折角復旧した急破御普請がその間もない秋のうちにまた押流されてしまったことも何回となくあった。流域住民にとっては脅威であったばかりでなく、その被害は住民生活を疲弊させた大きな原因でもあった。なかでも災害史上特筆すべきは明治四〇年、続く四三年の被害である。今にして静かな流れの富士川も、往時の住民が政治的に解決しようと「治水会」等を結成して、その治水対策に奔走した史実は「富士川水運史」青山靖著の書中に散見される。しかし本格的な富士川改修工事に着工したのは大正九年、内務省の直轄として鰍沢に「土地収用事務所」が設置されて以来二〇年流域の改修工事がすすめられて来た。本町地域の古い改修工事は詳らかでないが、災害復旧工事としては、昭和一〇年の手打沢地内の欠潰流失による護岸復旧工事、昭和三四年災害の飯富地区水田護岸の復旧工事等一級河川にふさわしい大規模工事が施工されている。また改良工事としては、西島堤防改修工事が近年実施されつつある。なお国道改修工事に併行して富士川流域は面目を一新しつつある。

(二) 早川

白鳳の山塊に源流し、流路延長六一キロ、諸川を合した豊富な水量は、奈良田・西山を始め、新倉・角瀬・早川第一と、いくつかの発電水源となり流下して本町域に達す。かくして、富士川に合流するまで本町西部を身延町と境して東流し富士川に注ぐ県下有数の大河である。早川橋下流の左岸は建設省直轄の一級河川に認定されている。本町流域延長は短かく約六・五キロであるが河口付近の幅は実に一、〇〇〇メートルに達する長さで、往時は三ツ石飯富地先は青々とした



砂 利 採 取 現 場

水田が続き、また早川一八か村（現早川町旧村）の木材等が豊富な水量を利用して筏に組み搬送された利用度の高い河川であった。

当時のその盛んな様子は「甲斐国志」から次のようにうかがうことができる。

「上流諸村の材木公私共に飯富まで流し来り筏に作り駿州へ送る其の地を本真と名付く御材木置場あり長五間横八間なり

往昔江戸白金御殿の切組も是処にて仰付らる」と。
しかしこの川も現在は、発電利水としての開発が進んだ結果、流量が少なく廃河川と化した。そのあとの河原は砂利資源採取場として時代の要請に応えた利用、河川管理がなされている。

(三) 手 打 沢 川

富士見山の中腹、大塩日影地区の溪流に発し、途中北沢川、荻の沢川、南沢川の各支流を合わせ、流域面積は一二・八^キ平方と比較的広く、流路延長は、三・二^キで富士川に合流する。

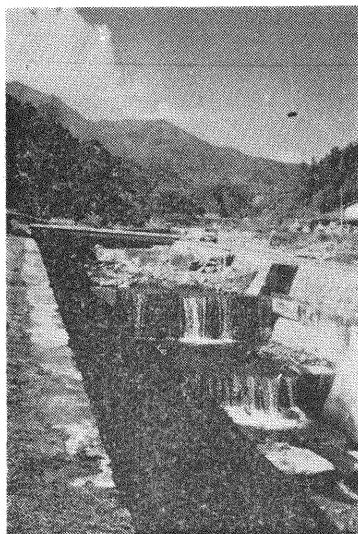
この川は、古くより災害が多く、山梨県史によると、明治一〇年、河港道路工費中より修繕費として、内務省より令達の記録あり、流域の氾濫は古来より著名であった様子がうかがわれる。したがって本町河川の中では、比較的砂防治水事業の進んでいる川に属し、ちなみに昭和三四年災害を地区主要河川に比べて見るに、被害の状況は軽微である。

昭和三四年災害、静川地区河川の状況比較

河 川 名	流域面積 (km^2)	流路延長 (km)	砂防投資額 (千円)	土木災害額 (千円)	耕地災害額 (千円)	料当り被害額 (千円)
手 打 沢 川	一二・八	三・五	二七、二五	四、八一〇	六、三五〇	三、二二七
寺 沢 川	六・八	五・二	一六、二七五	一〇一、七〇〇	一六、〇八〇	二二、六五〇
夜 子 沢 川	七・一	六・二	二七、九〇〇	一四、七九四	一一、三六〇	四、二二八

この川の特異な点は、河川幅員に比して常時流量の僅少のことで

夏期渇水期には、表流水少なく山間、下流の水田をうるおすに不足



寺 沢 川

の状態であるが、一度降雨があれば、その増水がきわめて急激である。昔からの流域の災害は、こんな所にも原因している。木橋のころは手打沢橋の流失も、しばしばで国道交通にも大きな支障をきたしていたが、昭和三四年、P.C桁の永久橋に架け替えられ、その悩みも解消された。

四 寺 沢 川

本川は、富士見山の山腹、久成地区上川原に発し、平須と境する押手沢川を合わせて流下し、寺沢地先で平須八幡原に発する、石畑川を合して富士川に注ぐ、延長五・七㍎、本町内に源流する河川の中で最も長い川である。流域の久成、寺沢地区の灌漑、飲用水源として日常の恩恵は大きいが、河川上流は、曙累層、下流は下部累層と「礫岩」「泥岩」「砂岩」より成り、共に崩壊性の高い地層を流

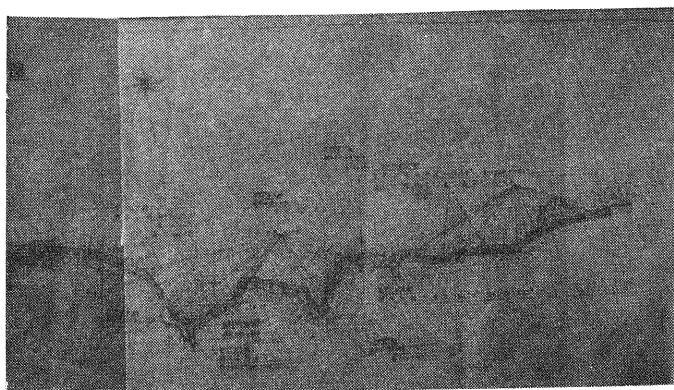
下するため、集中豪雨等による土石流の流出は、甚しく特に昭和三四年の二度にわたる台風の災害は、夜子沢川、曙川と共に激甚地帯としてみる影もなく、その状況は、富士川合流点より上流三㍎にわたり被災し、河川には流木、土石が散乱し護岸堤防等の決壊流失五㍎余、その被害総額は一億、二百万円に達した。

昭和三四年災害の被害状況（昭和三四年災害誌―山梨県）

河 川 名	被 災 額 (千円)	被 災 概 要
寺 沢 川	八一、三五〇	河川復旧長〓二、二二〇㍎ 護岸延長〓三、五六〇㍎ 直高〓四・五㍎ 堰堤〓二・一基 直高〓三・〇〇〓八・〇㍎
石 畑 川	一六、六三八	河川復旧長〓四四〇㍎ 護岸石積〓四六〇㍎ 带上〓五基

昭和三四年災害 寺沢川改修概要（山梨県土木部河川課調）

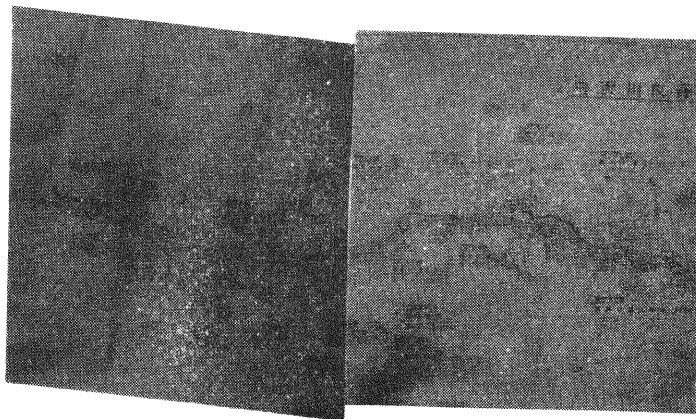
区 間	施 工 期 間	施 工 延 長 (m)	事 業 費 (千円)
白富士川合流点 至久成地先	昭三四・一二・二六 昭三三・二・二六	右岸〓二、八〇一・三 左岸〓二、九一八・一	一〇一、七〇〇



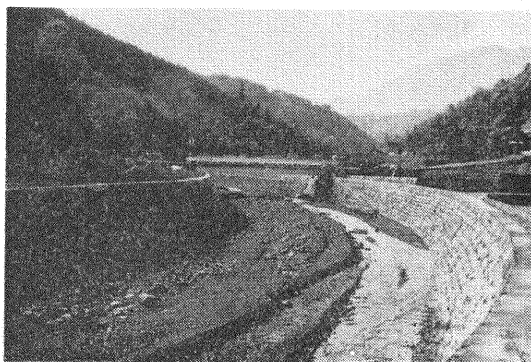
4期	3期	2期	1五〇七期号	1五〇七期号	4期	3期	2期	1期	一八〇号	期災害番別
護岸石積	護岸石積		護岸石積	護岸石積	護岸石積	護岸石積	護岸石積	護岸石積	護岸ブロック積	施工種別
五五二・四	五五・一五		三三〇・〇	七二〇・三	一九五・八	一一四・九	一六三・〇		一一三〇・七	右岸長 m
六〇三・〇	一二六〇・三	五八・五	一二四・〇	七〇五・三	三四・〇	一二九・七	二四二・〇	三七・〇	一九三・五	左岸長 m
三・五〇四・四	四・五〇五・〇	四・五〇四・五	四・〇〇五・〇	三・〇〇四・五	三・〇〇三・六	三・七〇三・六	三・二〇三・七	三・七〇五・六	三・七	積 高 m
堰堤工二基 床固工二一九基	堰堤工二基 床固工一一基		堰堤工二基 床固工二基	堰堤工二基 床固工七基	堰堤工二基 床固工一基	堰堤工二基 床固工一基	堰堤工二基 床固工一基		床固工二基	構造物 数量

(五) 夜 子 沢 川

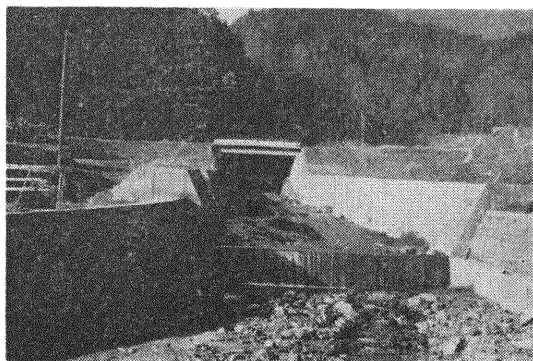
本川は、平須地区滝の下に発して、池の沢川、大久保沢川等数条の小溪を合して富士川に注ぐ、延長四・七キロの川で、上流は礫礫岩



層を横ぎり深い谷を刻んでいる。下流は夜子沢、切石と部落の中を流れて灌漑用水源として利用されている。流路に比して河床こう配が急で



夜 子 沢 川

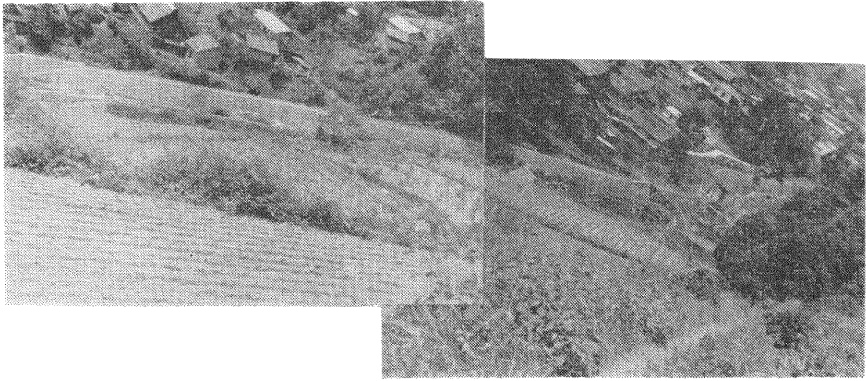


曙 川

一五分の一にも達し、洪水の氾濫は他の河川にとらず、特に昭和三四年災害は、おびただしい土石流のため下流耕地は、ことごとく埋没し護岸の決潰等その被災額は、三千万円に達した、しかしその後計画的な災害復旧工事の施工により面目を一新した。

曙 川

富士見山の中腹にある大柵滝(高さ三〇呎)の矢細工部落長根地内に源流し、腰巻川を合わせさらに曙中央地内で古長谷川を合流して

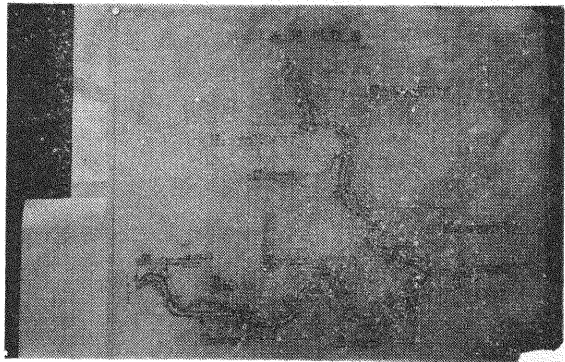


古 長 谷 川 改 修 護 岸

早川に注ぐ、延長四・七^五旧曙地内を貫流する代表的な川である。

河床こう配の急な古長谷川を始め、大小無数の転石に川筋の屈曲もはなはだしく、洪水時の氾濫は地質の脆弱も手伝って、その被害の状況は他の河川に類例を見ない。特に昭和三四年度の台風襲来は、記録破りの気象条件も重なって、六〇年来の被害をこうむった。

特に古長谷川の氾濫は、部落内に一トン〜数トンに及ぶ巨石を含む土



曙 川 河 川 改 修 図

石流の流入により人家の流失、埋没と誠に筆舌につくし難い惨状を呈した。かかる状況から下流地域は全域に亘り激甚の災害に見舞われた。これに伴い曙川流域の改修に投下された災害復旧費は一億円に及び早川合流点より古長谷川に至る全域は抜本

昭和三四年度災害の被災状況 (昭和三四年度災害誌―山梨県)		
河川名	被災額 (千円)	被災概況
曙川	一〇一、六〇一	護岸被災延長Ⅱ、四六〇 床固工Ⅱ一基
古長谷川	六一、九七〇	護岸被災延長Ⅱ、九三五 五基 堰堤工Ⅱ一二一基
江尻窪沢川	三三、九七四	護岸被災延長Ⅱ、六七六 六基 床固工Ⅱ八基

第二章 河川と土木事業

的の改修がなされ、また矢細工腰巻地内には、町内最大の堰堤（H
 Ⅱ一三尉ⅠⅡ四七尉）の構築を始め、古長谷川の奥深く、大小三

○数条の堰堤、床固工の設置を見た。

昭和三四年災害 曙川改修概要 （山梨県土木部河川課調）

期 別	河川復旧長 (m)	施 工 種 別	右 岸 長 (m)	左 岸 長 (m)	積 高 (m)	構造物 数 量
1 期	三一五・六	護岸ブロック積 護岸石積	二三八・五	一三二・二 一六九・四	三・〇〇 三・〇〇	床固工Ⅱ三基
2 期	三三〇・〇	護岸ブロック積 護岸石積	二七八・五 二七〇・五	一四〇・四 一二六・三	二・九五 一・一〇	堰堤嵩上工Ⅱ一基
3 期	九〇・〇	護岸ブロック積 護岸石積	九三・〇 九一・二		三・〇〇 一・一五	床固工Ⅱ一基
4 期	二一〇・〇	護岸石積	一九一・五	二二二・五	四・五〇五・〇	堰堤工Ⅱ一基
5 期	四五〇・〇	護岸石積	四一〇・〇	二九四・七	四・五〇五・〇	床固工Ⅱ二基
6 期	二五〇・〇	護岸石積	二三七・〇	一三一・四	四・五〇五・〇	床固工Ⅱ一〇基
7 期	二〇〇・〇	堤防石積長		一九七・五	四・五〇五・〇	床固工Ⅱ五基
8 期	一九三・〇	護岸石積	一九三・四	一二六・八	四・〇〇	床固工Ⅱ一基
9 期	二〇六・〇	護岸石積	一六五・八	八九・〇	四・〇〇六・〇	堰堤工Ⅱ二基
10 期	一五〇・〇	護岸石積		一〇〇・〇	四・〇〇五・〇	堰堤工Ⅱ一基

(七) 田原川

本川は、西八代郡下部町上田原桜田内に発し、本町下田原字下向地先を山際に沿い富士川に注ぐ、延長三、九〇〇竈と比較的川幅の狭い割に長い川である。

昭和四一年災害田原川改修概要

事業費 三三、三九三、〇〇〇円

災害費 一六、八九八、〇〇〇円

関連費 一五、四九五、〇〇〇円

施工延長

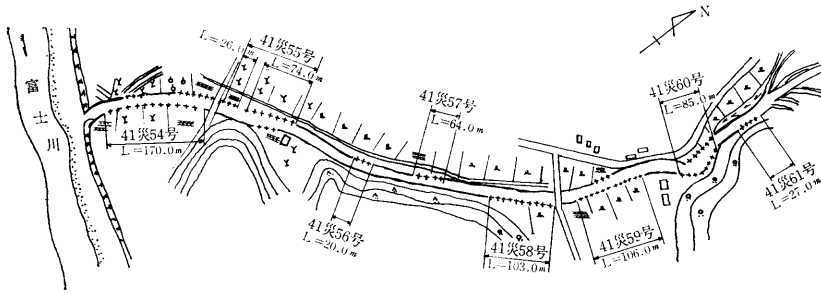
左岸長 八〇四・〇竈

右岸長 一、一三六・五〇竈

工事概要

土工費 一、〇五一、四四九円

四九円



田原川 41 災 改 修 図

年災	番 号	位 置	工事金額 (千円)	工 事 概 要
四一災	五四	田原字下向二	五、一三〇	護岸工長左岸一七〇竈 高 三・五〇二・七竈
〃	五五	〃	二、二六三	護岸工長左岸 二一七・〇〇〇竈 右岸長 二七・四〇〇竈 高 二・七三四・〇〇〇竈
〃	五六	〃	四三三	護岸工長左岸二二〇竈 高 二・七竈
〃	五七	一四	一、一九一	護岸工長左岸六四・〇竈 高 二・七竈

災害箇所調査

合 計 三三、三九三、〇〇〇円

事務費 一、三九四、〇〇〇円

工事雑費 三三、〇〇〇円

用地及補償費 八三〇、〇〇〇円

測量及試験費 二〇〇、〇〇〇円

間接費 一三七、四六二円

取水暗渠 三二九、八八三円

木 橋 三四〇、一一〇円

附帯工事費

間接工 五、六七一、〇四六円

準備工 一七一、八三六円

護岸工 三、九四一、五八〇円

第三節 河川法による一級河川

河川名	流路区	延長 (m)	認定年月日
曙川	左岸 矢細工字長根三五〇〇 右岸 古長谷字下の原六九	三、〇三五	建設省告示第五〇号 昭和四一年四月一日
早川		〃	〃
富士川	起点		昭和四一年四月一日
	終点		

計	ハケ所	一六、八九六	護岸左岸長 一〇三・〇
〃	六一〃	一八	高 二・七
〃	六〇〃	一七	護岸左岸長 二〇・〇
〃	五九〃	一六	高 二・七
〃	三、三二〇	二、九四九	護岸左岸長 八五・〇
〃	一六	七〇八	右岸長 二六〇・〇
〃	一六、八九六	高 二・七	護岸左岸長 三六・〇
〃	五八	田原字下向一五	高 二・七
四一災	五八	田原字下向一五	護岸左岸長 一〇六・〇

(山梨県土木部河川課調)

第六編 土 木 と 交 通

古 長 谷 川	左岸〓古長谷字北沢五四一 右岸〓古長谷字宮の上九四二	曙川への合流点	一、五三五	建設省告示第五〇号 昭和四一年四月一日 延長編入(告示五五五号)
宝 珠 院 川	左岸〓中山字中之沢二六〇七 右岸〓中山字中之沢二五九二	曙川への合流点	一、〇〇〇	建設省告示第五〇号 昭和四一年四月一日
江 尻 窪 川	左岸〓福原字子の神九七四 右岸〓同字矢代取九五七	早川への合流点	四、六〇〇	建設省告示第五〇号 昭和四一年四月一日 延長編入(告示五五五号)
夜 子 沢 川	左岸〓平須字滝の下二九四一 右岸〓同字滝平三一二二	富士川への合流	四、七〇〇	建設省告示第五〇号 昭和四一年四月一日
寺 沢 川	左岸〓久成字上川原三五九八 右岸〓同字下川原三六〇〇	富士川への合流	五、七〇〇	右 同
手 打 沢 川	左岸〓大塩字日影九八七 右岸〓同字南萩	富士川への合流	三、二五〇	右 同
初 沢 川	左岸〓西島字白欠二一三三 右岸〓同じ	富士川への合流	一、〇〇〇	右 同
田 原 川	左岸〓下部町上田原字桜田一三二九 右岸〓同町同字東二三〇九	富士川への合流	三、九〇〇	右 同
一 色 川	一色沢の合流点	富士川への合流	四、一〇〇	昭和四一年四月一日
塩 沢 川	左岸〓遅沢字山王羽根二五一〇 右岸〓同字塩沢二、四八二	早川への合流点	一、〇〇〇	建設省告示(第五五号) 昭和四二年五月二五日
観 音 沢 川	左岸〓遅沢字観音堂二二三二五 右岸〓同字将賢林二〇二二一	早川への合流点	一、〇〇〇	右 同
後 山 川	左岸〓八日市場字後山三一三一 右岸〓同字同三一〇	曙川への合流点	二、〇〇〇	右 同

第二章 河川と土木事業

大 陸 川	左岸〓中山字大陸二二五五 右岸〓同字白山二一四四	宝珠院川への合流点	一、〇〇〇	右 同
遅 喰 川	梨子字オナツガレ一〇〇三番地先	早川への合流点	四、〇〇〇	右 同
下 天 神 沢 川	左岸〓飯富字樺沢七二一 右岸〓同字蔓草里七五二	富士川への合流	一、〇〇〇	右 同
谷 津 沢 川	左岸〓宮木字谷津山三三六八 右岸〓同字同三三八一	一色川への合流	二、〇〇〇	右 同
カ ジ ヤ 沢 川	左岸〓伊沼字立矢一一二一番地先	富士川への合流点	二、〇〇〇	右 同
上 天 神 沢 川	伊沼字上の山一一二一番地先	富士川への合流点	一、〇〇〇	右 同
塩 川	左岸〓八日市場字塩川二五八九 右岸〓伊沼字長畑一六八八	富士川への合流	二、〇〇〇	右 同
堂 の 入 川	左岸〓八日市場字庭床二三三八 右岸〓同字塩川二五六九	富士川への合流	一、〇〇〇	右 同
中 沢 川	左岸〓八日市場字石尊二二六三 右岸〓同字庭床二三五二	富士川への合流	一、〇〇〇	昭和四年五月二十五日 建設省告示第五五号 施工昭和四年六月一日
大 子 沢 川	左岸〓八日市場字金懷二二五七 右岸〓同字石尊二二五九	富士川への合流	二、〇〇〇	右 同
大 久 保 川	左岸〓夜子沢字塚畑四四二九 右岸〓同字若宮四五一九	夜子沢川への合流点	一、五〇〇	右 同
押 手 沢 川	平須字中草里二九五六番地先	寺沢川への合流	二、〇〇〇	右 同
石 畑 川	左岸〓平須字平尾沢一三四二 右岸〓同字同三三四五	寺沢川への合流	一、五〇〇	右 同

北 沢 川	左岸Ⅱ大塩字松枯二四三一 右岸Ⅱ同字同二四三三	手打沢川への合 流点	三、〇〇〇	右 同
荻 の 沢 川	左岸Ⅱ大塩字日向二、二八七 右岸Ⅱ同字松枯二四三八	手打沢川への合 流点	一、五〇〇	
昭 和 川	左岸Ⅱ西島字沢奥二七六九 右岸Ⅱ同字同二六六三	富士川への合流 点	二、五〇〇	

(山梨県土木事務概要調)

第四節 利 水 事 業

(一) 利水について

水のある所に歴史が生まれ、文化が栄えた。水は人間の生活に不可欠のものである。本町の長い歴史の中で我々の祖先が如何に水を利用して来たか、運搬に、灌漑用に、あるいは飲用水として、又水力利用の発電に、水車として精米、製粉事業にその利用の範囲は小規模ながら広がった。

しかし現在は、水の利用率が文化のバロメーターともいわれているにもかかわらず、その河川の特質から用途は限られて、流域の農業用水と上水道に利用されているに過ぎないと言っても過言ではない。往時の利水の中で特異な存在として、久成部落に自家発電の記録がある。大正一四年当時の区長、大森徳蔵は部落有志と相計り自

家発電を計画し、長野県下の自家発電の様子を視察して帰り、早速部落民に呼びかけ、久成川の水を引いて工事にかかり約半年、部落民の協力により完成し、待望の灯をともした。

発電期間Ⅱ大正一四年より二か年

工事金額Ⅱ二、四〇〇円

戸 数Ⅱ三三戸

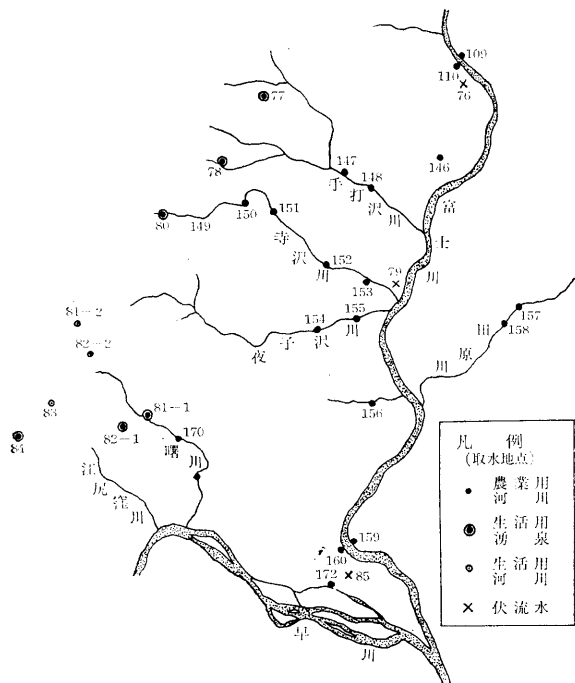
照 度Ⅱ電圧一〇ボルト(一〇ワット位)

但し、使用は夜間照明用のみで、冬の間は支障なく使用できたが、夏は灌漑用水として利用するため、水不足をきたし使用が止まることもたびたびあったとか。しかし明治以来のランプ生活に、文化の灯がともった感激は、今にして忘れられないと古老はもらしている。しかし昭和初期には、この久成部落にも東京電力の送電がなされ、わずか二か年で自家発電事業は姿を消した。

(二) 利水の現況

現況については、別編・産業経済、保健衛生の項で詳説するも、

利 水 現 況 図



その概況については、次の利水現況図、簡易水道施設表および用水施設表で知ることができる。

簡 易 水 道 施 設 表

番 号	事業主団体 地 区	竣工年月日	計画給 水人口 (人)	給水区 域内現 在人口	現在給 水人口	原水の 種 別	配水方式			実績年間 給 水 量 (m^3)	実績年間 有収水量 (m^3)
								年間収入 千円	10 m^3 当り		
76	西 島	昭 33・3	2,600	2,300	2,120	伏	自	750	100	推80,600	推75,000
77	上 大 塩	〃 31・3	270	119	119	湧	〃			7,500	6,000
78	大 塩	〃 39・3	400	366	366	表 湧	〃			7,300	6,000
79	切 石	〃 35・3	1,400	1,200	1,200	伏	〃	600	150	43,700	40,000
80	平 須	〃 33・12	140	129	129	湧	〃			5,700	4,800
81～1	中 山	〃 31・12	400	273	273	湧	〃			12,600	12,000
81～2	矢 細 工	〃 36・12	300	140	140	表	〃			7,900	6,600
82～1	江 尻 窪	〃 32・3	240	240	210	湧	〃			7,500	7,500
82～2	古 長 谷	〃 32・3	270	188	188	表	〃			7,900	6,600
83～2	福 原	〃 33・2	110	87	87	表	〃			3,200	3,000
83	梨 子	〃 33・12	110	60	60	湧	〃			3,000	2,800
84	飯 富	〃 39・3	1,400	1,149	1,149	伏	〃	400	100	41,000	35,000
85	大 子 山	〃 41・3	150	120	120	伏	〃	100		7,500	7,500
86											

第二章 河川と土木事業

灌 漑 用・水 堰 施 設 表

番 号	110	146	147	148	149	150	151	152	153
堰 名	西 島 堰	唐 沢 堰	第2手打沢 頭 首 工	第1手打沢 揚 水 機	湯の木平 路 水	久成水路	水口水路	寺 沢 首 頭 工	切 石 頭 首 工
第一次支派流	富 士 川	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第二次支派流	富 士 川	〃	手打沢川	〃	寺 沢 川	〃	〃	〃	〃
取水河川名	富 士 川	富 士 川 (唐沢)	手打沢川	〃	寺 沢 川	〃	〃	〃	〃
管理団体名	西島農協	西島農協	手 打 沢 水 利 組 合	〃	湯の木平 水 利 組 合	久 成 水 利 組 合	水 口 水 利 組 合	寺 沢 水 利 組 合	切 石 水 利 組 合
かんがい面積 (ha)	36	1.0	3.0	2.0	3.0	2.0	1.0	3.0	2.0
取水量 m ³ /sec	最 大								
	常 時	0.500	0.0058	0.0174	0.0116	0.0116	0.0058		0.0116
	渴 水	0.155	0.0060		0.0060	0.0050	0.0050	0.0060	
用水量 m ³ /sec	代 掻	0.0130	0.0066	0.0139	0.0093	0.0205	0.0139	0.0069	0.0116
	活 着	0.0076	0.0028	0.0083	0.0055	0.0131	0.0055	0.0028	0.0078
	分けつ	0.0192	0.0024	0.0086	0.0058	0.0134	0.0058	0.0029	0.0081
	穂 孕	0.0079	0.0026	0.0094	0.0063	0.0138	0.0094	0.0031	0.0088
	出 穂	0.0079	0.0029	0.0094	0.0063	0.0134	0.0060	0.0030	0.0085
	登 熟	0.0035	0.0021	0.0083	0.0055	0.0120	0.0055	0.0028	0.0078

番 号	154	155	156	157	158	159	160	170	172
堰 名	日陰水路	西割水路	大 子 山 頭 首 工	上田原堰	田 原 堰	宮 木 堰	飯 富 堰	中 山 堰	飯 富 堰
第一次支派流	〃	富 士 川	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第二次支派流	夜子沢川	夜子沢川	大子沢川		田 原 川	富 士 川	〃	早 川	〃
取水河川名	夜子沢川	夜子沢川	大子沢川		田 原 川	富 士 川	〃	曙 川	早 川
管理団体名	日 影 水利組合	西 割 水利組合	大 子 沢 水利組合		二宮直彦 外 11 名	宮木土地 改良区	飯富土地 改良区	中 山 水利組合	飯富土地 改良区
かんがい面積 (ha)	1.0	2.0	1.0		1.8	21.0	15.0	1.5	15.0
取水量 m^3/sec	最 大				0.0010				
	常 時	0.0058	0.0116	0.0058	0.0010	0.1218	0.3200	0.0087	0.0870
	渴 水	0.0020	0.0040	0.0020		0.0400	0.1000	0.0030	0.0865
用水量 m^3/sec	代 掻	0.0061	0.0083	0.0057	0.0100	0.0914		0.0113	0.0671
	活 着	0.0044	0.0055	0.0042	0.0090	0.0543		0.0067	0.0706
	分けつ	0.0045	0.0063	0.0041	0.0100	0.0568		0.0067	0.0741
	穂 孕	0.0046	0.0063	0.0045	0.0100	0.0593	0.0741	0.0067	0.0688
	出 穂	0.0045	0.0050	0.0042	0.0090	0.0568	0.0688	0.0067	0.0688
	登 熟	0.0040	0.0055	0.0040	0.0080	0.0420	0.0635	0.0060	0.0635

第三章 砂 防 事 業

第一節 砂防の概況

現在行なわれている砂防事業は、その目的によって次のように分類される。

(1) 荒廃砂防事業

現在その流域が著しく荒廃し、毎年の流送土砂量が有害土砂となつて下流河川の効用を阻害しているために施工され、また施工する必要がある荒廃溪流に実施している事業。

(2) 予防砂防事業

平常の流送土砂は有害でないが、将来異常な豪雨があれば荒廃し特に都市周辺、人家密集地域などに及ぼす災害を未然に防止するために施設（砂防堰等）を施工する必要がある溪流に実施する事業。

(3) 特殊緊急砂防事業

風水害、震災等によって、新たに水源地帯に甚しい荒廃が生じ、又は新たに地すべり崩壊等が生じたために、河床に土石が堆積し、放置すれば次期出水により容易に流送され、下流に著しい被害を与えるおそれがあり、その事業費が多額であるために年次計画（四か

年）により実施する事業

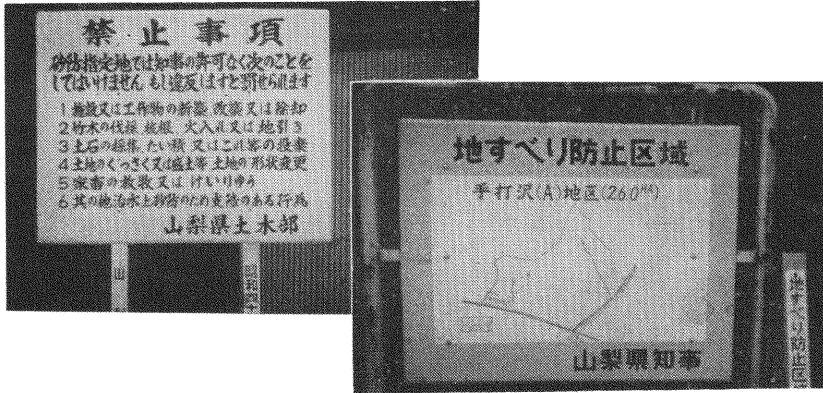
(4) 急傾斜地崩壊対策事業

最近各地に豪雨に伴う急傾斜地の崩壊が頻発し、生命・財産・公共施設に重大な被害をもたらしている現状から崩壊のおそれの多い急傾斜地で人家五戸以上、又は公共建物に著しい被害を及ぼすおそれのある自然ガケに対して、災害を未然に防止するための施設を施工する事業

そのほか、地すべり対策事業、県単防災砂防事業、砂防維持修繕工事等があり、現在いろいろな角度から恒久的な施策がなされている。これも昭和三四年に続く、四一年の有史以来ともいふべき未曾有の災害が契機となり、砂防の重要性が強調されて、本県においても、昭和三四年一二月に土木部に砂防課が新設されて、災害処理および砂防計画と施工を推進している。

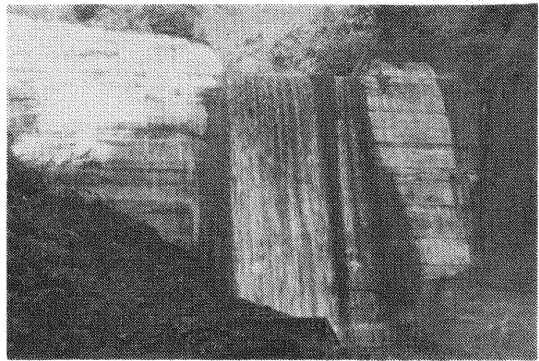
第二節 砂防の現況

本町は、後に標高一、六四〇呎の富士見山が屏風のごとく屹立して、その山峡に源を発する河川は、流路が短かくその上河床こう配



砂防指定地 地すべり地域 立標板

が急である。加えて流域の地質は荒廃し易い壮年期のものが大部分を占めているところから、崩壊、地すべりなどが起り易い条件を備えた地域



砂防大堰堤（腰巻地先）

で、連年の台風、豪雨の災害がそれを如実に物語っている。

特に昭和三四年災害においては、寺沢川・夜子沢川・曙川の沿岸地は墨々たる土石に埋没され、或は破壊された。この事実にかんがみ流出土石の防止がいかに重要であるかは明らかである。しかし、従来の改修は案外中小河川として等閑視され、その時そのおりおりの復旧にも計画性がなく原形復旧が原則であったことも、災害を大きくしたともいえる。

被災後なお土石流による被害が増大すると予想される前記河川には緊急砂防工事が、年次を追って計画的に通常砂防、荒廃砂防工事も施工実施されて、富士見山の奥地まで随所に、岩石の崩落、土砂の流下防止の大堰堤が次々と設置されて、下流沿岸の保全に根本的な災害防止の施策が講ぜられ治水上大な効果を上げている。その現況は次表の通りである。

第三節 渓流別施設表

第三章 砂 防 事 業

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
支 溪 名	手打沢川	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
場 所	大塩地内	〃	〃	手打沢地内	〃	〃	〃	〃	〃	〃	上大塩地内
工 種	堰第三工号	堰第四工号	堰第五工号	堰第三工号	堰第四工号	除石浚渫	護岸工	堰第一五号工号	除石浚渫	堰堤工	堰堤工
構 造	練石積	玉コンクリート石叩付	玉コンクリート石叩付	練石積	練石積		右岸石積	練石積		玉コンクリート石	玉コンクリート石
工 作 物 寸 法	H	L	V	七・〇〇	六・〇〇	五・五〇	五・五〇	五・五〇	四・五〇	五・〇〇	八・五〇
	(m)			二二・八〇	二二・〇〇	四〇・〇〇	二五・〇〇	三九・〇〇	五三・〇〇	二六・五〇	一二・〇〇
	(m)			三六五・八	五〇六・二	四四八・三	一一九・〇	二一七・一六・〇	九三六・二	八二・四	五五八・七
摘 要	昭和三十七年度農村振興工事	昭和一七年度通常砂防	昭和一七年度通常砂防	昭和一七年度通常砂防	昭和一七年度通常砂防	昭和一七年度通常砂防	昭和一七年度通常砂防	昭和一八年度通常砂防	昭和一八年度通常砂防	昭和三十五年度通常砂防	昭和三十五年度通常砂防
		七、七三円	七、七三円	七、七三円	三、二一〇円	五、五六〇円	一、三二二円	二、二三八九円	二、二三八九円	二、八五〇円	四、〇三七、五五八円

第六編 土 木 と 交 通

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	寺沢川	〃	南(支)沢川	中(支)村沢川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	久成地内	狩宿地内	〃	〃	大塩地内
床固工	床固工	護岸工	床固工	床固工	床固工	堰堤工	堰堤工	堰堤工	堰第一号	堰第一号	堰堤工
						玉コンクリート	玉コンクリート	練石積	練石積	練石積	練石積
三・〇〇	三・〇〇	二・二〇	三・〇〇	三・〇〇	三・五〇	六・〇〇	六・五〇	八・〇〇	四・〇〇	六・〇〇	四・〇〇
一三・五〇	一三・五〇	四三・八〇	八・五〇	八・五〇	一六・五〇	二四・〇〇	三七・五〇	一四・五	一七・〇〇	二〇・〇〇	一三・五〇
八三・五	八三・五	一〇七・八	一二〇・四	一二〇・二	二三三・四	二九七・八	六〇〇・九	一七三・八	一三八・〇	四三八・〇	六三・四
昭和三八年度 五、七二二、三〇四円		同、 三、一四三、六九二円	昭和三七年度 〃	昭和三七年度 〃	昭和三六年度 四、〇七三、九七六円	昭和三五年度 四、二〇〇、二七七円	昭和三四年度 五、一七三、一五四円	昭和七年度 昭和三、九八六円	同 六、七三三円	昭和一六年度 昭和一〇、九三八円	昭和三六年度 昭和三六年度 施工

第四節 砂防指定地

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
宝珠院川 (支流)	曙川	夜子沢川	〃	〃	〃	〃	夜子沢川	〃	〃
間遠地内	矢細工 腰巻地内	平須地内	〃	〃	夜子沢地内	川平地内	切石地内	久成地内	寺沢地内
堰堤工	堰堤工	堰堤工	川平堰堤工	堰第三工号	日影堰堤工	堰堤工	護岸工	流路工	流路工
玉クリート 石ト	玉クリート 石ト	玉クリート 石ト							
九・〇〇	一三・〇〇	一〇・五〇				六・〇〇	四・〇〇	一・六〇	二・〇〇
三二・〇〇	四七・五〇	三八・〇〇				二〇・〇〇	五五・〇〇	四八・二〇	九二・六〇
一、〇八四・七	一、五一七・六	一、三二二・六				一九五・五	一二三・〇	一一三・八	二二一・二
昭和三十九年度 荒廃砂防 一、九〇〇、〇〇〇円	昭和四十四年度 通常砂防 二六、八二四、七六四円	昭和四十四年度 通常砂防 一四、七八三、七九〇円				昭和三十一年、〇〇九円	昭和二十六年	昭和四十四年度 通常砂防 四、一一九、七五九円	

河川名	告示 番号 年月 号日	大字	字・地番	面積 ha	延長 km
〔手打沢〕 〔北沢〕	昭一・六・二三 内務省 四二四号	大塩	南萩、日影、 天白、柿木田、山口、吉屋以上沿岸地番を通 じて手打沢川支流南沢の境界より一〇畝の区 間 神田、夏焼、昆野、若井野以上沿岸地番を通 じて手打沢川支流北沢川を中心より五〇畝の 区間 夏虫、手打沢川の支流、北沢沿岸川の中心よ り二〇畝の区間 以上各筆地先に存在する官有地川敷及官有荒 廢地全部	三九・四九	一一・六
〔手打沢〕 〔北沢〕	昭一・六・二三 内務省 四二四号	大塩	番場、丸山、大沢以上の内河岸より二〇畝の 区間 神田、諏訪越、北山、奈良尾以上の内河岸よ り二〇畝の区間 夏暮、夏焼以上の内河岸より二〇畝の区間 京当河岸より一五畝の区間 向坂、天開山以上各筆並びにその地先延長し た線に至る区間 西の沢三九〇三番地上流筆境を結んだ線より 富士川合流点に至る区間の国有河川敷	九・五八	二・七
夜子沢川	昭四一・四・一四 建設省 一二六二号	平須	石倉二八八九番地の上流筆境を対岸に延長し た線から同大字夜子沢川平一八七二番地の 先の間遠橋の上流端までの区間の夜子沢川の 川を中心から左右各岸一〇畝までの区域	六、三一四	二・八六

第三章 砂 防 事 業

中 沢 川							昭四二・三・三一 建設省 九九九号	八日市場	庭床二三番地の川上流筆境を対岸に延長し、下流筆境の中心から延長した線までの区間の川の中	一、〇六六 〇・七〇
堂 の 入 川							昭四二・三・三一 建設省 九九九号	八日市場	庭床二四二番地の川上流筆境を対岸に延長し、下流筆境の中心から延長した線までの区間の川の中	〇・八〇二 〇・五四
天 神 沢 川							昭四二・三・三一 建設省 九九九号	飯 富	葛草里七五〇番地の川上流筆境を対岸に延長し、下流筆境の中心から延長した線までの区間の川の中	〇・九六 〇・六四
寺 沢 川							昭三三・五・八 建設省 一二二二号	寺 沢 日向南沢 日向	榎田、川久保、芦入、中野、西久保、塩枯	
久 成								植原、中田、桜田、新田、駒形、上川原下川山、日向南沢、志良湖、大畑、豆土地、原上入		
切 石								北割		
寺 沢								沢、日向林		一四・三九 三・五
平 須								押寺沢、白金沢、湯木平		
								以上大字久成字上川原三五九八番地上流筆境を対岸に延長した線から富士川合流点までの区間及び字入山四四七番地上流筆境を対岸に		

宝珠院川	曙川	曙川	塩沢川	夜子沢川	押手沢川	
昭四四・三・一二 建設省 五四三号	昭四一・三・三一 建設省 九四九号	昭二五・一〇・一四 建設省 一一〇四号	昭四二・三・三一 建設省 九九九号	昭二六・二・二七 建設省 九九三号	昭四二・三・三一 建設省 九九九号	
中	矢細工	中	遅	夜子沢	久成	
山	山	山	沢	沢	成	
中之沢二五八六番地の 上流筆境を対岸に延長 した線から曙川合流点に 達するまでの区間の 幕武土沢の官民地境界 線から左右各岸五段ま で区域及び同区間の河 川敷	矢細工字、長根三五〇 八番地の上流筆境を対 岸に延長した線から曙 川合流点に達するまで の区間の川敷	渡場一六三九番地の 上流筆境を対岸に延長 した線より早川合流点 に至る区間及び一六〇 四番地の川敷全部（支 流を含む）	塩沢二五三三番地の 上流筆境を対岸に延長 した線から早川合流点 に達するまでの区間の 塩沢川の川敷全部	宮畑三八一八番地の 上流筆境を対岸に延長 した線に至る区間 西の沢三九〇三番地の 上流筆境を結んだ線より 富士川合流点に至る区 間の河川敷全部	日影、草里九〇〇番地 の上流筆境を対岸に延 長した線から押手沢二 一六八番地の川敷全部 の区域	延長した線から寺沢川 合流点までの区間の河 川敷
五、〇七二	五、五一〇	二八・八七	〇・九四	三三・二六	二・六	
二・〇六	一・九六	一・九〇	〇・六二	一・九	一・三	

遅喰川	昭四五・一〇	江尻窪	遅喰川二四〇八番地上流筆境を対岸に延長した 遅喰川の早川合流点に達するまでの区間の遅喰 川の官民境界線から左右各岸二〇呎まで区	五、五〇	二・五〇
-----	--------	-----	---	------	------

(以上資料 山梨県土木部砂防課)

第四章 開 田 事 業

第一節 耕地整理の概況

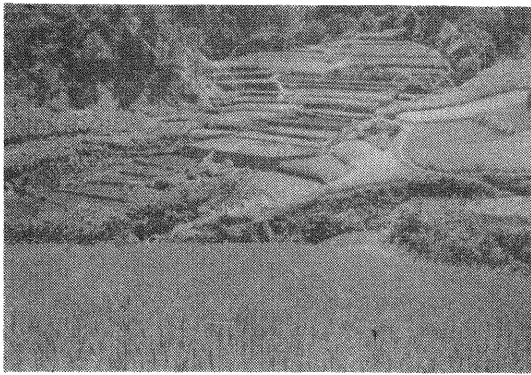
「農は国の大本なり」このことばも世代が変わるに従い耳馴れぬものになりつつあるが、農業が生業として尊ばれ、なかでも稲作が重要視された時代は長かった。食糧増産という国の施策のもと、一粒でも多くと、我々の祖先はいろいろ地形的、気象的な悪条件を克服して、川伝いに棚田を切り開き、河川の荒廃地を美田にする為に尊い汗を流して、ひたすらに耕し続けて来た。

今でこそ稲作技術の進歩と品種改良、機械の導入により生産量が増加して、過剰の厄介物、国の経済の負担となる様な時代となったが、往時祖先が国の奨励を得て耕地整理事業を推進した様子を次の「山梨県勢総覧」昭和十一年版から抜粋掲載する。

「旧西島村に於いては、大正三年八月より工事費一、一二八円を以て、四〇町二反余の工事を発し、同五年三月これを竣工せしめ、次いで同十三年一〇月より再び同組合に於いて工事費七二、二二〇円を以て三八町四反余の地域に着工し、更に堤沢組合に於いては昭和六年五月以来工事費四五、一三四円を以て、四三町八反余の整理

に着手しその両工事は継続「進行中」と記してある。

旧静川村の耕地整理事業は、「大正六年三月より手打沢組合に於いて工事費二、六六九円を以て九町四反余の施工にあたり、同九年八月完了し次いで同一年一〇月より亦同手打



山 峡 の 棚 田

沢組合で工事費二四、七七四円を以て、一二町五反余に着手し、夜子沢組合においても同一年三月より工事費二一、九三六円をもって、二七町八反余を起工し、更に同年同月寺沢組合も工事費二一、三五〇円を以て三四町七反余の工事を発し、最初の手打沢組合の工事を除く三工事は、目下何れも着々進捗中

ある。」と記してある。

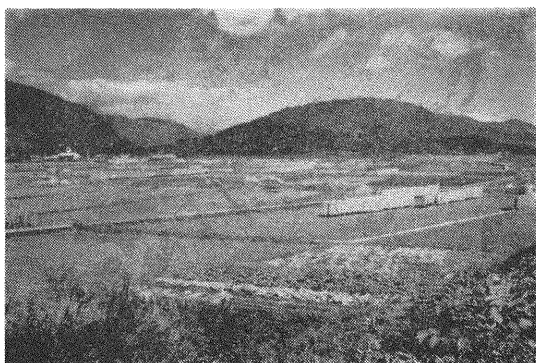
旧原村の耕地整理の概況に就いては、「大正二年七月より飯富組合に於いて工事費二、〇〇〇円で五町九反余を施行して翌三年一月これを竣工し、同一年一〇月第二期工事として工事費六四、六四一円を以て、一九町歩の耕地整理に着手して継続中」と、「更に昭和九年一月より八日市場組合においても工事費五、五〇〇円を以て一三町四反の耕地開田事業に着手進行中」とある。

旧曙村に於いては、「矢細工耕地整理組合で昭和九年二月以来工事費、七、八三六円を以て、三町六反余の工事に着手し、目下継続進行中」と記してある。

このように、各村々において明治末期より大正年代にかけて、競って開田事業を起こしている。これも当時農業立国の国の奨励施策もさることながら、地主対小作制度の中にあつての食糧の尊さをうかがい知ることができる。本町における耕地整理の概況は以上の通りであるがなかでもその著明な開田事業として記録に残る事業を詳述する。

第二節 西島開田事業

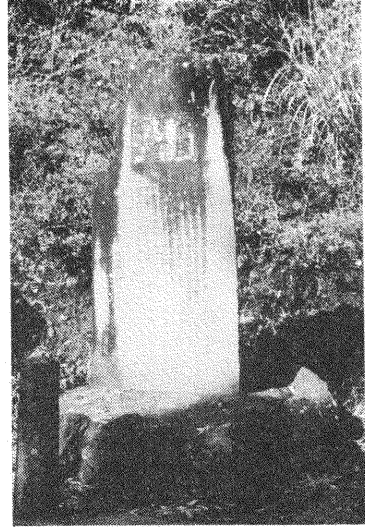
明治一〇年二月一日「西島村用水路ヲ転開センコトヲ内務省ニ稟議ス」という山梨県史の文章の中に、用水路が年々州高になり、出水の都度被害を蒙り模様替えの件を申し出ている。当時の西島地内の水田の状況は、四〇余町歩(約四〇〇畝)の水田が土堰堤に囲まれて



西 島 水 田 の 状 況

いて、直接富士川より簡単な取水堰を設けて灌漑用水としていた。これがたまたま明治四〇年八月の大水害に、その堤防が欠壊して田畑四三町歩ごとく流失し、家屋の流失も五七戸を数える未曾有の惨害を被った。村民はこの大災害に屈することなく一致協力奮起して、復旧を議し県当局の援助を要請して、早速その年の一〇月築堤工事を開始した。かくして二年と半歳、同四三年三月には延長九百八五間、工事費七万余円を投じた大工事が見事復旧完成した。しかし完工間もない新堤が八月には、再度水禍に見舞われ、一部欠壊流失したが再び改修工事を実施して、堅牢な堤塘として以来、水禍からまぬがれたその功績は偉大であり、その遺徳をたたえる記念碑が諏訪神社境内に立てられている。その碑文は次のようである。

築堤記念碑 山梨県知事正五位勲三等 熊谷喜一郎篆額



築堤記念碑

かくして、泥沼瓦礫と化した耕地の復旧は、村民済生の道として真剣に討議され、大正三年六月、西島耕地整理組合を設立して、組合長に笠井惟造、副組合長に野中貞作、佐野準造を選任して一世の大事業として、一〇月に起工して大正五年三月、総工費貳千七百有余円を投じて、区劃整然とした現状に近い美田が造成された。その記念碑が築堤記念碑と共に諏訪神社の境内に建立されている。その碑文は次のようである。

山梨県中学校教諭

中山正俊 書

小松今朝吉刻

耕地整理記念碑 南巨摩郡長從六位勲六等茂手木與一篆額

明治四十年八月滔天之水埴田宅於磧礫四十町步官派吏最救済新築堤村民安堵矣四十二年八月天復下災禍破壞新堤其慘況不可名狀焉官再派吏投巨資修築堤塘堅牢能遏潰欠之患矣於是乎有志相議欲開拓荒蕪圖其所以利生計非須一致協同之力則為奏功難矣精誠苦心克排万難定衆議設立耕地整理組合大正三年六月規具狀得認可起工十月至五年三月而竣費貳千七百有余円区劃井然灌漑排水共得宜至以過取秋穫之利焉之組合長並委員挺身卒礪之功也今當事務完了解散組合里民建碑以為伝濟世安民之偉德於後昆囑余文因按狀記之塞責云

裏面

西島尋常小学校長 佐野聡彦 撰文
南巨摩郡西島村 佐野節朗 謹書

明治四十年八月暴雨連旬甲斐西島村沿岸富士河岸橫流漲溢破壞堤防怒濤氾濫蕩尽田宅流亡家五十七濁水浸屋二百余戸先田圃四十三町一村被其害実為未曾有慘事県庁派官吏救済甚最遂投資新築堤防長九百八十五間費金七万余円起工四十年十月村人興有志特勵精竭力干此至四十二年三月竣焉長堤堅牢庶幾得挽以長免於水害嗟乎当年洪水拳県下被大害狀達 天關辱勅使撫恤賜金聖恩優渥感泣何堪工成之日村人欲建碑為後之記念余官千本県督之土木故囑余以文因記之銘曰

甲之諸川 聚注云云 富水湍急 平時激奔 況暴風雨
沿岸波翻 田宅蕩尽 無一実存 閏月水落 破壞留痕
築堤興役 綿亘高墩 疊石陽水 堅牢有蓄 衆庶得処
人烟愈繁 唯天難測 鑑戒弗諼 一碑悠久 録垂後昆
明治四十三年三月 山梨県技師 從五位 橋爪誠義 撰

組合長 前任 笠井惟造 後任 野中貞作
副組合長 野中貞作

〃 佐野準造

以下略

大正十一年十二月建之

以上のように第一期耕地整理事業は、大正五年三月を以て完了して、第二期事業として大正一三年六月より、初沢の水路変更事業と共に耕地整理事業を推進している。これは初沢水路の変更に伴う、旧堤塘の除去とその残土をもつてする下流水田の客土耕地造成の一石二鳥の大事業である。その工事の概要については、大降りの上田理容店前に建立された「水路変更記念碑」全文を掲載するその概要を紹介する。

水路変更記念碑

山梨県知事 吉江勝保 篆額

初沢は其の源を本村西端南馬門に発し、白欠を経て、西町宮下町下町の三部落の間を東流して、富士川に注ぐ、水源地一帯は地質軟弱にして、崩壊し易く、降雨数日に及べば忽ち氾濫し土砂を押し流して、堤塘を決潰し、家屋田宅を埋没する等、被害は甚大なり。加え蝸々たる堤塘は、地形を中断して交通を阻害し、産業の発達、文化の交流を妨げ、村民常に之を憂う。村長笠井昌美氏經世の才あり、遡源抜本の道を立て、以て民の苦を除かんとし、村会の議決を経て、流路の変更を出願す。県技官を派し調査の結果之を許可す。仍て直ちに委員を依頼し、新流路用地の買収、家屋取除き、等の交渉を開始す、幸に関係者の理解と協力によつ

て、順調に進歩し準備漸やく整う、茲に於て大正十三年六月八日
起工式を挙げ、直に着工、望月万造氏を工事監督とし、幾多の困難と障害とを排除して、偏に工事の完成に邁進す、翌大正十四年五月六日村長任期満ち退職し、笠井長亀氏村長に、笠井嘉一氏助役に就任するや相携へて、旧堤塘の除去、廢堤敷の処分等、残務の処理に當り、大正十五年八月末日を以て、工事一切を完了す。
流路の延長三百二一間余、之に要せし経費總額一万五千余円、内官費補助千五百十六円余残余は沿岸民の寄附金村費及廢堤敷処分金、等を以て之を償う、本工事は実に平和的、文化郷建設の礎石にして、本村自治史上特記すべき偉業と謂うべし、古語に「立德
実行之を不朽といふ、」と本工事に参劃せし諸氏の功業は蓋し不朽にして、百世子孫の景仰に値す、即ち茲に梗概を誌し、以て後昆に伝う。

昭和二十六年四月

佐野聡彦 撰文並書

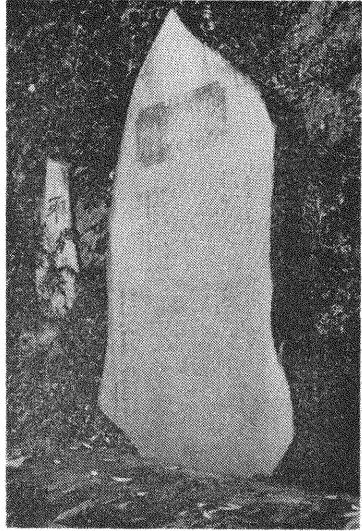
次に第三期耕地整理事業ともいふべき、堤沢水路改修工事を挙げることとする。昭和六年五月に堤沢耕地整理組合を設立して、同年一月に堤沢を字、沢奥地内に、直高参間半（米六・五畝）の堰堤を設けて、東流する堤沢を全長四百九拾間（約九〇〇畝）の内、隧道部分百九拾間（約三五〇畝）の水路を以て北方に通水して、尾根切沢と合流せしめ、昭和川水路橋を経て富士川に放流した。

又一方、堤沢廢堤の土砂を利用して、明治四三年大水害以来、富士川大堤防沿線耕地に残存せる沼地を埋め、良田と化すると共に廢堤敷、水路敷等を良圃に改良して、五町歩（五畝）の耕地を拡張し

て、昭和八年七月に竣工した。その全様は耕地整理地区四三町歩、工事施工地区拾貳町歩余、労働延人員貳万五千八、総工費五万円、



水路改修記念碑



耕地整理記念碑

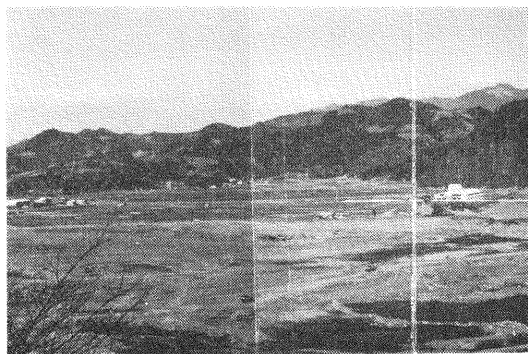
その内官費補助金壹万五千元で他は、廃堤敷、水路敷の売却代金を以って充当された。思うに本工事は、村内を貫流した二水路を撤去し、交通の便をよくすると共に水禍を除き、不毛の地を拓き、不況時の失業者の救済も兼ねた事業として、まさに一石三鳥の壮挙ともいうべく、村人の齊しく驚歎措かざる所にして、後世子孫に伝う。と記された「水路改修記念碑」は、山梨県知事 高野源進 篆額により、その梗概が記されて、諏訪神社境内に建立されている。ここに西島開田事業は、三〇年の歴史を閲して完工した。

第三節 飯富開田事業

古来、早川の川瀬は、下山岸の新道下を洗って屏風岩で富士川に合流していたといわれる。しかし明治の末期早川岸に堤防が完成してより川瀬も変り沖積地を形成していった。一方富士川岸にも一番堤が完工して、二番堤も延長されるに従い、堤内地、下流域には一層沖積地が拡大されて来た。反面飯富地区は、この二河の合流点で、年々歳々水禍を被る上、土地も狭隘なるが故に、農村地帯でありながら商業と兼業し、或いは出稼により生計を立ててきたが、明治四〇年及び四三年の大洪水に大部分の水田は流失、又は被害をうけるという最悪の事態となり、この復旧方策は区民齊しく望む所であった。よって大正二年七月耕地整理組合を設立して、組合長に増田藤四郎、副組合長に望月寅蔵、平林利十郎を選任して、鋭意旧耕地の復旧に組合員の努力が結集されて、大正三年一月、五

第四章 開 田 事 業

町九反余（約六畝）の水田が工事金額二、〇〇〇円で竣工した。引続き第二期工事は、早川堤防と富士川堤防にはさまれた、下流域荒廃地の新開田事業が、大正一三年一月起工された。初代組合長に土橋元三郎が、次いで土橋玉作が就任し、副組合長には土橋吾甫、土橋祐一、内藤荒次郎が就任して、継続事業として一九町歩（約一九畝）の開田事業が、時には昭和初期の失業救済事業として、又支那事変中は食糧増産の国策に添って進められて、昭和一六年その目標を達成した。続いて大東亜戦争奇烈の国策に沿った開田とも云うべき、興亜新田の開田事業は、昭和一〇年、区長古屋保、副区長古屋弘を先頭に、一月に起工して、十二月に一応の完成を見ている。かくして、第一、第二、第三期工事を経た現在、早川堤防より眺めた広大な水田の姿は、営々三〇年の区民、先覚者の努力の結晶であるといえる。時移り昭和四三年新早川橋の架橋と共に、国道五二号線はその広々とし



飯 富 水 田 の 状 況



飯富開田記念碑

た水田を縦貫して、路線が変更されたのを契機として、沿線には飯富病院、杉山鋳物工場等が誘致され、商店、工場も年を追って建築されて、日一日と新しい時代の、新しい要請に應えて変りつつある。

なお先覚者の遺徳をたたえる「開田記念碑」が飯富区八幡神社境内に建立されている。その碑文をここに掲載する。

開田記念碑

山梨県知事 天野 久

題額

開田記念碑建設委員会

撰文

由来飯富は、土地狭隘にして、早川、富士川の合流点に位置し、為に年々歳々水禍を蒙り、安住の地とするには余りにも恵まれざるの土地柄なり、農村にして農を専業とすることを得ず、辛うじて商工を兼業に、或は他出稼働にあらゆる苦難の連続なりし事

は、今更思い半に過ぐるものあらむ

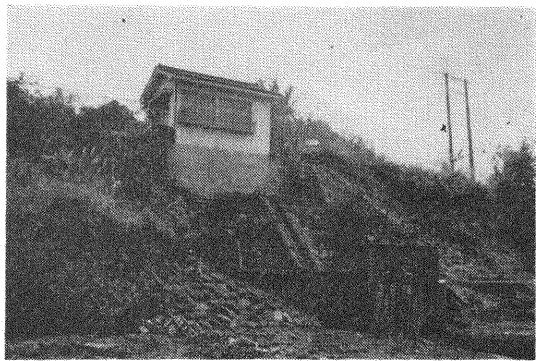
斯る貧困なる環境脱却の方策として、憂郷の士相倚り相謀り、増田藤四郎氏等の第一期開田事業は、大正初期に旧耕地復旧を遂げ、引続いて土橋元三郎氏、土橋玉作氏等の大正昭和に亘る、第二期荒蕪地開田が実現し、昭和十九年区の主唱により興亜田を最後として、二九有余町歩の大開田は、遂に其の完成を見るに至れり、顧みて大東亜戦争中の食糧窮乏の時代を追想し、又昨年の未曾有の大豊作を想起する時、誰か、これ等先覚者の偉大なる遺業に感激せざるものあらんや、今日この恵沢に浴する飯富区民の厚生面に及ぼす利益は計り知れざるものあり、之れ偏に關係諸氏の先見の明知と不屈の努力との賜に非ざるはなく、其の功績や寔に大なりというべし

茲に全区民の名において、記念碑を建て永く其の功績を後昆に伝えんとす

昭和三十一年春彼岸

第四節 宮木開田事業

戦前、旧共和村の水田面積は、田原地区を主体に一一町四反（一・四〇）を数えるのみであった。食糧増産の叫ばれる戦時中、政府の強制供出に対して、その割当の当時は、目標完遂に日夜の努力を続けた。その苦しい経験から、水田面積を拡張し、戦後の食糧難時代に自給自足の生活をしたと言うのは、部落住民の念願でも



あり、村行政面からも大きな関心事となつた。時の村長、高野要の提唱で、富士川より揚水して開田事業を計画し、部落の役員会、有志の会合を重ねること数次、昭和三〇年正月、区民全員の賛成を得て、六月の植付期を目標に着工された。

開田目標、二四町八反歩（二四・八〇）、村長自ら組合長に就任、高野勝男工事担当主任となり、共和村の「村営工事」として実施された。その総工費は一、一〇〇万円うち補助金二六〇万円、他は農林中央金庫より個人名義により借用して充当し鋭意事業の推進に努力した。

工事内容のうち区劃整理等、道路とあいまって、将来の機械導入を考慮して、最低八町単位に整理された。かくして従来の水田面積三町歩に、新開田一二町四反の造成を完了して、合わせて一六町歩の水田を有する地区となり、この水田の配分については、水田所有のない者を解消する事を第一義に考慮して、新開田は部落全戸に割当

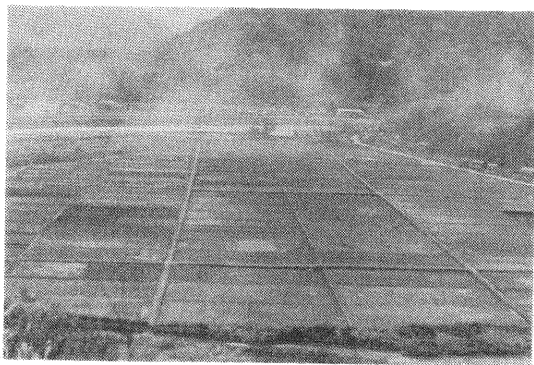
第四章 開 田 事 業

てられた。現在では、部落の米の需要を充分満たして余裕を生ずる状態となった。また富士川よりの揚水施設も、三〇馬力のポンプを据付けて、揚水能力には現在なお余裕をもって利用されている。

この直接的の恩恵もさることながら、従来本地区は、富士川の廃河川敷と荒地を開墾した普通畑で、畑作は旱害常習地として夏作には不適當の地域であつ

たが、水田に灌漑されることにより、間接的に畑地にも、うるおいが与えられて、旱害も自然と解消され豊かな生育、みのりを得るようになった。また常に不足勝ちの消防水利等にも使用され、間接的の効用も計りしれない。

現在にして当時の主唱者、工事担当者の偉業は地域自治史上特筆すべき功績と言うべきである。



宮 木 開 田 状 況

